

第一類 第一号(附屬の一)

(五八〇)

第四十八回国会 衆議院 内閣委員会 大蔵委員会 農林水産委員会 連合審査会 議 録 第一号

昭和四十年五月十二日(水曜日)

午後一時五十四分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 河木 敏夫君

理事 荒瀬清十郎君

理事 佐々木義武君

理事 山口 誠治君

理事 山内 広君

理事 井原 岸高君

理事 上林山榮吉君

理事 高瀬 傳君

理事 辻 寛一君

理事 中川 一郎君

理事 二階堂 進君

理事 藤尾 正行君

理事 稻村 隆一君

理事 橋崎弥之助君

大蔵委員会

理事 原田 憲君

理事 有馬 輝武君

理事 岩動 道行君

理事 谷川 和穂君

理事 毛利 松平君

理事 只松 祐治君

農林水産委員会

理事 飯谷 忠男君

理事 谷垣 專一君

理事 本名 武君

理事 芳賀 貢君

理事 池田 清志君

理事 龜岡 高夫君

理事 倉成 正君

理事 田口長治郎君

理事 高見 三郎君

理事 伊能繁次郎君

理事 永山 忠則君

理事 村山 喜一君

理事 池山 清志君

理事 龜岡 高夫君

理事 塚田 徹君

理事 網島 正興君

理事 中村 寅太君

理事 野呂 恭一君

理事 湊 徹郎君

理事 大出 俊君

理事 受田 新吉君

理事 藤井 勝志君

理事 木村武千代君

理事 西岡 武夫君

理事 渡辺 栄一君

理事 米内山義一郎君

理事 坂田 英一君

理事 長谷川四郎君

理事 赤路 友藏君

理事 宇野 宗佑君

理事 吉川 久衛君

理事 小枝 一雄君

理事 田邊 國男君

理事 中川 一郎君

中山 榮一君

細田 吉藏君

川俣 清音君

兒玉 末男君

千葉 七郎君

松浦 定義君

稻宮 稜人君

林 百郎君

出席國務大臣

大蔵 大臣

農林 大臣

出席政府委員

内閣官房長官

内閣法制局長官

内閣法制局參事

官(第四部長)

總理府總務長官

總理府事務官

官房臨時農地等

被買収者問題調

査室長)

委員外の出席者

検(刑事局刑事課

長)

大蔵事務官

長(主計局法規課

長)

農林事務官

長(農地局管理部

長)

専門員

茨木 純一君

石田 朗君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

丹羽 兵助君

石田 宥全君

栗林 三郎君

高田 富之君

松井 誠君

湯山 勇君

小平 忠君

田中 角榮君

赤城 宗徳君

橋本登美三郎君

高辻 正巳君

田中 康民君

臼井 莊一君

八塚 陽介君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

石田 朗君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

石田 朗君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

石田 朗君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

石田 朗君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

石田 朗君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

石田 朗君

伊藤 榮樹君

赤羽 桂君

石田 朗君

〔河木内閣委員長、委員長席に着く〕

○河本委員長 これより内閣委員会大蔵委員会農

林水産委員会連合審査会を開会いたします。

内閣委員長の私が委員長職務を行ないます。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する

法律案を議題とし、審査を進めます。

農地被買収者等に対する給付金の支給に関する

法律案

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

する法律

農地被買収者等に対する給付金の支給に關

イ 田の面積(北海道の区域内にある田につ

いては、その面積に政令で定める割合を乗

じて得た面積。次号において同じ。)

ロ 畑の面積(北海道の区域内にある畑につ

いては、その面積に政令で定める割合を乗

じて得た面積。次号において同じ。)

の六十に相当する面積

二 措置法第十六条第一項又は第二十八条第三

項(同条第五項において準用する場合を含む。)

の規定により売り渡された農地(昭和二十五年

七月三十一日以後に売り渡された農地につい

ては、その対価が旧自作農創設特別措置法施行

規則(昭和二十一年農林省令第一号)

第七條の二の二第一号又は第二号に定める額

を基準として定められたものに限る。に係る

次の面積の合計面積

イ 田の面積

ロ 畑の面積の百分の六十に相当する面積

(給付金の支給)

第三条 次に掲げる者には、給付金を支給する。

一 農地被買収者

二 昭和四十年三月三十一日以前に死亡した個

人たる農地被買収者の遺族及び同日以前に解

散した法人たる農地被買収者の一般承継人

前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ

かに該当する者には、給付金は、支給しない。

一 昭和四十年四月一日において日本の国籍を

有しない個人

二 外国法人、株式会社その他の政令で定める

法人その他の団体

三 給付金の支給は、これを受けようとする者の

請求に基づいて行なう。

四 前項の請求は、總理府令で定めるところによ

り、昭和四十二年三月三十一日までに、内閣總

理大臣に対して行なわなければならない。

第一類第一号(附屬の一)

内閣委員会、大蔵委員会、農林水産委員会連合審査会議録第一号 昭和四十年五月十二日

一

5 前項の期間内に給付金の支給を請求しなかつた者には、給付金は、支給しない。

(給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四條 給付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。

一 死亡した者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていなかったが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む)。

二 子、孫及び父母。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が、昭和四十年四月一日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同日において出生し、かつ、日本の国籍を有していたものとみなす。

(給付金の支給を受けるべき遺族の順位等)

第五條 給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、次に定めるところによる。

一 前条第一項第二号に規定する順序による。この場合において、同項第一号に掲げる配偶者は、先順位の遺族と常に同順位とする。

二 子のうちに昭和四十年三月三十一日以前に死亡した者があるときは、その者に係る孫は、代襲により他の子と同順位とする。

三 父母については、養父母、実父母の順とする。

2 給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした給付金の支給の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金の額)

第六條 第三條第一項第一号に掲げる者でその被買収農地の面積が一反以上のもに支給する給付金の額は、当該被買収農地の面積(一反に満たない面積は、切り捨て)を次の表の上欄に掲げる区分に区分し、その区分に応ずる同表の下欄に掲げる割合を二万円に乘じて得た金額に、順次、当該区分に応ずる被買収農地の面積の反数を乘じて得た金額の合計額とする。ただし、当該

合計額が百万円をこえる場合は、百万円とする。

区 分	割 合
一町以下の面積	百分の百
一町をこえ二町以下の面積	百分の五十
二町をこえ三町以下の面積	百分の三十
三町をこえる面積	百分の十

2 第三條第一項第一号に掲げる者でその被買収農地の面積が一反に満たないものに支給する給付金の額は、一万円とする。

3 第三條第一項第二号に掲げる者に支給する給付金の額は、その者に係る死亡し又は解散した農地被買収者につき前二項の規定の例によつて算定した金額と同額とする。

(記名国債の交付)

第七條 給付金は、十年(前条第二項の規定により算定した給付金及び同条第三項の規定により同条第二項の規定の例によつて算定した給付金にあつては、五年)以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が二人以上あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前に支払うべきであつた当該国債の償還金の請求又は当該国債の記名変更の請求は、全員のためにその金額につきしたものとみなし、その一人に対してした当該国債の償還金の支払又は当該国債の記名変更は、全員に対してしたものとみなす。

6 前各項に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(支給未済の給付金の支給の特例)

第八條 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡し又は解散した場合において、その者がその死亡前又は解散前に給付金の支給を請求していなかつたときは、その者の一般承継人は、自己の名で、当該給付金の支給を請求することができる。

2 第五條第二項の規定は、前項の規定による請求に基づいて給付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

(譲渡又は担保の禁止)

第九條 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第十條 給付金の支給を受ける権利及び第七條第一項に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む)による場合は、この限りでない。

(非課税)

第十一條 給付金には、所得税を課さない。

2 給付金に関する書類及び第七條第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十二條 第七條第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 前項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(給付金の返還)

第十三條 不実の申請その他不正の手段により国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して、償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納

付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(権限の委任)

第十四條 この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(総理府令への委任)

第十五條 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

(国債の発行の日)

2 第七條第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十年六月十六日とする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和 年法律第 号)の施行に関すること。

理 由

農地被買収者及びその遺族等に対して給付金を支給することと必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○河本委員長 質疑を行ないます。質疑の申し出がありまうので、順次これを許します。石田有全君。

○石田(有)委員 官房長官がいま見えられるところでありますから、官房長官が見えられたところでしたら、官房長官が見えられなかったところでも、農地補償の問題については、昭和三十一年以来国会の問題となつてまいりましたのであります。岸内閣以来今日まで、総理大臣も農林大臣も大蔵大臣も、農地補償は行なわないということを言明してまいりましたのであります。今回は報償であるということを言つておられるのでありますけれども、やはり一定の面積を対象とする金銭の給付というものは、單なる報償ではないと私は考えておる。同時にまた、そのことについては、昭和三十八年の二月四日の衆議院予算委員会において、大蔵大臣田中さんが、報償と補償についての區別を明らかにしておる。すなわち補償とは對物的なものであつて、報償とは對人的なものである。報償という中では表彰状をやるとか、記念品をやるとかというのを考へられるが、補償というのは反別幾らというふうな對物的なものであるというのを明らかにしておる。この見解は、内閣の統一見解であるというのをあわせて発言しておるものであります。今回のこの旧地主に対する給付金の支給ということは、報償するのだと、ただ一言触れてあるけれども、実はわけのわからない給付金を支給するのだといつておるが、事實はまさに補償そのものであると考へるのです。補償は行なわないといふことは、先ほど申しましたように、岸内閣以来一貫した主張なのであります。田中大蔵大臣の見解からすれば、明らかに對物的なものであり、補償であると言わざるを得ないのであります。

○石田(有)委員 次にお伺いしたいのであります。現在衆議院において審議中の中興金融公庫法の改正の法案がありますが、これとの関連はどうかということをお伺いしたいのであります。

をしたいと思います。

○日井政府委員 從來本問題に關しましては、党の中でも、また政府内部においても、世間においても、各方面でいろいろな議論のあつたことは私も承知いたしておりますし、また大きな問題であるだけに、いろいろな議論がそこにあることは当然だと考へるのであります。したがうして、これにつきまして政府内部におきましても意見としてはいろいろございまして、結局は二十八年度の最高裁の判決、こういうこともございまして、値段もまた買収の方法についても適法であるし、また適当な価格であるというこの見解を政府としてとつておりますので、そこで補償は行なわない。補償と申しますと、相手方の損害とか損失を償ふということが目的でございまして、法律に違反したとかそういうような場合に——もちろん災害等の場合にこれを補償するというような場合もあります。したがつて、政府は本問題に關しては補償は行なわない。しかしながら、一方考へると、この農地開放というものがあつたために、農村の民主化、農村ばかりでなく、各方面に民主化の影響もあつたし、また経済的に見ても、農村の非常な一般の御努力もあつたことが大きな原因ではもちろんありまうけれども、しかし、何といつても自分の土地で耕作ができるという、そういう農業のあり方としては一番望ましい状況をつくつた農地改革の結果というものが、戦後のあの非常に食糧困難な状態を乗り越えて、その後食糧の増産に、またひいては今日の日本の経済の非常な成長、国民生活の安定の基礎をなしたというわけでございます。そこで農地開放の功績と申しますか、これに協力し、貴重な土地を開放した旧地主の功績というものが当然考へられてしかるべきであり、また、その後の経済的な非常な変動によりまして、この農地被買収者の方々の心理的な影響、心理的な打撃というものが非常なものであつたといふことは、もう想像にかたくない。また、それがために自殺をしたといふような人さへも出たのでございまして、その精神

的なる苦痛というものに對してねぎらいをし、またその功績に對して何らかの国としての意を表する、こういう意味におきまして報償をする。報償と申しますと、もちろん損害とか損失を償ふという意味もないといふわけではございませぬけれども、しかし、いま申し上げたような報償という意味のそれとは別に、相手方の一定の事項にかかわる貢献や寄与といふものを考慮してこれに報いるという概念であります。したがつて、政府としてはこの機会にぜひ報償を實行したい、こういうことで本案をつくつた次第であります。

○石田(有)委員 報償をする理由についてのお述べになりましたが、私はいついかなる時点で長期間の統一見解が変わつたのかということをお伺つておるのです。

○日井政府委員 この法案を作成いたしました昨年の通常国会に出したのでございしますが、この法案をつくるに至りましたその前に大方の意見がきまつたものと、かように考へております。

○石田(有)委員 赤城農林大臣に伺いますが、赤城農林大臣は、昭和三十三年二月二十日の農林水産委員会、私の質問に對して農地補償はやるべきではないといふ答弁をし、同時に先出で、それは三十二年十一月二十日に栃木県鹿沼市で、旧地主に對しては見舞い金なら筋が通るのではないかといふ考へを述べておるのであります。そこでその点についても、私がそういう考へを持っておりますのかどうかといふことを尋ねたのであります。農林大臣は、私はそういうことは言っていない。海外引き揚げについては一つの理由があつた。しかし、農地の補償については納得するような筋があるとは思えないし、補償をすることはできないといふことは話した。見舞い金をやろうといふようなことは言っていない。これはつきり言つておるのです。今日農政上の立場から見ると、旧地主にいかなる名目であらうと金品を給付するといふことは、まさにうしろ向きのものであると言わなければならぬといふ考へるのであります。農林大臣の率直な御意見を承りたいと思ひます。

○赤城國務大臣 いま御引用になりましたように、農地改革は合法的に行なわれた。価格等も、当時の価格としては適当な価格だつた。あるいは最高裁判所の判決等もあります。でありますから、これに對しましては、先ほど総務長官が答弁いたしましたように、精神的あるいは物質的な損害に對してそれを補てんするという意味の補償といふものは適当でないと私は考へて、そのように申し上げておつたのでございまして、しかし、その後の情勢によりまして、内閣にも農地を開放した者に對してどういふ措置をとるかといふような審議会も置かれ、それによつては、旧地主の貢献といふものを多として、報償でないが補償といふ意味におきまして——この字句はまだ熟していませんといふことが、報償といふような意味で金を出すということに相なつたわけでございますから、これは補償ではないと私は考へております。補償でないものを出すといふことは、政府として相當研究の上出すといふことならば、これは當然出して差しつかえないものだ、こう考へます。

これと農政との關係はどうか、こういうことでございしますが、現在の農政は、農地改革の上に立つて、その延長線になつておるわけでございます。だから、農地改革を遂へます、うしろへ戻すだと思ひます。しかし、いまの農政といふものは先へ進んでおるのでございまして、決してうしろ向きに農政を後退させる、こういうものではないといふことではございまして、今回の措置は農政とは關係ない、農政としてはいままでずっと前向きで来、また農業基本法制定以來は農業基本法の線に沿つて進めておる、こういうふうには考へますので、私は、今回の措置は農政とは別個の観点に立つての措置である、こういうふうには考へております。

前に、国民金融公庫法の改正による旧地主に対する融資の法案の概要を承りたいと思います。

○日井政府委員 この内容は、農地被買収者の方のうちで生業に困難なために資金が必要だ、そういう方に対して融資をする。それがために国民金融公庫法の一部を改正いたしまして、総額二十億のワケをもちまして、これに対して融資をする。もちろんほかから融資のできなかった場合にその融資が受けられるということであつたと思ひますけれども、大体的な内容はそういうことだつたと考えておきます。

○石田(有)委員 わかりました。そういったしますと、国民金融公庫法の一部改正による二十億の融資、これはやはり旧地主を対象とする融資の立法措置と受け取つてよろしいと思ひます。ところが、今回の給付金の支給の法律案とは二重になるということとは明らかだと思ひますが、いかがですか。

○日井政府委員 この国民金融公庫法の一部を改正することによって、農地被買収者の方々に対しての二十億の融資のワケは、これは工藤調査会の答申にもございまして、生業に困難を來たしている方々に対しての考慮を払つての融資でございまして、言つてみれば一つの社会保障的な意味があると思ひます。今度の農地被買収者等に対する報償のほうは、先刻も申し上げましたように、この農地改革に対する旧地主の方々の功績に対してねぎらいをする、またその心理的影響に対してねぎらふという意味においての報償でございまして、社会保障的な意味の善処とはそこにおのずから違ふものである、かように考えております。

○石田(有)委員 とにかく旧地主に対する措置としては二重の措置であることは、これは否定できないと思ひますが、なおおかしき確認をいたしたいと思ひます。

○日井政府委員 もちろん両方とも農地被買収者の方々に對する対策でありますけれども、ただその対象が、その中から特に生計に困難を來たして

おる方々を対象としてゐるのでありますから、したがつて、農地被買収者全体に對しての考え方というわけでもございせん、その中で困つてゐる方々を対象にするというのが、国民金融公庫法の一部を改正しての二十億の融資であります。報償のほうはさうではございせん、一畝以上、最高は百万円に押えてありますが、それらの方々に對して段階に応じて報償をするということでありまして、やはり対象の内容がおのずから違つてゐる、こういうことでございまして、両方全然同じ性格のものとは考えておりません。

○石田(有)委員 同じ性格でないからこそ、こういう法律を重ねて出すことができたと思ひるのであります。

そこで私は官房長官にお伺ひいたしますが、この間三月二十三日の本院議におきまして、山内議員の質問に對して總理大臣は「戦後の処置につきましては必要に応じて解決をはかつてまいつております。引き揚げ者の給付金であるとか、あるいは未亡人であるとか、遺族に對する給付金等々でございます。今回のこの処置は、これとはおおよそ異なつております。戦後の措置ではございません。いわゆる戦争に基づくような処置ではないこの処置でございまして、いわゆる戦後処置と一緒ににはなさないように願ひたい、明らかにこれは区別すべきものである。以上のことを十分御了承いただきたいと思ひます。」と、この速記録に載つてゐる。そこで、この初めのほうの「戦後の処置につきましては必要に応じて解決をはかつてまいつております。」というところは、すでにこれをやりまして、このことは非常にニュアンスが違つて、「解決をはかつてまいつております。」ということ、これは、今後もおやるといふ意向のうちにニュアンスとして受け取れるのです。そうすると、国民金融公庫法の一部改正という性格はなるほど違ふけれども、旧地主の比較的困難を對する人を対象とする法案が目下参議院で審議中、引き続き今度は給付金支給に關する法律をいま審議中、そうすると、さらに今後また別な名目で――い

ろいがかつてな名目を使ひますからね。給付金の交付だとか報償だとか、補償だとか、いろいろな名目をもつてさらに第三次も第四次もこれは行なわれる可能性があると私は考える。そういうことになる、すでに引き揚げ者は、前回行なわれた給付金に對しては、暫定的なものであり、見舞金的なものであるから、本格的な要求運動はこれからやるんだ、こう言つてゐる。この法案が成立をいたしました時においては、これらの類似の問題が繰出される可能性が十分考えられる。たとえば戦争中職場を強制的に廃止させてゐる。あるいは強制疎開をやらせてゐる。沈没船艦の補償もやつてゐる。そういうことは戦後措置だから、いまは、さらに續けてやるんだというふうに受け取れるのです。一体その点については、それは憲法違反であらうとなかろうと、立法府だから、絶対多数である自民党の黨議で政府がそれに基つて措置をやるということになれば、第三次的にも第四次的にも行なわれる可能性があると私は考えるのであります。官房長官は、それに対してはどううけじめをつけようとするお考えなのか。運動がさらに盛んに行なわれれば、これに對してはまたそのような適当な措置を行なうというお考えなのか、内閣がこの法案を提案されるにあつての決意のほどを承りたいと思ひます。

○橋本政府委員 ただいまの石田先生の御質問であります。總理が、戦後処理が行なわれてまいつておりますと言ふ意味は、当時皆さんの御審議を経て、この法案は過去に遡つております。が、實際上、現在実行に移されつつある段階であるという意味であつて、今後新しい問題を予想して、さうしてこれから起こるであろうというやうなニュアンスの意味ではないと理解いたしております。したがつて、これは總理が本會議等で御答弁申し上げましたように、いわゆる農地報償法案なるものは、戦後処理とは別個のものである。もちろん、これは現実の社会の面からいへば、あまう大きな戦争がありまして、そのあとにおける

一つの社会改善の必要から、ああいうような法案の必要が出てまいつたのですが、いわゆる戦後処理ではない。これは總理が本會議でも明らかなにいたしております。そういう意味で、戦後処理の問題とこれとは區別してゐるという考え方は、政府として明確にいたしております。したがつて、現時点で、今後戦後処理として必要なものが出てくるかどうかということについては、われわれは戦後処理の問題として出てくることはないと考えております。もし今後それに類似のようなものが出てくるといたしますれば、これは別個の観点から、社会制度の進展に伴ひ、その他社会情勢の変化に伴つて、あるいはそういう問題があり得る場合もありましようけれども、現時点においては、さうな考えを持つておらないという点を十分に御理解願つて、この問題は戦後処理の問題ではなくして、当時の社会情勢に伴う措置に關する一つの変則的な措置である、かように御理解願ひれば、けっこうだと思ひます。

○石田(有)委員 はなはだあいまいでわかりません。二、戦後処理ではないといふことばの内容――今後起こるいろいろな社会的な諸問題については、またそれぞれの措置をその時点で考えるということになる、私が指摘したとおりになるおそれがある。戦後処理か戦後処理でないかというのは、一体どこに線を引こうと考へられてゐるのですか。

○橋本政府委員 いろいろこの問題を議論をすれば、議論がむずかしくなりますが、たとへば、これは例にはなりませんが、いま皆さんからいろいろと教へを請うてゐる医療問題にいたしましても、これが制定された当時と今日における社会情勢では、變つてきてゐる。そういう意味で、いろいろ皆さんのほうからも、社会保障制度の一環として社会保険を考へるべきじゃないか、こういう御意見があつて、われわれもその考え方に對しては十分尊重しなければならぬと思つております。さうな社会情勢の進展に伴つて、それらが違つた時点において、また異なつた原因において

起きてくる場合があります。そういう意味で考えますれば、なるほど形式的に言えば、あるいは戦争を原因としたものもありましようけれども、しかし、社会の発展段階において、特殊な展開をしてきたものに対してこれを是正し、あるいはこれを救済する措置は、政治家としても、また政治としても、必要な措置であらうと思ひますので、必ずしも石田先生のおっしゃる通りに、戦後処理の一環として考える必要はない。その時点における社会情勢、あるいは今後発展すべき社会情勢に伴って、政治としては救済措置、あるいは補償措置、あるいはこれが積極的な再建措置とか、いろいろ問題が起きてまいりますので、その点はこれとそれとは区別して考えてまいりたい、かように考えております。

○石田(有)委員 私昭和三十一年以来国会で本問題に關与してまいりましたが、今日までしばしば問題になっております旧自創法の農地買収對価に關する違憲訴訟事件に対する最高裁判所の判決というものが、国会の記録の中に実は載っていないのです。その機会がなかったのです。そこで、本日私は、この判決文は非常に重要であるから、朗読してもらつて、記録にとどめたいと思ふのであります。時間の關係もございましてから、時間を省略する意味において、日井總務長官から要点だけを確認願つて、これを記録に載せることにしたいと思います。委員長いかがですか。

○河本委員長 よろしゅうございませう。

○石田(有)委員 それでは日井さん、この最高裁の判決というものは、いかなる場合でも權威のあるものとされておることは言うまでもございませう。そこで、この最高裁の判決の中では、午前中の参考人の意見にもありましたように、憲法違反であるという主張があったわけですが、これは岩田市造氏が最初にその違憲論を唱へました。そのことに端を発して、旧地主の農地補償要求の運動が展開されたのでありますが、当時の對価は不当であるということが、午前中の参考人の話の中にも出てまいつておりました。しかし、最高裁判所の

判決では、對価は適正なものである、こう認定しておる。違憲でないという点と、それから買収對価は適正であるという点はお認めになると思ひますが、いかがですか。

○日井政府委員 「自創法六条三項の買収對価は憲法二九条三項の正当な補償にあたると解するを相当」とする、こういう二八年十二月二十三日の最高裁の判決でございまして、その要旨をいふことでございませう。きつめて簡単に申し上げますと、憲法第二十九條三項の正当な補償は、その当時の経済状態において成立すべき價格に基づき、合理的に算出された相當な額をいふのであつて、必ずしも時価と一致することを要しない。第二は、農地買収對価の算定は、いわゆる自作収益價格によつて行はれるが、これは耕作者の地位の安定と農業生産力の増進をはかるという法の目的からいつて當然であり、またその算定の項目及び数字は合理的なものである。第三は、農地買収對価が對価決定後の経済事情の変動にかかわらず据え置かれたのは、一般物価の上昇とともに生産費が高くなれば、収益は必ずしもこれに伴うものではなく、したがつて、収益に基づく價格は物価と並行するとは言えないという事情に基づくものである。

○石田(有)委員 次に伺ひたいのは、この農地補償に關する旧地主の運動の経過であります。私はこの経過を無視してこの問題を議論することはできないと思ひます。特に昭和三十年から三十一年にかけましては、集約的な小作地引き上げの問題が全国各地に起つたのであります。いづれも法律に違反し、きつめて不当な要求であつたわけでありませう。これは總理府としてはあるいは資料が手元になく御答弁になるかと思ひますが、当時の実情を明らかにすることが本日で本法案を審議する上においてきつめて重要であると思ひますので、資料がありましたならば、実態をお示しを願ひたいと思ひます。

○日井政府委員 いまの御質問は、過去における本問題に關する民間側といひますか、そういう運動の経過といふことかと思ひますが、これは昭和二十九年に地主団体の統一がございまして、十二月に全國解放農地國家補償連合會といふものができまして、これが一時分裂いたし、さらに三十二年の十二月、再統一をして全國農地解放者同盟ができたわけでありませう。當時二十二年から二十六年に違憲訴訟の受理件数も、数におきましては二百九十、またさらに、別に香川県を中心にして全國農業再建協同組合、こういうような運動等が始まりまして、それから民間側の運動があつたわけでありませう。その後の経過につきましては、特に私のほうの資料にはございませうけれども、そして三十四年には農地買収者問題調査會設置法案が二月に政府提出で出されまして、廃案となりました。これは政府のほうの問題でありますし、それから三十五年には、例の工藤調査會といわれる農地買収者問題調査會が設置せられて、これが三十七年に答申があつたのでございませう。そういうようなことで、特に民間側の運動につきましては、私のほうも手元にいま資料が詳しいものがございませうので、一応以上お答え申し上げます。

○石田(有)委員 大體そのように覚えてゐるわけでありませうけれども、講和條約の成立以前から実はこの動きがありまして、駐留軍からそのような行動は適當ではないというメモランダムが出されまして、自來鳴りをひそめておつたわけでございますが、昭和二十七年以降この團體が続々とできてまいりました。あとで私は触れたいと思つておつたわけでありませうが、旧地主の農地補償連盟、あるいは日本被買収農地國家補償連合會、あるいは日本解放農地國家補償連合會といふいろいろな團體があつて、これは経過はありますけれども、これが一部で農地補償要求をしてゐる團體といふものは、圧力團體だといふような表現がよく用いられておりました。私がこの團體の役員の名前を見ると、たとえば日本農地犧牲者連盟の會長代行は木暮武太夫、小柳牧衛、原健三郎、日本被買収農地國家補償連合會の會長は山崎巖、日本解放農地國家補償連合會の會長は下條康磨であります。後にこれはいまお話をいたしましたように統一いたしました、やはり會長としては山崎巖、常任顧問としては原健三郎、木暮武太夫、小柳牧衛、下條康磨、それに田子一民といふふうに、もはやその圧力團體的性格といふものは漸次本質的なものが変わつてまいりまして、自民黨の組織の一部になつた。もう圧力團體の域を脱して自民黨そのものの組織になつたと、私は言わざるを得ないと思ふのです。こういう点について、從來たまたま言われてまいりました圧力團體などといふものでないといふ点で、私は重要性があると思ふ。自由民主黨が黨議をもつてきめれば、政党内閣である以上、先ほど指摘したように、また同じような名前の変つたものが出ないといふことはできないのではないかとと思ふ。一歩踏み誤ると、何回も同じあやまちを繰返すおそれがある。その理由は、この農地補償団体といふものが、圧力団体ではなくて、自民黨の組織そのものだからだといふことを私は指摘しなければならぬと思ひます。こういう点で、今度の法案については私どもはどうしても許しがたい、こう考えておるものであります。内閣官房長官が何かたいへんお忙しかつたことではあります。立法府でありますか

ら、多数決をもってするならばいかなる法律をつくることも、あるいはまた憲法を改正することも、やはりこれはあり得ることだ。そういうことになると、私はどうしてもこの法案を成立させてはならないと考えるのでありますが、同時にそれは、立法府だから憲法改正も可能であり、各種の法律をつくることもできるけれども、しかし、最高裁の判決が、明らかに憲法違反ではないし、その買収対価は適性であるという判決を下したにもかかわらず、その名称をあいまいにして補償をあえてするということは、今日日本の国民がやむを得ずば順法精神が希薄になったといわれておるのときにあつて、最高裁の判決の趣旨に反するがごとき措置をとるとすることは、国民の順法精神をさらに希薄ならしめることの重大な問題であると考えるのでありますが、この点についての官房長官の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○橋本政府委員 お話の件であります。圧力団体ということについてはいろいろ御解釈があらうと思ひますが、われわれ政府といたしましては、その団体に自民党の幹部の名が掲げられてありましようとも、あるいは社会党の幹部の名が掲げられてありましようとも、われわれは圧力団体とは考えておりませんし、いわゆる陳情する団体であることは間違いないと思ひます。そういうことは私のところにも、この問題でありまけんけれども、いろいろな問題で陳情、請願等に参る方があります。それをわれわれは決して圧力団体と考へておりませんので、その圧力によってこの法案が出されたとか、あるいは圧力によって憲法改正もやるのじゃないだろうかという御心配は、どうかひらに御容赦を願ひます。

そこで最高裁の判決の問題ですが、これは佐藤総理大臣が皆さんにも御答弁申し上げましたように、最高裁の判決なるものももちろんこれは正しい。かつまた、それを修正する性質のものではない。今度の農地買収者等に対する給付金の支給に關する法律案の説明書にもありますように、戦後においてあれだけの農地改革ができたという

ことは、何といつても当時の地主諸君が新しい社会状態に對應すべきそれらの改革に對して心からの協力があつたからこそ、いわゆる各国においては流血の惨を見るような革命がなされなかつたこれだけの大きな事業がなされたのである。そういうような点から考え、かつまた、もちろんこうした協力によつたといへども、法律一片によつてこれだけの改革が行なわれたということは、その買収に應じましたいわゆる地主諸君に對する心理的影響の大であつたことは、これはもう皆さんも御承知のとおりであります。さような意味からして、いわゆる法案自体も、その協力に對する報償のものの考え方、新しい社会の狀態に對してのこの時点において、かような考え方立つのであつて、いわゆる最高裁の判決には全然同感であり、この問題と別個の措置であることは、総理大臣が本会議においても再三言明をいたしておるところであります。したがつて、われわれは、この法案は圧力団体によつて自民党が押され、あるいは政府に押しつけられたものではなくして、この新しい社会狀態の観点からしてこの種のいわゆる政治が必要である、これがまた人情のある、あたたかみのある政治の一つの方法であるとも考へて、今回の法案を出すに至つたのでありますから、その意味を十分に御理解願つて、何とぞこの法案の可決されんことを心から希望するわけでありま。

○高田委員 ただいまの石田委員からの質問に關連いたしまして、主として大蔵大臣に、二点お尋ねしたいと思ひます。

今回のこの法案が出るまでの経過、今日までたいへん長い間本問題は国会の論議の場にのぼりまして、その間幾たびかわりました政府の歴代の総理大臣あるいは農林大臣、大蔵大臣その他関係大臣から、たくさん御答弁をいただいたております。終始一貫して変わらなかつたことは、補償はしない、こういうことであつたわけでありま。実は一昨年、三十八年の二月四日衆議院予算委員会におきまして、私から田中大蔵大臣に、ちよ

うどのときは法案ではございませんでしたけれども、内閣で重ねて調査をするということで一億八千万円の予算が計上されまして、一年間の予定で調査をする、こういうことでありまして、これをめぐりましての質問を申し上げたわけでありま。政府としましては、もう從來から一貫しておりますので、補償はしないという態度は微動だもしておらぬ、こういうことであつたわけでありま。また一昨年二月四日のこのとき私が質問しましたのは、補償ということには確かにしないといふことは明瞭でありましたが、報償といふふうにな前が變つて調査をするこゝになつたのは、このときが初めてでございます。したがつて、名前が變つたといふ新たな時点におきまして、名前が補償から報償に變つた、補償はしないが報償はするといふのであるならば、その間補償と報償の違いといふものが、はっきり納得のいく違いが明らかになるかどうかといふことでお尋ねをいたしましたところ、大臣、ひとつ思ひ起こしていただきたいです。こういう御答弁をなすつておるのです。苦しいでしょうが、ひとつ思ひ起こしていただきたしまして、率直に、正直にお答えをいたしたいです。御苦衷はよくわかるのですが、お互いに協力してこの問題は解決しなければならぬと思ひますので、率直にお答えをいただきたいと思ひます。御答弁はこういうことであります。「補償」と言つて、先ほど申し上げた通り、反別幾らというやうな問題にも当然なるでありましようし、また、それが算定に對しては争ひを起すことが出来る」云々、こゝよりまして、さらに、「政府は補償を行なわない。最高裁の判決をそのまま認めておるわけでありま。すべての者に對して反別当たり行なうというならば当然補償を前提としてのお話であります。政府は補償を前提としておらないのでありますから、一々生活程度がよくともすべての地主を對象にして補償を行なうのだという議論は、政府の答弁からは全然出てこないわけでありま。」そしてさらに続けまして、「少なくとも、一般の世帯よりも十分生計を営

み得、しかも十分余力のある者まで報償の對象にしようといふやうな考えは政府は持つておりません。」こゝはつきり御答弁になりまして、さらにその翌日でしたか、同じやうな問題が出ましたときにもう一度お尋ねしましたところ、この答弁をそのまま確認もされておるわけでございます。ただいまでもその考えに変化はございませんかどうか。

○田中國務大臣 大體本質的には變つておりません。ただ、具體的な法律案として御審議を願つております中で私が當時述べましたものと違ふものは、所得制限、ある一定の所得以上の者には当然やらなないといふことが原則でなければなりません、こゝろ答えておりますが、その後いま御審議いただいておりますものには、所得制限といふものはなくなりましたから、その面におきまして、當時の私の考え方よりも、決定案、いま御審議を願つておるもののほうがより前向きな案になつたといふところが違ひます。

○高田委員 ちよつと最後のところよくわからなかつたのですが、前のお考えよりも今度の原案に盛られていふやうな案のほうが前向きで前進してゐるといふやうなことをいまおっしゃつたやうであります。どういふ点がどういふ理由で……

○田中國務大臣 私が當時申し上げました考え方よりも積極的であり、前進的な案でありますので、その点が違ひますと、こゝろ申し上げたわけでありま。

○高田委員 では、ひとつ正直に言つていただきたいのですが、前進だとおっしゃるのですね。いまの考えのほうが前進だと、いまあなたおっしゃいましたけれどもです。

○田中國務大臣 私も當時の事實を思ひ浮かべまして、現在の御質問にお答えをしておるわけでありま。すなわちお氣持で御答弁をしておるわけでありま。これは當時は、報償でありま。一般論で申し上げておるわけでありま。報償といふものでありますから、補償といふやうにだれにでもやるというこゝろは望ましいことではないといふ

思います、ですから、一定の所得以上の人などに
対しては所得制限を行なうことが正しいと思いま
す、こういう意味のことを私は述べたおるわ
けです。また私も、その当時はそう思っておりま
した。ところが、いま最終案がきまつて国会で御
審議をいただいておりますのは、頭打ちのく
りでしたが所得制限はしない、こういう案をいま
御審議いただいておりますから、私が
当時申し上げた私の考え方よりも、いま御審議の
案はより積極的な案であります、こう申し上げて
おるわけでありまして、すなおに申し上げてお
ります。

○高田委員 前に考えたことが間違っていたとい
うことであるならば、間違っていたということで
御訂正なすっていいのですが、前に考えていたこ
とが正しいとすれば、これはどうあなたがたが
しやいまして、あなたがたの前にはつきり述べられ
ましたこと、その考え方というものは、今度の案
では否定されておるわけですか。もし進んでい
れば、うしろのほうへ進んでいるわけですか。あ
なたは、補償はしないんだということを明確に
言っておる。補償ならば反当幾らということにな
るのだ、しかし、そういうふうなじゃなくて、
一定の限度以上生活がいい者にまでやるなんてい
う考えはないのだ、反当幾らでやるのじゃないの
だ、一律一体にやるのじゃないのだということを
言明されておるのです。ここに補償と報償の違い
があるのだ。だから、いままでの補償はしないとい
うことはちつともくずれていない、こうおっ
しやっているわけでしょうか。ところが、今度のや
つは全部反当三万円でしょうか。そうして大きいも
のに対する漸減のあれはありますけれども、生活
程度がいいとか悪いとかなんということは、一切
無視しているわけですか。何人にも行くようになっ
ております。これはあなたの御説明によれば、
はつきり補償ですね、こうなります。

○田中事務大臣 そういふふうにおとりにならな
いで、ひとつもう少しすなおに考えていただきた
い。今度政府がお出しをしまして御審議をいただ

いておるものも、補償法案ではなく、報償法案で
ございます。これは間違ひなく名前にも書いてご
ざいます。ただ、これは法律そのものが報償法案で
ございます。ただ、私があなたの御質問に対してお
答えをした私の発言というものの内容と比べてと
きに、あなたは補償ではないか、こう言う根拠
は、私が補償というものは計算をして、一反歩当
り幾らだれにも補償しなければならぬというも
のは補償であります、報償というものは、そう
いう意味ではなく、一律どうか、また当然所得
制限なども行なわれると思ひます、こう当時、
一般論を申し上げたわけでございます。一般的に
私が感じたままをすなおに申し上げたわけで、報
償とはかくあるもの、補償とはかくあるものとい
う定義があるわけではございませんから、だか
ら、そのときに報償という新しいことばといいま
すか、そういうものに対して私の考えをすなおに
御答弁を申し上げました。まあその後ずっとこの
法律案をつくる間に、これは私がつくったわけで
はございません、これは党でも閣内でもいろいろ
な協議をして、各省でも関係者がいろいろな協議
をして、その結果最終的に報償である、その実態
はかくある、こういういま御審議をいただいてお
るものにきまつたわけでありまして、でありますか
ら、私の当時の報償とはかくあるべきだと思いま
すというものと違つた方向であつても、これは報
償ではなくて補償だということにはならないわけ
であります。

○高田委員 しかし、大事なことは、反当割りでや
るのじゃない、反別割りで行なうというのじゃ
ないのだというところは、はつきりしておるわけ
であります、少なくとも一般の世帯よりも生計が
いい、十分余力がある者まで報償の対象にしよう
という考えは持つておらないか、こうはは
つきり言つておるのです。こういふことになりま
すと、これは補償でないのだという説明がつくと
思ふのです。しかし、今度のよう、反当原則的
には三万円という計算なんです。多いところに対
する漸減措置という配慮はありますけれども、い

づれにしまして、原則として反当三万円とい
うことで反別に出しておりますから、当然実質的
内容においては補償なんです。ですから、実は年
前中も自民党推薦の京大の橋本先生も証言されま
して、これは名前は報償と言つたが何と何と、
実質的に補償であるから、不十分な補償ではある
けれども補償であるから賛成なんだ、こういうこ
とをはつきり言明されております。大体そういう
ふうにごさうがとつておるわけでございます、内
容的に補償であるから、だから、そういうふうな多
少ゆるいものにされておるといふのは、その漸減
されておる部分が不服だ。しかし、それにしても
一律一体のものであるから補償なんだ、こういう
ことになつておるわけですか。これは何とおつしや
ろうとも、たいへん御説明がよいやうです。すな
わちいろいろなぐあいにおつしやいますけれども、こ
れはしかし事実上は動かさないのであります、私
は大蔵大臣の気持ちにはよくわかるのです。あの当
時は、この委員会においてばかりではございませ
ん。委員会以外の場所におきまして、私ども
は、ぜひ筋を通してもらいたい、国の政治とい
うものは圧力団体なり党内圧力グループなりの、ど
う考へても筋が通らぬ、理屈が通らぬと思ひつ、
圧力に屈して、じわじわじわじわだんだんに年月
をかけてうちに引きずりこまれというやうなこ
とがあつてはならないということを申し上げた。そ
のときも、大臣は非常に同感していただきまして、
そうなんだ、だからやはりこういう問題について
は金をやろうというやうな考えではなしに、たと
えば賞状でもお渡しして、協力してくれた地主さ
んに対してその労をねぎらうという方法もあるの
で、そういうやうなことも検討したいと思ふのだ
というお話もありまして、私どもも、なるほどそ
ういふ考えのなかなというこゝであなたのおつ
しやることをすなおに受け取つてまいつておつた
わけなんです。ですから、私は、今日こゝまで押し
まわされてきたとしますれば、その過程で大臣と
しては相当これはいかぬというやうな立場で御議
論もなすつておるだらうし、お力も尽くされたの

ではないか。しかし、党議決定は多数決であつて
やむを得なかつたというやうなことは、これ
は私どもは、大臣の個人のお立場というものはわ
かります。しかし、いまのように言いくるめよう
というのでは、これは私どもは国民の代表とし
て、言いくるめにさうございませうかというわ
けには實際まいらないのです。少なくとも大臣は
賞状くらいは配つてもいいくらいのことをおつ
しやるくらいでありましたから、かりに金一封に
よつて事をおさめようという考えになられたとし
まして、最少限度というやうなところで、あな
たは財政をつかさどる、国民の血税をつかさどる
最高責任者としては、相当御審議なすつておるこ
とはわれわれもよく承知しておるわけですか。で
すから、あなたの最初出された案というものは、こ
れよりはるかにわずかな案であつたということ
は、天下周知の事実でございませう。今日千五百億
というやうな膨大なものを、しかも一律一体に反
当二万円というやうな基礎計算に基づいて出すとい
うことになつたことについては、大臣は、これは
いいことなんだ、前向きなんだという御答弁は、
私は、はなはだ正直でないと思ふのです。もう少
し率直に大臣のお考えを、気持ちを書べていた
きたいと思ふのです。

○田中事務大臣 財政に対して非常に御協力的な
御発言は、まことにありがたうございませう。過
程においてはいろいろな案がある、一つの結論が
出るまでにはいろいろな案があるわけでありま
す、国会においては、いやくとも国会における発言
でございませうから、国会に対して内閣は連帯して
責任を負う、こういうことではございまして、あ
なたの前で申し上げられることは、やはりいま御審
議をいただいております案に対してわれわれは責
任を負つておる、こういうことではございませ
う。その間の事情は御了承賜りたいと思ひます。
○高田委員 ただいまの大臣のことは、了解で
きないことではないのであります。つまり連帯責任
という立場上やむを得ない、自分の個人の考え方
というものは御審議にまかせられるけれども、案を出

した以上は、この案について連帯の責任を負わざるを得ない、お察し願いたい、こういうことでございませう。ですから、私は、大臣があつた時強調された考えといふものはいまも変わっていない、こう考えます。このときの答弁のとおりのお考えをいま持つておられると思うのです。だから、私は問題は重大だと思つたのです。財政の最高責任者である大臣が、はつきりこの法案に対して非常に遺憾である、こういうものであるべきでないという考えを持つていながらも、今日提案者の連帯責任の一人として苦しい立場で答弁しなければならぬ。こういうものを、われわれは実態をやはり十分論議いたしまして、これは国会として通すべきものであるか、通さないほうが国のためになるかといふことは、与野党超越して私は真剣に考えなければならぬと思つたのです。これは冗談ごとではないと私は思ふのです。ですから、ただいまの大蔵大臣の御答弁は、いま私が申し上げたような理解、私はそういうふうにお話をいたしました。大臣はそれでよろしいとお話をいたしました。よろしいやうでございますから……

○田中事務大臣 国会でございますから、まじめに御答弁申し上げておるわけでございます。これだけの財政負担をするといふことは、ただ単に簡単な討議によつてできたものではございません。慎重な配慮のもとに、熟慮の後断行したことでございませう。これはひとつ政府の意図を十分理解をされて、この案の早期成立に御協力賜うたい。確かにあなたも埼玉県における大蔵地買収者であられますが、そういう非常に熱心な財政の立場でお考えいただくといふことも、国のあつたを思つてお立派でございます。私たちも、こうすることが将来の国のためだ、こう思つておるのでございますから、これはひとつ御協力の上でございませう。これに御尽力を願ひたいと思ひます。

○高田委員 これはあまり私が念を押して過ぎたために、またかえつてたいへん苦しい御答弁をせざるを得ない立場に追い込んで、たいへんこれは成功ではなかったと思ひますが、いまのことは聞か

ないことにいたしました。そこで、しかし、これはその後、あのときの一年の予算に組まれた一億八千万円で調査をいたしまして、内閣がおやりになったわけでありませう。おやりになったわけでありませうが、その結果、あの報告を見ましても、世論調査の中でははつきり出ているのです。ね。報償のようなことを旧地主全体に対してやつたほうがいいんだらうか、困つた地主にだけやつたほうがいいんだらうか、あるいは第三の、何かほかの意見はないかといふような調査をなすつておるわけなんだ。その結果は、全体にわたつたほうがいい、全体の旧地主に対して報償的措置をやつたほうがよろしいといふのが、二三・二〇でしやう。それに対して、生活に困窮している地主にだけやつたほうがいいといふのが五九・六です。ね。その他は二・二、意見なしが一五ですから、圧倒的多数です。おおよそ六割、圧倒的多数の者は困つてゐる地主にだけはやつてもいいんじゃないかといふ意見なんですね。それから、その前の二年間かつてやりました工藤調査会、内閣の被買収者問題調査会、あれにおきまして、やはり結論的に出ておりましたのは、奨学金であるとか、生活資金であるとか、そういうふうなもので、特に農地買収を受けたためにこれを原因として困つてゐる、現に困つてゐる地主に対しては何かの措置をしてやつたらいいんじゃないかといふようなことを示唆してゐる答申が出てゐるわけですね。もととも、これについてはすでに二十億円の国民金融公庫法改正案というものが、衆議院を通過しておるわけですね。ですから、いすれにしましても、どういう角度から考えをしてみても、大臣が一昨年の予算委員会での私の質問にお答えいただいたような考え方が、国民一般の世論でもあり、また政府がせっかくつくつて検討された二つの調査会の結論でもある。いすれも権威あるものだ。そういうふうなものがびしと出ておるさなかに、これをまたくつがえしてこういうふうな案をお出しになるというふうなことは、全くもう理屈にも何にも合いません。これは筋も何もあつたものじやない。

い。世論も何も無視しておる。こういうことが大手を振つて通るようでは、これは単に一報復法案の問題じゃないと私は思ふのです。政治の姿勢そのものの問題だと思ふのです。ですから、こういう点については、田中大蔵大臣はもつとひととき然とした態度を私はとつていただけたらものと、実は期待しておつたんです。苦衷はわかりませうけれども、もつと然とした態度をおとりになる。ひとつこの際、さっきの、聞かないことにいたしましたしやうと申しましたが、そういうふうな態度でなしに、はつきりと、大臣としましては、こういうふうなことについては、これからでもまだおそくはないわけでありまして、本院においてまだ検討中でございませうから、ひとつ断固たる決意をもつて率直な御意見を述べになつて、そうしてそういう結果にならないやうに、未然に防止するといふことについて、与野党を超越した協力をわれわれもやるつもりでありますので、もう一ぺん御答弁をいたしたいと思います。

○田中事務大臣 私、あなたが指摘されたときの発言以来、この問題に対して世界的な歴史も、また日本のあらゆる歴史も検討して、その評価を十分考えましたその結果、先ほど申し上げましたように、熟慮の上断行いたしましたものでございまして、これは必要なのである、こういうことでございます。きのうも内閣委員会でも御答弁申し上げましたが、長いこの歴史を見ましても、農地開放というものが成功するかしないかといふことによつて、その国の民主化が達成されるかどうかといふことでございまして、農民運動の歴史をひもとくまでもなく、そこにおられる石田さんなどは、何十年も苦勞してもなかなか農地開放はできなかったといふことで、農地開放の必要性といふことは歴史をもつて承知をいたしておられるわけですね。それが敗戦に行つた上になつてはございまして、円満に行つたわけでもない、そこに基づいて、日本の歴史も変わつて今日あるのは、いまそれらの方々の精神的、経済的な苦痛は、

対して何らかでも報償をしようという考え方は、政治の上でも間違つたものであるという判断は、これは独断である。私は、やはりこういう報償が得るような日本になつたといふことの事実も十分認識をして、価値ある措置だ、このように認識をいたしております。

○河本委員長 高田さんに申し上げます。大蔵大臣の時間が限定されておりますし、なお二、三御質問者があるやうでございますから、結論をお急ぎ願ひます。

○高田委員 いま、日本もこういうふうな余裕ができてきて、そういうふうなことができるやうになつたことはいふことだとおつしやいます。これは大蔵大臣としてはいかかと思つたのです。金があり余つて、理屈が立たなくとも、どこでも金の一千億やそこら出していいといふのは、大蔵大臣の暴言だと思つたのです。現にこの問題は、本来農地改革に關連のある、また地主に対する問題でありますから、どう考へたつて当然農林省が所管すべきものでしょう。当時黒金官房長官は、ぜひ今度の調査は政府としてやりたいのだが、農林省がやるのがこれは一番至当である。特に農業委員公等の協力を得てやらなければならぬといふので、再三赤城農林大臣にお願いをしたはずなんです。ところが歴代の農林大臣——赤城さんだけではございませうが、農林省は、断じてそういう筋の通らぬことはやらぬ、やれないといつて突っぱなされた。困り抜いたつたのです。どうしようもない。それはあなたがよく御承知のとおりでございます。しかも、そのいまの農林行政を考えては、大なたをふるわれて、そうして農林省の要求を片端から切つて、そうして一枚看板である構造改善事業、これがいまの前の向きの日本の農政の根幹だといつてゐるが、十年間にわたつた三千億ではないですか。農地報償はその半分です。こんなべらぼうな金をわれわれのところにとんとん出して、そうして政府、自由民主党が一枚看板として掲げてゐる農政の根幹をなす構造改善事業

○田中国務大臣 暴言だということ——あなたの

この点については、今日になるとかなり情勢は変化をいたしておりますが、綱島委員盛んに不規則発言をしておられますけれども、綱島委員がここで、私は旧地主との関係というものをもう少し掘り下げてみなければならぬと考えるのであります。

で完全に一致しているのはいずれも犬エンの仲。地主の獲得、各府県の新ナワ張り争ひに三派入りしての醜争を全国をもたに展開している。これまでに幾回となく統一の動きがみられたが、激しい感情衝突におち込んでゐる三派だからこの努力も水内付立におち込んでゐる三派だからこの努力も

らにやていこうという決意をもって立ち上つたところでは、調査にも出ておりますように、相対りつぱな指導的な立場でいまでもやつておるわけです。ところが、一部、ごく一部の不平不満を唱える地主があつて、そうしてこれを利用するといふ結合いたしまして、そうしてこれを利用するといふようなことで、だんだん雪だるま式に不平不満分子の運動が広がってくる。いつかこれが可能だといふような幻想を持ちつつ、もうここ二十年近い

農林水産委員長をやっておられました当時は、この旧地主の団体に対しては、これは許したいものであるという見解を明らかにしておられたのであります。君子豹変と申しますか、今日では別な立場に立っておられるのでありますが、昭和三十一年の六月三日には、衆議院農林水産委員会はこの決議をやっておるのです。「戦前の土地所有権の復活を内容とした農地法改正を企図する運動

ぜ三団体が対立して、統一がでないのか。このナゾを解くのは簡単だ。全国の地主三百万から年二百五十円の会費が完全納入されると総額十億五千万円の巨額の運動資金がころがりこむ計算になるが、三団体の幹部とくに政治家にとってはこれがたまらない魅力であるわけだ。幹部は「職業ボス」と化して生活にあえいでいる地主と運動資

聞運動がだんだんだんだん盛り上がっていったわけです。だから、当初からそういう筋の通らないことはだめなんだということを自由民主党がはっきり打ち出せば、もうそういう運動は発展しないで終わったわけです。いつか可能性があるのかの点とく見せかけながらずるずるずる引っぱってきて、とうとう問題が大きくなってしまって、いきて、まや収拾がつかなくなってしまうというのが、結局あなたのような良心的な方までがこの圧力に

が抬頭、各地に小作地取上げが勃発していることは寔に遺憾である。本委員会は、農地買収が適法であつた趣旨に鑑み、政府が農地改革以前の地主制の復活を阻み、耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を目的とする現行農地法を厳正に施行するとともに、創設された自作農の維持育成についで万全の措置を講ずべきことを期待する。」といふ決議を行ない、同時に私どもが現地に調査に参つたのであります。

きかれ」云々、こういう記事が出ておる。そこで、この問題は今日に及んでおるのであります。先ほど総務長官も答弁されましたように、いま二つの団体になっておる。そこで、この問題は私は非常に重要だと考えるのであります、いまこの二つの団体がそれぞれやはり会員を獲得し、それから登録票というものをつくって、登録票を交付し、負担金を納めさせておる。それで登録票の交付を

屈せざるを得ない判目まで追ひ込められた、こういふことなんです。(発言する者あり)ですから、私は、そういう意味において、この問題は、政黨の姿勢に關する非常に重大問題でございまして、單なる報償法案の一問題と考えるべきではないと思ふのであります。ですから、さような意味におきまして、なお今後徹底的に慎重審議を続けまして、そうして大臣からももう少し腹を割った御答弁のいただけの機会を今国会中にさらに得たい、

そこで、こういうことはひとつ参照としてお聞きを願つておいて、次に地下団体と与党との資金の關係でございますが、これは三十二年の九月十六日の東京新聞でありますけれども、こういうふうに書いておる。前段は省略しますが、「この團報に明るい希望を抱いたのは全国の地主家族約八百万人。だがそれにも増して喜んだのは農地補償実現のために生れた全国解放農地国家補償連小会（会長、下条康麿）農地犠牲者連盟（責任者、小

受けて、費を輸入したとてなれば、沿岸が成しても給付金の支給は受けられませんが、いって費を集めておる事実がある。一体、その同盟員である、登録票を持ち、会費を納めた者でなければ、この支給金の交付は受けられないのかどうか、これはひとつ長官、明らかにしてください。

○日井政府委員　ただいま、何かそういう同盟の登録票がなければ支給が受けられないのかどうかという点には御質問でございますが、これはもうさういふことはございまして、その二つは二つは

す。

○石田(青)委員 先ほど長官は、旧地主の団体というものが与党の一部になっておるじゃないかという私の質問に対して、陳情を受けてこれをやっただんだという御答弁であつたわけであります。

委員会、農林水産委員会連合審査会議録第一号 昭

盟（会長、山崎猛）の以上三団体の指導者たちだ。全国の地主たちから年平均二百五十円の会費を集めて運営されている三団体だけに、自由民主党を動かして調査会設置に成功したことは「会費だけ集めて幹部は一体何をしているのだ」という地下の不満を和らげることができたからだ。ところ

るわけであります。

○河本委員長　石川君に申し上げますが、先ほど理事会の打ち合わせで、先に大蔵大臣に対する質疑を終えることになっておりますので、お含み

願います。

○石田(省)委員 いまの総務長官の答弁に關連いたしまして、法務省の刑事課長に伺いたいのではありませんが、いま私が申し上げたように、登録票を交付して会費を集めておる、そうして登録票というものをもらつて会費を納めた者でなければ、法案が成立しても給付金の交付は受けれないといつておることは、これは一部の地主の間に起つておる議論であります。それは明らかに詐欺行為ではないか、こゝにいわれておる。それは少なくとも法律の前には平等であるという総務長官の答弁は、正しいと思うのです。もしそういう事実が――すでに地主の間にそういう意見が出ておる。指摘されておる。そういう場合に、これは詐欺罪を構成するのではないかと私は考えるのであります。課長は法律の専門家でありますから、そういう事実は、一体刑法の詐欺罪というものの適用を受けるものかどうか、ひとつ御答弁願ひたい。

○伊藤説明員 ただいま承りました事実關係だけで、そういうことを申しました人の意思でありまして、そういうことをいわれてお金を出した方とか、そういうことをいわれてお金を出した方が、いざ詐欺でいへば被害者になります。ところが、ほんとうにそう信じたかどうか、その辺の事實關係がよくわかりませんので、はっきりしたお答えはいたしかねますけれども、もしただいまおっしゃいましたようなことを故意に言い回しまして、全く現在御審議を願つております法案について不知な旧地主、こゝにいう善良な人々をだます結果となつておる、そのために全員の供与を受けたというようになりますれば、詐欺罪を構成する場合もあり得るのじゃないか、こゝにうように考えます。

○石田(省)委員 この点は、具体的な事實を私は指摘しておるのです。私のところへ、この地主さんがこゝにいうことを言つてきておる。これは詐欺罪を構成するものと考えるが、国会でひとつこれを取り上げてもらいたい。私の中間である旧地主も、法律が成立すれば、法の前で平等であるべきにもかかわらず、会費を納めて登録票の交付を受

けなければ給付金は交付されないといふことは、納得がいかないと話し合つておる。だから、これはぜひ国会でこの点を明らかにしてもらいたいといふ手紙が、何通もきておるのです。だから、私は言つておるの、具体的な事實がこれくらい明らかになれば、持ち回らないで、もっと端的にひとつ答弁をしていただきたい。

○河本委員長 石田君に申し上げます。先ほど理事会の打ち合わせで、大蔵大臣の時間の都合がありますので、なお社会党のほうにも二、三、大蔵大臣に關連する質問がございますから、先に大蔵大臣に対する御質問があれば、お済まし願ひたいと思ひます。

○石田(省)委員 大蔵大臣といふことでなければ、せつかくい質問をしておるのに、中にほかのものをささむといふ手はないのです。だから、一応簡単な答弁をすればいいのです。そんなばかな話ありません。質問をしたのに答弁しないで別なものを入れるなんて、そういう審議はおかしい。だから、簡単な答弁でいいから……。

○伊藤説明員 ただいま先生がおっしゃいましたようなことが事實でございまして、詐欺の嫌疑はあるのではないと思ひます。したがいましめて、当該被害者から訴え出あるいは告訴等の手續がありますれば、檢察当局としてもさつそく調査いたすことになっております。

○石田(省)委員 大蔵大臣に伺ひますが、先ほど高田委員に対する御答弁の中で、特に私の名前も名ざされて答弁があつたわけでありますが、私非常にその点については関心を持つところでありまして、実は質問の予定をいたしておつたわけでありまして、それは今度の本法案提案にあたりまして、提案理由の説明やら、あるいは昨日の質疑応答の中でも、総務長官は、旧地主の農地開放による社会的、経済的、特に農村の民主化の上における功績の偉大であることを強調されております。私は、その点を認むるにやぶさかではございませ

ん。ただししかしながら、その地主が開放したところの農地は何人の努力によつてで上がったかといふことは、農家の出身である大蔵大臣はよくおわかりだと思ふのです。よくおわかりだと思ふ。これは、本法案が戦後措置ではないといふ、こゝにいう答弁と關連があつて、私は、むしろその農地というものが農民の汗とあぶらの結晶であるといふ点をいかに認識するかといふことは、この法案審議の大前提でなければならぬと考えるので

す。それを無視してその以後のことだけを議論されておることは、私は妥協を欠くものであると考へる。私は、貧農の家に育つて、小学校を終わつたときに、十六歳の年に、一反六畝の収獲のあるところで四俵の小作料を納めるために、その四斗俵の俵を同じ部落の地主の家にこつて行つた経験がある。私は、そういう高い小作料のためにいかに農民が苦しんできたか、その農民の努力によつて農地といふものはでき上がったんだ。だからこそ、戦後あるいは戦前もあつたことであるけれども、不勞所得でその小作人から小作料を収奪して、ぜいたくな生活をするといふことは、これは人道上の問題であつて許さるべきでないといつて、この点は社会党にも、自民党にも、赤城農林大臣もその一人でありまして、農地は無償で開放すべきであるといふことで、無償で農地を開放した地主が数多くある。一体この事實の上に立つて本法案は論議されなければならぬと考えるのであります。田中大蔵大臣は、その点やはり農家に育つた大蔵大臣として十分お考えになつておると思ふのでありますが、いかがでございませうか。

○田中國務大臣 農地開放、農民運動というような問題に長いこと挺身されたあなたのお氣持ちは、よくわかります。私も米どころ新潟縣の出身でありますし、暗に農村の歴史も承知いたしておりますから、あなたがそういうお考えを持つといふことを理解するにやぶさかでありません。しかし、この法律案というものは、感情を抜きにして、もう少しすなおな立場で考えるといふことをひとつお願いしたいと思ひます。これは、あなたが言われましてように、農村の民主化は必要であ

る、理論的にこれを農民のものだといふことを長いこと叫ばれ、長い闘争の歴史がありながら、なかなかこれが実現しなかつた。また世界の歴史を見ても、國の民主化が行なわれる前提としては、農地の開放といふことですべての為政者また國民はやつたのですが、この歴史の中には血なまぐさい血の肅正とか血の犠牲とか、こゝにいう歴史がたくさんあるのです。そういうことができなかったに民主化が挫折するといふ例も、たくさんあります。しかし、日本においては、確かにあなた方も長いこと苦勞されました、また國民全体もいろんな見方でこの問題に対処したわけでありまして、敗戦という事實の上に立つて、この農村の民主化のものであり、國の民主化のものである農地開放といふことが、行なわれたのです。行なわれましたが、あなた方も選挙でわれわれと争つた一つのスローガンには、報償をする、補償をするといふ場合に、土地をまた取り上げるのじゃないか、また他に転売したり利益を巻き上げて、これを財源として地主補償をするのだといふような、そういうお考えもありました。そういうことを前提とした法律案であれば、これは問題があります。しかし、そうではない。御承知の自作農維持創設の問題は、自作農にするといふことである措置がとられたわけですから、昭和二十九年に法律が改正になりました。これを他に転売するといふことが可能になつたわけでありまして、でありますから、目の先で二百円、三百円で売り渡したものが岡地になつて何万円、何十万円になるといふ事實もあるわけでありまして、そこで被買収者と開放を受けた者との間に感情的な何かがあるといふことは、事實でございまして。こゝにいう事實を十分考へるときに、また自作農がつくられた前の状態に逆戻りをしたりといふことではなく、國が全然別な立場で報償を行なうといふことでありますから、開放を受けた人も、いいことではあつたが、地主も何かおもしろくない氣持ちでおるといふことで、お互いの間が氣まずいようなものもあるわけで、政府が何らかの処置をとることによつ

て、理論的にこれを農民のものだといふことを長いこと叫ばれ、長い闘争の歴史がありながら、なかなかこれが実現しなかつた。また世界の歴史を見ても、國の民主化が行なわれる前提としては、農地の開放といふことですべての為政者また國民はやつたのですが、この歴史の中には血なまぐさい血の肅正とか血の犠牲とか、こゝにいう歴史がたくさんあるのです。そういうことができなかったに民主化が挫折するといふ例も、たくさんあります。しかし、日本においては、確かにあなた方も長いこと苦勞されました、また國民全体もいろんな見方でこの問題に対処したわけでありまして、敗戦という事實の上に立つて、この農村の民主化のものであり、國の民主化のものである農地開放といふことが、行なわれたのです。行なわれましたが、あなた方も選挙でわれわれと争つた一つのスローガンには、報償をする、補償をするといふ場合に、土地をまた取り上げるのじゃないか、また他に転売したり利益を巻き上げて、これを財源として地主補償をするのだといふような、そういうお考えもありました。そういうことを前提とした法律案であれば、これは問題があります。しかし、そうではない。御承知の自作農維持創設の問題は、自作農にするといふことである措置がとられたわけですから、昭和二十九年に法律が改正になりました。これを他に転売するといふことが可能になつたわけでありまして、でありますから、目の先で二百円、三百円で売り渡したものが岡地になつて何万円、何十万円になるといふ事實もあるわけでありまして、そこで被買収者と開放を受けた者との間に感情的な何かがあるといふことは、事實でございまして。こゝにいう事實を十分考へるときに、また自作農がつくられた前の状態に逆戻りをしたりといふことではなく、國が全然別な立場で報償を行なうといふことでありますから、開放を受けた人も、いいことではあつたが、地主も何かおもしろくない氣持ちでおるといふことで、お互いの間が氣まずいようなものもあるわけで、政府が何らかの処置をとることによつ

て、理論的にこれを農民のものだといふことを長いこと叫ばれ、長い闘争の歴史がありながら、なかなかこれが実現しなかつた。また世界の歴史を見ても、國の民主化が行なわれる前提としては、農地の開放といふことですべての為政者また國民はやつたのですが、この歴史の中には血なまぐさい血の肅正とか血の犠牲とか、こゝにいう歴史がたくさんあるのです。そういうことができなかったに民主化が挫折するといふ例も、たくさんあります。しかし、日本においては、確かにあなた方も長いこと苦勞されました、また國民全体もいろんな見方でこの問題に対処したわけでありまして、敗戦という事實の上に立つて、この農村の民主化のものであり、國の民主化のものである農地開放といふことが、行なわれたのです。行なわれましたが、あなた方も選挙でわれわれと争つた一つのスローガンには、報償をする、補償をするといふ場合に、土地をまた取り上げるのじゃないか、また他に転売したり利益を巻き上げて、これを財源として地主補償をするのだといふような、そういうお考えもありました。そういうことを前提とした法律案であれば、これは問題があります。しかし、そうではない。御承知の自作農維持創設の問題は、自作農にするといふことである措置がとられたわけですから、昭和二十九年に法律が改正になりました。これを他に転売するといふことが可能になつたわけでありまして、でありますから、目の先で二百円、三百円で売り渡したものが岡地になつて何万円、何十万円になるといふ事實もあるわけでありまして、そこで被買収者と開放を受けた者との間に感情的な何かがあるといふことは、事實でございまして。こゝにいう事實を十分考へるときに、また自作農がつくられた前の状態に逆戻りをしたりといふことではなく、國が全然別な立場で報償を行なうといふことでありますから、開放を受けた人も、いいことではあつたが、地主も何かおもしろくない氣持ちでおるといふことで、お互いの間が氣まずいようなものもあるわけで、政府が何らかの処置をとることによつ

て、理論的にこれを農民のものだといふことを長いこと叫ばれ、長い闘争の歴史がありながら、なかなかこれが実現しなかつた。また世界の歴史を見ても、國の民主化が行なわれる前提としては、農地の開放といふことですべての為政者また國民はやつたのですが、この歴史の中には血なまぐさい血の肅正とか血の犠牲とか、こゝにいう歴史がたくさんあるのです。そういうことができなかったに民主化が挫折するといふ例も、たくさんあります。しかし、日本においては、確かにあなた方も長いこと苦勞されました、また國民全体もいろんな見方でこの問題に対処したわけでありまして、敗戦という事實の上に立つて、この農村の民主化のものであり、國の民主化のものである農地開放といふことが、行なわれたのです。行なわれましたが、あなた方も選挙でわれわれと争つた一つのスローガンには、報償をする、補償をするといふ場合に、土地をまた取り上げるのじゃないか、また他に転売したり利益を巻き上げて、これを財源として地主補償をするのだといふような、そういうお考えもありました。そういうことを前提とした法律案であれば、これは問題があります。しかし、そうではない。御承知の自作農維持創設の問題は、自作農にするといふことである措置がとられたわけですから、昭和二十九年に法律が改正になりました。これを他に転売するといふことが可能になつたわけでありまして、でありますから、目の先で二百円、三百円で売り渡したものが岡地になつて何万円、何十万円になるといふ事實もあるわけでありまして、そこで被買収者と開放を受けた者との間に感情的な何かがあるといふことは、事實でございまして。こゝにいう事實を十分考へるときに、また自作農がつくられた前の状態に逆戻りをしたりといふことではなく、國が全然別な立場で報償を行なうといふことでありますから、開放を受けた人も、いいことではあつたが、地主も何かおもしろくない氣持ちでおるといふことで、お互いの間が氣まずいようなものもあるわけで、政府が何らかの処置をとることによつ

て、理論的にこれを農民のものだといふことを長いこと叫ばれ、長い闘争の歴史がありながら、なかなかこれが実現しなかつた。また世界の歴史を見ても、國の民主化が行なわれる前提としては、農地の開放といふことですべての為政者また國民はやつたのですが、この歴史の中には血なまぐさい血の肅正とか血の犠牲とか、こゝにいう歴史がたくさんあるのです。そういうことができなかったに民主化が挫折するといふ例も、たくさんあります。しかし、日本においては、確かにあなた方も長いこと苦勞されました、また國民全体もいろんな見方でこの問題に対処したわけでありまして、敗戦という事實の上に立つて、この農村の民主化のものであり、國の民主化のものである農地開放といふことが、行なわれたのです。行なわれましたが、あなた方も選挙でわれわれと争つた一つのスローガンには、報償をする、補償をするといふ場合に、土地をまた取り上げるのじゃないか、また他に転売したり利益を巻き上げて、これを財源として地主補償をするのだといふような、そういうお考えもありました。そういうことを前提とした法律案であれば、これは問題があります。しかし、そうではない。御承知の自作農維持創設の問題は、自作農にするといふことである措置がとられたわけですから、昭和二十九年に法律が改正になりました。これを他に転売するといふことが可能になつたわけでありまして、でありますから、目の先で二百円、三百円で売り渡したものが岡地になつて何万円、何十万円になるといふ事實もあるわけでありまして、そこで被買収者と開放を受けた者との間に感情的な何かがあるといふことは、事實でございまして。こゝにいう事實を十分考へるときに、また自作農がつくられた前の状態に逆戻りをしたりといふことではなく、國が全然別な立場で報償を行なうといふことでありますから、開放を受けた人も、いいことではあつたが、地主も何かおもしろくない氣持ちでおるといふことで、お互いの間が氣まずいようなものもあるわけで、政府が何らかの処置をとることによつ

てこの農地開放という大事業に終止符が打たれる、こう考えれば、実際にこの法律案は意義があるのです。そうでないと、お互いにどうも、あそこには嫌をやらぬ、あそこから嫌をもらわぬ、われわれのところにも、そういう国民的感情がそういうような面であります。こういうものをよく見て、これを円満に終止符を打ってあげ、これも政治のつとめでございます。あなた方も、長いこと努力をして農地開放を叫んできた。お互いが目の黒いうちにこういう大事業ができたのですから、この犠牲になった人たちに幾ばくかの報償を行なう、これは社会党も賛成しよう、これがこの歴史的な大事業に一つの終止符を打つことだ、こういうお考えになれないものでしょうか。私もいろいろ考えて、結論は、やはりこれは必要だ、こう考えたのですから、少し感情を去って、歴史の上に有終の美をなさしめる、こういうことで、ひとつ別な角度からも評価をしていただきたいと思ひます。

○石田(有)委員 大蔵大臣は大いに説得をされておるようでありすけれども、これは納得がいきません。さつき高田委員も触れられたように、いまの農村の実態というものは、私から繰り返しませんけれども、構造改革事業というものが、政府や与党の一枚看板であるにもかかわらず、十年間で三千億出して日本の農業を構造改善するのだなどといっておるときに、一体千五百億も出して——実際には二千億くらい要るかもしれない。そういうことでは、これは全く感情じゃなく、日本の今日の現状——私は、大蔵大臣です、大蔵大臣としての答弁を願ひたいと思うのです。ほかではほかの議論をいたしますけれども、昭和三十三年の日本の輸入総額は七十九億九千万ドルで、このころが、農林水産物資の輸入総額は三十四億九千万ドルなんです。輸入総額でこれは四〇〇をこえておるのです。一体四〇〇をこえておる農林水産物資の輸入が、飼料、食糧を中心として年々大幅にふえておる、こういう状態で、この趨勢で農林水産物資の輸入がどんどんとふえていって、数年後

における国際収支については、一体大蔵大臣はどうお考えになっておるか。この間も外務委員会ではガットの改正が行なわれて、開発に関する条章も入りました。低開発国の一次産品輸入に対する措置も議決されましたが、これは将来の日本の国際収支の面から見てゆるがせにできない問題である。私は考えるのであります。この点について、大蔵大臣の所見を伺ひたい。

○田中(有)大臣 いま御説明、御発言になりました数字の中で、飼料とか食糧とか、こういうものは十五億ドル程度でございます。ただ、綿とかいろいろな農水産品を入れますと、御指摘になるような数字でございますが、とにかく食糧というものを輸入に仰ぐということは、国際収支の上で一番大きな問題でありますから、できるだけ自給体制をとりたいというところは当然であります。食つてしまふものを外国から入れなければならぬ、これでは外貨をかせぎようがないわけでありすから、できるだけ自給体制をつくるということをやっております。しかし、ある時点において、工業国となつて、低開発国に対しての輸出も片貿易になつておつて、当然その見返りとして一次産品を輸入しなければならぬというふうな事態も、起こり得ることはございす。ですから、国民の経済の状態を見て、いかに安いものであつても、ただで持つてきてくれるわけはありません。ですから、国の中で自給体制をとること、それから自分たちが鉱工業的な発達によつてどういふ一次産品を輸入したほうが国民の利益を守るかというこのバランスは、絶えず考へていかなければならぬ問題であります。いずれにしても、米が不作であるというだけで国民的な気持が下向くのでありますから、米とか塩とか、こういうものが財政の中心ではありませんが、現在においても米が不作か豊作かによつて経済的な気持の上に非常に違いがあるわけでありすので、農水産品の増産に対しては、政府も全力をあげておるわけでありす。三千億、小さいなということでは、三、四年前に三千億といつたときには、

そんなにできるのか、こういう気持ちもあつたことは事実でございます。とにかく一年間毎年毎年そのときの財政の事情を考えながら、だんだんと前進をしておるわけでございますので、農政に対する投資というものは、これからは農業基本法の精神にのっとりまして十分な配慮をしまひたいということでありす。実はこの農政問題の予算とは、ちよつと別なものでございす。歴史的な事実に基づいて、また農地開放というものが、現在の日本、現在のわれわれをつちかう上に果たした役割、こういうものに対する報償ということでありすから、おのずから分けてひとつ評価をしていただきたいと思ひます。

○石田(有)委員 私は、ここで農政をそんなに議論するつもりはないのですけれども、いま申し上げたような実態でやるということについては、やはり大蔵大臣は十分留意されなければならぬ事項であると思ひます。ここにこれは農林大臣の責任でもあるわけでありすけれども、食糧のうちで、たとえば鶏のごときは、何としてもアメリカのものとは比較にならないで、ほとんど種類は入れ、ひなは入れるで、比較にならない。そういうふうな立ちおくれおる部分にも少し予算を使つて、こんなうしろ向きな予算を使わないで、前向きなほうに予算をつけて——これは大蔵大臣はよく知つておるのだから、それは五年、十年後のことを考へたら、たいへんな問題なんですよ。だから、大蔵大臣はその点は大体のことはわかつておるだらうけれども、専門的なことは知らぬのだから、やはり農林大臣が専門的なことをよく教えてやつて、そして予算措置などについても、中途半端な予算はやめて、そういう面でもっと積極的におもひまが指摘したような点で——今度は国際的に食糧危機が迫つておるといわれておるような段階において、こゝしが大凶作というふうなことになるたら、私はたいへんな社会問題になると思ひます。そういう対策のほうにむろ先行さるべきであらう、こう考へるのです。これについて

は、くといふようですけれども、もう一度大蔵大臣から答弁をしていただきたい。

○田中(有)大臣 食糧や農水産品が日本の国際収支を圧迫するような状態をつくつてはならないという基本的な立場に立ちまして、農政の伸展のためには最大の財政上の努力を払い、こう考へます。

○石田(有)委員 大蔵大臣に時間がないそうですから、私はあまり無理をいたしません。

そこで、総務長官、これは参事官でもいいと思ひますが、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律案参考資料を配られておりますね。これの二ページの横書きの(1)から(7)まで、それから三ページの(7)の次の(1)から五ページの初めまで、ここに調査会の答申の大事な点が集約されておりますから、ひとつこれを朗読をしていただきたい。

○八塚政府委員 工藤調査会の答申の全文の朗読でございますが、

農地被買収者問題調査会は、昭和三十五年十二月二十二日第一回会議を開き、「農地改革により農地を買収された者に関する社会的問題及びこれに対する方策の要否について貴会の意見を求める」との諮問を受け、その後、会議を重ね、調査の基本方針を樹立し、この基本方針に基づき、専門調査員を煩わして全国的に調査を行なつた結果、次のとおり答申する。

昭和三十七年五月二十二日

農地被買収者問題調査会会長

工藤 昭四郎

内閣総理大臣 池田 勇人

本調査会は、昭和三十五年十二月二十二日第一回会議を開き、その際内閣総理大臣の諮問を受けてから、昭和三十七年五月二十二日に至るまで十三回にわたり審議を重ねた。本調査会は、先ず始めに、農地改革により農地を買収された者に関する社会的問題の本質の究明を行つた。これにともない、戦争による国民の生命財産に対する被害とこれに対する措置及び戦後処理諸方策、なかん

ずく経済民主化政策との関連における農地改革の意義等についても検討を加えた。その間、農地買収価格の適否及び農地改革の個別的事情についての意見の開陳も行われた。しかしながら本調査会において農地改革そのものの殊に農地買収価格等について重点的に調査検討を行うことは、本調査会に課せられた任務を履行するうえに適當でないと考え、本調査会は「農地改革により農地を買収された者に関する社会的な問題」とは、旧地主の現在における困窮その他の生活上、生業上の問題であり、正当な法律に基づいて正当な補償をもつて行われた農地改革そのもの及び現行農地法の建前を検討することは適當でない。」とする政府の見解を前提として調査審議を進めることとした。従つて、本調査会は調査の重点を「旧地主の現在における生活上、生業上の問題」におくこととした。既に時期は農地改革から十数年を経過しており、農地改革の影響の範囲を明瞭にすることはなほ困難であつたが、できる限り客観的に実情を把握することに努めた。このためこの調査の設計及び集計については、学識経験者をもつて充てられた専門調査員の多大の労を煩わした次第である。

以上のようにして行われた調査の結果は別紙のとおりであるが、その概要は次のようである。

(1) 被買収世帯の収入は買収世帯及びその他の一般世帯に比べて必ずしも低くない。

(2) 田畑山林の所有及び経営についても、被買収世帯は買収世帯及びその他の一般世帯に比べるとその面積が比較的に大きいものが多い。

(3) 被買収世帯の世帯員で、市町村長、地方公共団体の議員、教育委員等の公職に、戦前においてつたことのある世帯の比率は、買収世帯及びその他の一般世帯のそれに比べてかなり高いが、戦後においても、その差は必ずしも縮まつてはいない。

(4) 世帯員のうちから戦死者、戦傷者、引揚者及び抑留者を出した直接の人的戦争被害や世帯が戦災にあつたり強制疎開にあつたりした

直接の物的戦争被害については、被買収世帯は買収世帯その他の一般世帯に比べてその比率が高い。

(5) 暮し向きの自己評価については、戦前の方が現在に比べてよかつたとする比率が、被買収世帯は買収世帯その他の一般世帯に比べてかなり高いが、現在においても、「中」より「上」の暮し向きであると見る世帯の比率は、被買収世帯は買収世帯その他の一般世帯に比べてかなり高い。

(6) 解放した農地の転売転用については、その後の経済情勢の推移のために、大都市近郊等にその事例が多いが、これについては農地買収価格と比較して開きが大きいのでかなり不満がある。

(7) 農地改革そのものについては、「よかつた」とする世帯の比率は、被買収世帯は買収世帯に比べてはるかに低い。

概略以上のような調査結果に基づき、審議を重ねた結果、本調査会は次のような結論に達した。政府は、農地改革により農地を買収された者であつて、現状において

(1) 生活上又は生業上困難な状況にある者に対して、生業資金の貸付の措置を講ずる。

(2) その子弟を進学させるのに困難な状況にある者に対し、育英その他の制度の運用において配慮を加える。

等必要な措置をとることが適當である。

これは、農地改革が社会的経済的基盤に大巾な変動をきたし、調査の結果においては、被買収世帯の中には、現在生業に困難をきたしている者もあるという事実に基づくものである。

本調査会の論議において、一方においては、當時激しく進行していたインフレーションが農地改革に与えた影響から考えて農地買収価格は実情に沿うものでなかつたとする見地、農地買収価格の算定が適正でなかつたとする見地、農地改革諸法令の適用に當つて行き過ぎがあつたとする見地、農地改革により売渡を受けた農地を高い価格で転

売し、又は農業以外の用途に転用して利を得ることに對する批判的な見地等から、本調査会においては、農地改革とくに農地買収価格について検討を加えることが必要であるとする意見が提示された。又他方においては、歴史的社会的に見て農地改革は必然の過程であり、これによつて戦後の日本社会の近代化の基礎が築かれたとする見地、農地買収価格を合意とする最高裁判所の判決を支持し、農地買収価格について論議する余地はないとする見地、農地改革実行の段階においても大過はなかつたとする見地等から農地改革について論議することは適當ではないとする意見も提示された。このように、本調査会の審議の過程において意見の相違があつた。

なお、農地改革が被買収者に与えた心理的影響が強く残つてゐることは調査の結果からも明らかとなつてゐるが、それにしても、巨額な金額を被買収者に交付することは諸般の情勢上適當でないとする見解が多かつた。ただ意見の相違がある状況にかんがみ、これについての本調査会の結論を差し控える。

○石田(有)委員 この答申がすべてを物語つておるわけでありまして、この答申を尊重すれば、本法案のごとき法律案を提出することは、きわめて妥當を欠くものであることは明瞭だと思ふのである。しかも、この調査は、昭和三十年に農林省がすでに行なつております。さらに昭和三十三年に自民党が各地の農業委員会等に委託して調査を行なつております。しかし、自民党の調査会が委託調査をやつたことは、私はここに問おうとするものではございませんが、昭和三十年の農林省が行なひましたこの調査資料、これはお手元にあると思ひます。この三十年に農林省が行なつた調査と、今度の農地等被買収者問題調査室の行なつた調査との間に、一体相違があるかどうか。ほとんど相違がないじゃないか。何回行なつても同じような結論が出ておるじゃないか。そうして高額な補償をすることは適當ではないという意見が、圧倒的に多かつたということを明らかにしておるにもかか

わらず、千五百億にも及ぶ補償をするということでは、名前は何と言おうと、これは補償以外のものではないのであつて、そういう点においては、本法案に對して私はどうしても賛成をするわけにはいかないのではありません。それらの経緯について、お手元に資料がありましたら、明らかにすれば、一そう明瞭になると思ひます。

○日井政府委員 工藤調査会の調査の趣旨、結果は、ただいま朗讀いたしましたとおりであります。お説のように、被買収者と農地買収者とを比較してみると、被買収者のほうが農地買収者よりもむしろやよろしい、こういう結果も出ておるのであります。しかし、一方においては、いま報告にもありましたように、生活上、生業にも困難をしておる者、また子弟を進学させるにも困難をしておる者が非常にあるとか、そういうこと等がありましたので、社会保障上の見地からは、国民金融公庫法の一部を改正する法律案を現在国会にも出して御審議をいただいておりますが、そういう面において処理をいたしたのであります。しかし、この工藤調査会の調査の要旨は、農地被買収者の生活上の問題に重点を置きまして調査をいたしましたのでありまして、したがつていまのような結論が出たわけでありまして、しかし、それとともに農地の買収価格についてのいろいろな論議もありましたし、また心理的影響を強く農地被買収者が受けたというような論議とか、そういうような論議も強くありましたために、これに對してどういう処置をしたらよろしいかということについては、結論を差し控えるということでありまして、もちろんその中には、いづれにしても多額の金銭を給付することは適當でないというような趣旨もあるものであります。いづれにいたしましても、そういう社会保障的な見地から見ました工藤調査会だけでは、一般の関係当事者はもちろん、政治的な見地からもなかなか解決が困難であるというところから、総理府に臨時農地等被買収者問題調査室を設けまして、そうしてその後、実態の調査とか、あるいは農地被買収者の生活の状況と

か、あるいは世論とかを調査いたしました結果、たびたび申し上げているような趣旨によりまして、今度の報償ということの結論を得て、法案を提出、御審議をいたしておるわけであります。

○石田(有)委員 農林大臣、どうも退屈そうですが、総務長官も、それから田中大蔵大臣も、地主の心理的影響が大きいということを非常に強調されるのです。それは私はやはり相当あったと思うのです。しかし、その心理的影響云々という問題の前に、実はこの調査が適正な調査であったかどうかというところにも問題がある。要するに聞き込み調査が大部分なんです。そうすると、誘導質問というものが行なわれやすいのです。そういう点で私は問題があると思うが、しかしそれはそれとして、一体心理的影響云々というものについては、これは赤城さん体験者であります、かつての地主というものは非常に特権意識があった。特権者階級的な意識が非常に高かったということですね。この点については、私は一、二の実例をあげたいと存じますが、大正十五年に私も小作争議をやりましたときに、私の地元村松町というところでは、警察が警鐘を乱打して消防隊を集めて、警察と消防が一緒になって農民組合の弾圧をやっているのです。そういうふうな、旧地主というものは、警察官であるとか消防隊であるとかいうものは、自分の召使のような意識があった。いわゆる特権意識があった。だから、そういう特権意識を保持しておいたということが、結果として心理的な影響が大きいという一つの要因であると思うのであります。農林大臣の所見はどうですか。

○赤城国務大臣 地主にもいろいろあります。特権意識を持っておいた者もあると思います。それからまたほんとうに小さい地主で特権意識どころか、苦しい立場で農地を開放した、こういう人もあろうと思います。でありますので、特権意識から心理的なショックを受けたということは、私はそれはどウエートを持っているとは思いません。ただ、こういうことはあると思います。農地開放のとき、小さい地主などが農地に単に小作人を入れておいた。それで、そういう人は、耕作権を所有権に移転して自作農化したい、これから自分も地主としてでなく、自作農化して生きていく、こういう考えを持っておいた地主もあると思います。ところが、御承知のように、耕作権が非常に強かったたのでございませうけれども、土地の取り上げというところは絶対禁止されておりましたから、そういうことで、地主が自作農として生きる道が、小さい地主などに閉ざされておいたという面があると思うのです。地主として生きていくのではない。これから自分も自作農として生きていく。しかし、土地は持っておるが、その土地を自分耕作することはできない、こういうことで非常に苦しんでおいたという小さい地主が、相当あったと思います。そういう地主が、精神的に非常に苦悶したというか、苦しんだ、こういうような事象はあろうと思います。しかし、特権意識からいふことではなからうと思います。特権意識からいふことは、何とかまた再生しているかもしれない。特権意識などなくなった小さい地主などが、自分が耕作をする農家となり得なくて非常に苦しんでおいた、こういう事象があると思います。

○河本委員 石田君に申し上げます。あの質問者の時間の予定がございまして、結論をお急ぎ願いたいと思います。

○石田(有)委員 農林大臣の答弁の一面は、私も認めます。しかし、この調査の資料によりまして、非常に面積の少ないものが多い。そうしてその面積の少ない人たちは、実は執拗に運動をしたということを私は認める。その反面において、いかに小作料の高額であったかということを私は雄弁に物語るものかと思うのです。五反か七反かの地主で、その小作料で生活をしておいた地主が非常に多かった。私さつきも田中大蔵大臣に申し上げたのですけれども、私自身が六俵の収穫の中で四俵の小作料を納めておいた。私の近くには、私が農民運動を始めた時分には、二石しか収穫のないところへ一石八斗の小作料を取られておいた小作人があったのです。その結果どうなったか。大臣はそれを自覚されたから農地を開放されたのでしよう。その結果どうなったかという、一町や一町五反ついても、大部分を小作料として収穫をされるものだから、飯米がないのです。私自身が、一町歩つくと飯米がなくて、外米を買って外米を食べておりましたよ。そういう状態で、なおそれでも食えない。そこで小作料の未納が借金の証文になった。一俵の不納に対しては、一年に一斗も利息がついたのです。四斗の小作料に一斗の利息がついたのです。これがかさねてまいりますと、絶対に納入できない。その結果、どうですか、あなたの周辺にもありましたよ、たくさん未納小作料がたまつて、その借金のカタに農家の娘やむすこが下女下男として牛や馬のごとくにとられたという事実を、あなた御承知でしょう。全戦前の小作人というものは、奴隷そのもののようないないです。国会でこういう論議をする場面はもう二度とないと思いますから、これは記録にとどむべき問題だと思つておられますが、私と小學校を一緒に出た友だちは、借金のカタに地主のうちへとられて、そうしてうまやの二階に住ませられておいた。馬や牛と同じように取り扱われておいた。その地主が必要がなければ、債権譲渡によつてほかのうちに年奉公をさせられておいた。あなたの周囲にもあったはずですよ。そういうような不当な、人道を無視し、法律に反するようないふ高率小作料と、いま申し上げるような不当な取り扱いに、かつて農民は苦しんできた。だからこそ、その農民の反撃というものが農民運動となつてあらわれて、私どものように何回も監獄に入れられようが、留置場にぶち込まれようが、やはりこの土地の問題を解決しなければならぬという決意で進む。農民は強い支持をこれに与え、みずから牢獄の犠牲を乗り越えて農民は戦ってきたから、地主の地位も低下してきたのじゃないですか。地主の地位というものはうんと低下してしまつたからだから、そのことに對する心理的な影響も、これは軽からざるものがある。単に農地開放というものが行なわれただけに

よつて、そんな大きな心理的影響があったとは私は考えないのであります。一体農林大臣は、やはりこれは基本的な問題だから、それらの点についてどういうお考えであるか。そうして農林大臣は、またなぜ一体農地を開放する気になられたのか。無償開放をたくさんの人たちがやっておる。社会党にも自民党にもあるが、その人たちは、そういう事実を踏まえて、良心の苛責に耐え得ずして農地を無償開放した人たちが多いのです。私は、これは私の信念として、そういう点で農林大臣の所見を伺つておきたいと思うのです。

○赤城国務大臣 戦前の小作人の立場というものは、いまお話の状況であるということ、私もよく承知してあります。ただ、私はそういう事態であるから、農地改革というものの対しましてこれを高く評価するといひますか、そういう改革というものはいい政策だつた、こう思うのであります。しかし、戦前小作人がそういうような厳しい立場にあった。それだから、復讐心をここで思い起こして、戦後の改革に對してのいまの報償制度を否定するということは、またいかがかと私は思うのでございます。これは別個の立場から国が考へておることでございますので、どうかと思ひます。

それから、私が農地を開放したというのはどういう心境かといへば、いまお話のような悲惨な立場を見ておられませんか、また土地を持つておるといふことが苦しみでございまして、むしろ裸になつたほうが気が軽くなる、身が軽くなる、こういう意味で開放したのであります。

○石田(有)委員 大体あの予定もございまして、この程度にとどめておきます。

○河本委員 川俣清吉君。

○川俣委員 私、時間の許す範囲で、いま旧地主の被買収者に対する補償の法律案が提起され、しかも強行されようとする段階に立つて、日本の将来の農政の展望から見て、はたして妥当なものであるかどうか、または国の予算的な財政措置から見て、はたして妥当であるかどうかということ

詰めていきたいと思うのでございます。

そういう意味でまず第一に農林大臣並びに総務長官にお尋ねいたしますが、佐藤総理大臣は、本会議または他の委員会におきましても、旧地主が日本の農地改革に対して非常に協力された態度に對して何らかの報償の道を講ずるのが妥当ではないかという意見を述べられております。そういう立場でおそらくこの法案を出されたのだと思いますが、一体旧地主が農地改革に協力したというのは、個々が協力したのですか、旧地主全体が協力したということなんでしょうか。その意味がはっきりしないんです。個々の地主が協力したと言われるんですか、地主総体があげて協力した、こう言われるんですか、この点、提案者であり、説明者である総務長官、どう理解をされておるか、明瞭にしたいのでございます。

○日井政府委員 旧地主の方も数多いことでございますし、またその一人一人いろいろの気持ちを持っておられますし、また生活の状態もいろいろであるということでありますから、これは簡単に端的に決断を下すことはむづかしいと思ひますけれども、進んで協力された個人の方ももちろんありますし、マッカーサー指令の前から農林大臣のようによられたという方もありますし、これはいろいろございまして、協力をいよいよやられたにしても、結果的にはこれに應じて、法律の命によつてのことではありますけれども、これを完成した。そういうことから、結果的には協力をしたと見てよからう、こういうことでございまして、全体と個人と分けないうで、両方考えれば協力を全体的にした、こう考へてよろしからうと思ひのであります。

○川俣委員 私がお尋ねしてゐるのは、総理はそういう表現を使つておられるけれども、私が使つておられる表現は、総理が使つておられるけれども、どういふ感覚でその説明しておられるのか、総務長官の見解をお聞きしたい。総理の意向に基づいてあなたは提案説明なされておられるのですから、どうあなたが理解をされておるか、これはむづかしい問題ですよ。むづかしい問題をあえて発言をさ

れておるのだから、これをあなたはどう理解をしておるのか、あえてお尋ねしておる。

○日井政府委員 総理のお気持ちは、ほんとうのあれは総理にお聞きいただかないとわかりませんけれども、しかし、私もこの法案を出し、また提案の理由にも書いてありますし、そういうところを推察していま申し上げたのが、大体総理の考えではなからうか、こう考へております。大部分は私の考えでございすけれども、総理もやはりそういうふうにお考へである、こう考へております。

○川俣委員 さらに具体的にお尋ねいたしますが、御承知のように、農林省の統計にありますように、いやいやということよりも、むしろ不当だということとでこれに反抗して請願等、あるいは訴訟を起されておる方があつてあります。これは統計に明瞭です。個々ではそういう行為が行なわれておる。日本の裁判にかけて、経費をかせさせて、そして相当反抗した者もおる。あるいはあきらめて従つた人もおる。報償というからには、その行為を奨励するとか、あるいは好ましいといふことの結果、生ずる報償であらうと思ひます。そうすると、反抗した者が好ましいといふ見解に立つのかどうか、好ましい者だけに報償するといふのか、この点明らかにしてほしいのです。

○日井政府委員 いやいやではあつたけれども、開放せざるを得なくなつた。しかし、これに對しては、やはり開放したという事実に對しての結果的な功績といふものには對しては、これは当然多としてよろしからう。逆に、むしろ反抗するやうな方というか、反抗といふと私はどうかと思ひますけれども、先生のおことばどおりになります。そういう方は、いやいやでありますから、むしろ精神的な打撃といふものはそういう方のほうが多い、こうも考へられるので、そこで精神的な影響といふことをこの法案においても考慮しての法案でありますから、そういう意味では、やはり精神的な影響に對してのねぎらいといふ意味において

は、いやいや開放せられた方に対して、これは当然適用しよう、また進んでやられた方に対しては、さらにその功績といふ点を多とする、こういうことだと考へております。

○川俣委員 それは非常にいいことであると思ひます。しかし、それがあつた特定の者だけに行なわれるといふことになると、これは問題だと思ひます。日本の政治が特定の者だけに行なわれる。土地を取られて一番心理的に影響を受けておるのは、どういふところですか。農地開放ではなくて、近代的な設備を施すために取られたところ、公共施設として取られたところ、ダム建設等のために土地を買収されたところが、心理的には一番大きな影響を受けております。自分の先祖の墓を捨てて、幾多の歴史を捨てて移転をしなければならなかつたという者が、一番大きな心理的影響を受けているのです。心理的にはこれ以上のものはないでしょう。それが当時非常に安い価格で買収されたけれども、買収に應じた。これは強制でやられた場合もたくさんある。土地収用法なんか強制です。しかし、いまでは強制されたといふより問題にされていなくてあるんじゃないんですか。いま岩手県にもこの問題は起きています。建設省あたりは、一度補償したものを再び要求することは不当だといふ。あなたの見解を求めれば、これは不当なものじゃない。精神的な慰安もやらなければならぬ、こう理解をしてよろしくございすか。そういう問題もあるのです。あまり説明していくと、いろいろなふうな幅が広がつてまいります。たとえば墓地のあつたところの土地を道路にされた。これは何といつても金にかえがたいものだ、こういうことで抵抗しておつても、公共用地のために土地買収をされております。しかも任意じゃない、土地収用法という形で収用された価格。価格も、当時の価格として必ずしも高い価格ではない。被買収者だけが安く買ったものじゃないのです。実例を申し上げ安く買つたか。大蔵大臣は、私にはそういうものには報償しないといふ答弁をしておりますが、秋田

県の地主の例をとりますといふと、名前をあげてもいいのですが、当時農地開放で得られた金でもつてすぐ裏山を買つた。いま村では一番の資産家になつておる。付近にないほどの資産家になつておる。その人の家には家憲があつて、不動産を処分した場合には必ず不動産に買いかえておけといふ家憲があるそうです。何も知らなかつたが、家憲に従つて土地買収費をもつて山を買つた。それがいまでは村で一番大きなものになつた。これは私の親戚ですが、北海道で三百八十町歩、四百町歩ばかりある土地を持つておつた。これが農地開放になつた。それを持つてきて麻布に土地を買つた。坪数でちやうど四百坪買つた。北海道の布の土地の一坪とでは、同額だつた。四百町歩がただ四百坪になつただけですが、いまは一億数千万円もするでしょう。開放されなければ、北海道で依然としてあるのは百姓のまねをしておつたでしょうが、開放されていよいよやがら取られたために、換金をし、換地をしたために大きな資産を得た。こういう頭のいい人がいる。頭のいい人も悪い人も、頭が悪いからおまへは補償してやるのだといふなら、これは話がわかりやすくて、そういう人もある。これに對して大蔵大臣は、国の少ない予算で補償をするのですから、そういう特別な利益を得たものについては報償外だ、こういう説明が予算委員会の場合に行なわれておる。そういうたてまえで国の予算が組まれておるのに、この法律はだいたい違ふのじゃないですか。予算委員会における大蔵大臣の説明とこの法案とは、だいたい違ふのです。こういう点を究明しなければ、予算委員会をやつた説明、すなわち国民に約束した財政上の措置と法律とが違つたものを提案されるということになると、無責任だと思ひます。それなくしては、審議は進まないと思ひますが、この点について御意見を伺つておきます。

○日井政府委員 ただいま大蔵大臣の土地を収用せられた者と農地被買収者との比較のお話が

あったのですが、なるほど、農地被買収者と同様に苦痛を感じられた方や、御不満な方はあるかと存じますが、しかし、これはその規模において、また額においても、あらゆる点で農地被買収者の状態と同じには論ぜられせんし、とにかくわずかの三年ばかりの間に二百万町歩、戸数にして四百五十万戸というものの自作農をつくったというのは、一つの革命的な農地改革でありまして、したがって、非常に影響する範囲も広い。もちろんダム等の数は少ないし、額も違ふからどうでもいゝというのではありませんけれども、そういう個々の問題について、強制買収によつての補償に御不満の方は、個々に裁判なり行政訴訟によつて、それを訴えてやっていたら、こういう道もあるわけでございます。

今度の農地開放につきましては、いま申し上げたように、戦後の食糧事情、日本人が飢え死にするのじゃないかといわれたぐらゐの状態を、これによつて農産物が非常に増産できた。もちろん個々の耕作者の努力、こういうものによつたことではありますけれども、しかし、その基盤となつた自分の土地を持つて自分で耕作するというその励みが、自作農創設によつてできたわけで、そういう意味で、何といつても非常に貢献があり、かりにも農地改革が行なわれなかつたということに反対に考へてみると、その後の日本の国内の社会的な混乱というものは、相当なものであつたらう、こう考へるわけでありませう。したがつて、今度の法案につきましては、高度の政治的判断に従つて、特別にこれを考慮した、こういうことだと考へます。

○川俣委員 曰井総務長官は、みずから答弁してみずから少ししまつたという様な形ですが、もしも農地改革が行なわれなかつた場合には、どうであつたらうかということですが、もしも行なわれなかつた場合だと、地主がもっとみじめな迫害を受けたであらうといふことは言えると思ひます。なぜかといふなら、一休米がとれたかといふことが、とれない中に一体だれが生きていられ

るのですか。一番みじめな形をとらなければならぬのは地方の農民、これなんです。おそろく焼きたちもされたであらうし、小作争議がもつと激化したであらう。一体心身の保障はだれがしてくれたであらうか。社会の援護のもとに地主があるものであつて、自己の力でもつておるのじゃないのです。今日までの地主といふものは、自己の力じゃないのです。経済の変遷の中を巧みに泳いだといふことの力はあつたでしょうけれども、自己の力でもつておつたのじゃないのです。これは農林省の統計では明らかだと思ひますけれども、資料が十分でないようでありませうけれども、開放されるまでの地主の成立過程を見てもらひなさい。合法的に土地を所有したかといふと、必ず脱法行為のもとに行なれておりますよ。(「どういふ点で」と呼ぶ者あり) どういふ点かわからなければ、教へましょうか。たとえば、昔からの地主といふものはないんです。徳川時代には、殿様以外には地主はなかつたんです。それがどうして地主といふ者が出てきたか。みな当時分配された土地を収奪した。どういふ収奪をしたかといふと、金を貸したり、あるいは物品を貸し付けて、金銭にかへて(「違ふよ」と呼ぶ者あり)違ふんです。網島君自身が、その小作争議の先頭に立つた弁護士だつたんだ。地主の収奪に對抗して弁護士に立つて、弁護士料をもらつた。その人が違ふなん、昔の弁護士料なんかみな返さなければならぬ。(笑聲) そういう形で、一割二分という規制を越えた収奪をやつておる。だから違法だと言ふ。違法でしよう。それから、物品を金にかへるといふようなことは、承諾があつたかもしねけれども、強圧でやつたんですから、これも違法でしょう。金を借りたんです。金にかへたんです。物品を金にかへたんです。そうしてみなそれに金利をつけて――物品に金利をつけるなどというばかな話で、どこにあるんですか。販売品に金利がつくなんて、どこにあるんですか。みなこれをやつた。過去の成立過程をずっと見てもらひなさい。金貸しか繊維製品などの商人が、地主に変わつてきた

んです。(「酒屋も」と呼ぶ者あり) そのとおりです。網島先生も酒屋をやつたことがあるから、ちゃんと知つておられる。だから、飲み食ひしたものを金銭にかへて、そうして土地と取りかへた。それは知能が低かつたといふこともある。りこうだつたらそんなことはできなかったでしょうが、網島先生を頼むようなこともできなかった人は収奪された。だから、ばかだつたからおまへはだめなんだといふならば、いまの地主でも同じです。りこう者は、そういうように自分の土地を他の宅地やあるいは家屋にかへたり、あるいは山林にかへておる人もある。だから、私は、個々が対象になるかといふと、そうでもないと思ふ。個々が対象にならないのだと思ひます。個々が対象にならないならば、一歩歩幾らといふことはおかしい。地主総体として協力したといふならば、地主団体全体に何かの救済機関をつくつてやる、それならば話は別ですが、それかといふことは、賛成しませんが、考え方としてはそうだと思う。個々が協力したといふならば、個々によつては、もうけた者、あるいはそれによつて恩恵をこうむつた者はむしろ低減しなければならぬ、補償する必要はない。むしろそれによつて恩恵を受けた者から出さなければならぬだらうと思ふのです。いままで網島先生をはじめ大いに運動した人は、あんな気の毒な地主は何とか助けてやるのが人道上必要じゃないかといふお話です。私は、人道上考へてやることは、地主であらうと犯罪人であらうと、その人が窮地におちついた場合に、それを人道的に救済するといふことは、国民として当然だと思ひます。しかし、全部が一致して協力したならば――形の上では結束して協力したのではないけれども、総体として日本の農政の大きな役割りを果たしたのだ、あるいは国民経済の上に大きな役割りを果たしたのだといふならば、個々じゃないのです。地主層という全体なんです。全体として考へるといふならばまだ話はわかる、こう申し上げておるのですが、この点はどうなんですか。あくまでもやはり個々なんです

か。個々だといふと、個々にはもうけた人もある。損をしなかつた人もある。それでもなお救済しなければならぬか。一方においては、うちから屋敷からあるいは墓地まで買収されて――墓地などといふのは、普通は買収の対象にならないのです。ダムときだけは墓地も買収の対象になるのです。そういう心理的に一番悪影響のあるものについては、心理的だとは見ない。旧地主の分だけ心理的な影響と考へるといふことは、何かもつたをつけてわざわざこうやってやらなければならぬといふことにつけてあつて、そのために日本の予算、国の会計を使つてはならない、私はそう思ふ。これはどういふ場合には、国民全体が不利益を受けたといふ場合には、国民の血税で払うことは決してやぶさかではない。食糧問題等でもだやならなければならぬ問題、前向きな解決をしななければならぬ問題があるときに、予算が不足だといふことで解決がつけられないでおるときに、なぜそういうしろ向きのものだけはやらなければならぬといふのですか。こういうことをやっていると、大きな反動がくるといふことをおそれなければならぬと思ふ。

○曰井政府委員 私先ほど申し上げましたのは、貢献といふ点では総体と個々と両方といふことを申し上げたわけでありまして、どちらに限定してゐるといふわけではございませんけれども、しかし、今度の報償という問題については、個々の問題を当然対象としてゐるわけでありませう。いろいろお説にございましたように、地主の成立過程といふようなことにつきましては、いろいろの経過、千差万別であると思ひます。それは相当無理をして地主になつた方もあるでしょうけれども、また耕地などをみずから干拓、開墾等をして土地を広げて、むしろ耕地を造成していったといふような地主もあるわけでございます。したがつて、これは一がいには言えないと存じますが、しかし、少なくとも現在の憲法下に保障せられておる財産の所有権、そういうものについて相当の制限をして、そしてこれを開放したといふことから、

か。個々だといふと、個々にはもうけた人もある。損をしなかつた人もある。それでもなお救済しなければならぬか。一方においては、うちから屋敷からあるいは墓地まで買収されて――墓地などといふのは、普通は買収の対象にならないのです。ダムときだけは墓地も買収の対象になるのです。そういう心理的に一番悪影響のあるものについては、心理的だとは見ない。旧地主の分だけ心理的な影響と考へるといふことは、何かもつたをつけてわざわざこうやってやらなければならぬといふことにつけてあつて、そのために日本の予算、国の会計を使つてはならない、私はそう思ふ。これはどういふ場合には、国民全体が不利益を受けたといふ場合には、国民の血税で払うことは決してやぶさかではない。食糧問題等でもだやならなければならぬ問題、前向きな解決をしななければならぬ問題があるときに、予算が不足だといふことで解決がつけられないでおるときに、なぜそういうしろ向きのものだけはやらなければならぬといふのですか。こういうことをやっていると、大きな反動がくるといふことをおそれなければならぬと思ふ。

○曰井政府委員 私先ほど申し上げましたのは、貢献といふ点では総体と個々と両方といふことを申し上げたわけでありまして、どちらに限定してゐるといふわけではございませんけれども、しかし、今度の報償という問題については、個々の問題を当然対象としてゐるわけでありませう。いろいろお説にございましたように、地主の成立過程といふようなことにつきましては、いろいろの経過、千差万別であると思ひます。それは相当無理をして地主になつた方もあるでしょうけれども、また耕地などをみずから干拓、開墾等をして土地を広げて、むしろ耕地を造成していったといふような地主もあるわけでございます。したがつて、これは一がいには言えないと存じますが、しかし、少なくとも現在の憲法下に保障せられておる財産の所有権、そういうものについて相当の制限をして、そしてこれを開放したといふことから、

しかもその規模が非常に大きかったということから、政治的にもこれをそのままにしておくというわけにもいかぬ。それからもしこれを開放しなければトラブルが起るということを申し上げたのですが、地主の方もトラブルが起ればお困りでしょうけれども、やはり日本の国全体として、国民経済的な見地から見ても、食糧増産がはかれる、ますます食糧が不足する、ひいては国の経済の復興なり経済成長ということがはばまれるわけで、今日のようなこういう日本の復興がはたしてできたかどうかということも問題であります。そういうような点を考えると、この農地改革の成功の効果というのは、非常なものである。それにはいろいろなお考えの方もあつたでしょうけれども、旧地主の方に対して、その心理的影響とか功績に対して日本の財政を考慮しつつこの機会にできるだけのことをやるということにしようじゃないか、こういうことに相なったわけであります。

○川俣委員 今日日本の発電力のもとである貯水ダム、または飲料水の貯水ダム、工業用水の貯水ダム等によって大きな犠牲を払つておる人があります。その犠牲なしには今日のような日本の工業の発展は期し得られなかったことと思います。その陰にはやはり犠牲者があるのです。この犠牲者は救うのだ、あの犠牲者は救わないのだということになると、日本の産業というものは発展しないのじゃないかと思ひます。したがって、犠牲者に対して全部救済するならば、一様にやられたらどうですか、こう言うのです。公正にやることが政治の眼目じゃないですか。佐藤内閣があつて公正なことをやらないというのなら、これは別問題です。ですけれども、普通政治の姿勢と、これは別問題は、公正にやるのだというたてまえをとつておらるべきだ。

それからもう一つ続いて、これは農林大臣にも関連してくるのですけれども、この補償がもう一回、三回と続くのじゃないかという心配を持つ人に対して、絶対そういうことはありませんと

う答弁をされておりますね。もしこういうことがあつたらどうするのですか。あなたは知らないのじゃないですか。これは御承知のとおり、旧自作農創設維持法によって一ぺん買収したものを、反当二百二十円、畑で百八十円補償したじゃないか。これも報償だ。初めてこのときに報償ということばを使つたくらいです。報償の前後はあるのですよ。また報償でしよう。報償を二度繰り返しておるのですよ。このとき初めて報償ということばを使つたくらいで、報償したことがあるのです。今度はないのだというけれども、前一回やつてまたやるのだから、ないのだということはどうで言えるのですか。

○日井政府委員 農地を自創法によって開放した際に、補償金とまた別途に報償金をつけたことは私も聞いておりますが、それは要するに売買を円滑ならしめるために、そういういわば奨励金みたいな意味においてつけたというのを聞いております。今回またさらに、奨励という意味でなくとも、報償ということばで今回の法案を出したもので、また何か運動でも起こつたり意見でも出ると、もう一度やるのじゃないかという御心配、この点についてはごもっともかと思うのであります。昨年の六月池田内閣当時におきまして、農地被買収者に対し給付金を支給すること、及びその金額、方法等について決定いたしました。その際に、今回の報償措置をもつて農地被買収者問題の最終的解決とすることについて当時の大蔵大臣、官房長官及び総務長官の間で合意を見ていたというところでございまして、したがって、現在の佐藤内閣においてもこの方針を踏襲いたしておりました。もう一度報償をこのあとにやるというようなことは考えておりません。

○川俣委員 再びやるなんということは言えないだろうと思う。しかし、昭和になつてから二度やつておるのですよ。これが二回目なんです。そうすると、またやらないという保証はないでしょう。このときも、説明は再びこういうことは

やりませんと国会で言明しておやりになつてゐる。再びやりません。今度は再びじゃないですか、報償は。前のときも再びやりません。今度も再びやりません。これは再びなんです。前にやつたことがなければ、今度はやらないだろうと思ひますが、二回です。二回あつたことは、三回あるかもしれない。あなた方が人をおこるときに、この前もやつたからまたやるだろうとおこりつけて、これと同じことですよ。御答弁願ひます。

○日井政府委員 前回の補償の際にそれにプラスして報償を加えた、その際に、今後報償をやらないというようなことを当時内閣が言つたかどうか私は知りませんが、しかし、いずれにしてもその当時の報償ということばは同じでございまして、内容が非常に違つておりました。そして要するにできるだけすみやかにこの農地の改革を実行したい、そういう意味で、補償にプラスアルファを加えて促進を急速に行なう關係からそれを加えた。今度ののは、御承知のようにそうでなくとも、農地改革によつての心理的影響に対するねぎらいとか、功績をたたえたいの報償、こういう意味でございまして、前回と意味が違ひますので、先ほど申し上げましたように、今後においては報償をさらにやるというようなことは必要なし、こういう考えであります。

○川俣委員 あなたは事情が違うのだといふけれども、事情が違ひない。前は旧自作農創設維持法に基づいての買付けた国家買収したやつです。開放とは言わない。これは買付けたのです。これは強制買付けなんです。それが強制買付けしたやつが、またその後地主に転売してある場合もあるのです。同じ用地である場合もあるのです。ないのじゃないのです。あるのです。一ぺん国で買付けたものを自作農にして、さらにまた転売されていって、また補償の対象になる。同じ土地がダブつて補償になるわけですよ。そういうことが行なわれておるわけだから、そこで違ひますよというけれども、違ひないですよ。これは自作農創設のための政策としてやられた。

今日の農地開放も、自作農創設のための手段としてとられた広範なやり方、この点では同じなんです。したがって、再びやらないんだなどということを閣議決定したなんというけれども、閣議決定なんか当てになりません。大蔵大臣が予算委員会に説明したことと違つておることをやっています。ついでこの間ですよ。予算委員会が終わつてまだ何日もたたないじゃないですか。本年度予算成立について言明されたことと違つておるじゃないですか。

○日井政府委員 大蔵大臣の言明につきまして、私も速記録等で読んで――先ほど御答弁があつたのでございしますが、それは法案が、今度のあれが、昨年の通常国会、これは三月ごろでございまして、出たからのあれではございせん。で、その前のあれで、そこでまあ大蔵大臣として財政上の見地からいろいろ御意見はあつたのですけれども、しかし、前内閣当時でありましたけれども、全体的な政府の方針としては、いまのような内容にきまつた、こういうことでございまして、先ほどこゝでも大蔵大臣もぜひひとつすみやかに御審議、通過を願ひたいということをお申し上げておるわけでございます。

○川俣委員 それはそれとおりです。しかし、大蔵大臣はこゝで予算委員会に言明されたのは、これは予算委員会での構成上からいつても、主管大臣が大蔵大臣で、これは政府を代行してという理解のもとに從來審議されてきておるわけですよ。大蔵大臣個人の見解とは思ひません。したがって、内閣全体の意向です。こゝはそのままかどうかということは別にして、大綱としては、大蔵大臣は個人の意見を吐かれたものと私は理解しないわけですよ。国の財政全体を受け持つおる大臣として、やはり責任ある発言である、私はそう思う。あなたは再びやらないと言つても、やらないと言つたてやらないかという不安は、過去に一回あるじゃないか、再びやつてゐるじゃないか、大蔵大臣が言明しておつたのにまた変わつ

ているじゃないか、こういうことを繰り返して
る以上は、やらないなんということは当てにな
ないという判断で、この法案を審議するよりほ
かいじゃないですか。やるかもしれぬ、またやら
ないかもしれぬけれども、やるかもしれぬという不
信を持つのはあたりまえじゃないですか。大蔵大
臣が先般の予算委員会で言明したことは、大蔵省
の立場であると同時に、政府の立場として、そう
いうことは、報償はするけれども、こういう財政
の状態の中では、そういう利益を特に生活上困難
なものにやるというたてまえで報償するのであり
ます、そういう決定であります、それには私も賛
成だ、こういうような発言なんです。これで賛成
だという発言じゃないのです。そうすると、国会の
審議と答弁との間にこれだけ食い違ったものを、
なおあなたが強行しなければならぬという理由
がわからないのです。これで十分将来にわたって
検討してほしいというなら、話はわかります。な
らば、この言われるならば、食言がある、こういう
ことになる。責めざるを得ないじゃないですか。

それなら予算委員会にもう一ぺん戻してやりま
しょうか。それはできないというのでしよう。法
案を通すばかりの方便に使うと、こういう問題が
出てくる。この点についてどう答弁なさいませ
う。○日井政府委員 この点はただいま申しまし
たように、昨年の六月にこの法案が提出された当
時でございませう、それから当時の官房長官、大蔵
大臣、これは現大蔵大臣でございませう、それか
ら前総務長官が、いま申し上げたように、これはも
う今限りで全部解決、今後はこういうことはな
いという、裏返せばそういう意味のことをきめた
わけでございます。でございませうから、これを御
信用にならないとおっしゃられると、これはどう
も将来の保証といつても何も担保に出すものも
ございませうからこれはちょっと困るのでござい
ますけれども、しかし、これだけ熱心に御審議い
ただき、また野党の皆さまからいろいろくぎを

さされておりますこととございませうから、これは
もう今回と同じようなことをもう一度やるという
ことは、少なくとも自由民主党においては、ない
私はこう申し上げて差しつかえないばかりでなく、現
に大蔵大臣もさように申しとおるわけでございま
すので、また総理もさようにお考えでございま
すので、どうぞこの点は御信用をひとつ願いた
い、かように考えます。

○川俣委員 同じ自民党でも、内閣が変わると、
被買収者の圧力に負けてもう一ぺん、少し足りな
いからというようなことが起きないという保証は
ないでしよう。佐藤内閣限りにおいてはやらない
ということは、同じ構成でありますから、ある
程度まで責任はありましようが、内閣が変わった
場合には、これはまた別な角度だ。池田さん時代
のときには旧地主を救済する必要があると言った
けれども、補償する必要があるなどということは
言っておられない。何らかの報償だ、今度は大体
補償じゃないのだ、何らかの報償だ。今度は大体
補償に近いものでしょう、個々のものですから。
個人になるというのと補償になる、こういう見解を
持つておられたのですから、今度はそういう点か
らいくと、やはり補償みたいなものなんです。内
閣の法令解釈集によると、報償というのは、奨励
を含む、奨励することを含むのだ、そういう見解
を出しているじゃないですか。そうすると、旧地
主を救済する、奨励する、なぜ奨励をしなければ
ならないか。二回も三回もなぜ一体奨励をしなけ
ればならないのか。

○日井政府委員 この前回の報償は、これは農地
補償をすると同時にいたしたのであります。た
だ、その後、いろいろの論議がございまして、そ
こで、さらに総理府に臨時農地等被買収者問題調
査室を設けて、そして被買収者の方々の実態と
か、生活状態とか、さらに世論も調査をした結
果、この法案を出したのでございませう。したが
いまして、今後もう一度このようにことをやる
うことは、国会においてこのように皆さまから御
熱心に審議をいただき、政府からもくれぐれも
ういうことではないということを申しとおる以上、
将来このようなことをさらにやるということにな
りましたら、これは世論も許さないわけではござ
いませう、したがって、そういうことは再度は
行なわないというばかりでなく、世間もこれは許
さぬであらう、こういうことで御了承いただき
たいと思ひます。

○川俣委員 それでは角度を変えてひとつ総務長
官にお尋ねしますが、プロシヤの領土解放のとき
にしくじった例があると思ひます。これは解放し
たわけですから、旧藩主に当たる領土を解放し
たわけですから、どういふことかという、結
局、土地を分散して売ったために、だれも買える
ようになって、土地の価格が上ったということ
が一つ。もう一つは、これでインフレが起きたと
いうことが一つ。私どもが心配するのは、気の毒
な地主を救済することはよろしいが、さらに気の
毒な国民が生ずるようなことがあってはならない
と思うのです。それはインフレになるおそれが多
分にあるのじゃないかということとございませう。
〔無利息だ〕と呼ぶ者あり、無利息であらうと何
であらうと、金を使うということとは、ばらまかれ
ているんだから……。そんなことがわからないで
政治家になつてゐるのか。こういうおそれがある
のじゃないかということ。あればどうなるのか。
一人を救済するために多くの国民経済に悪影
響を与えるようなことは、国民の金を使って国民
に悪影響を与えるようなことは、これはどんな犠
牲を払つても阻止しなければならぬと私は思
ひます。これは政治家の任務だと思ひます。いま
みな物価高で悩んでおるときに、さらにインフレ
の物価高が来たならば、日本の経済は破綻を来
すばかりでなく、一番低所得層の多くの国民が不
況のどん底におちいるおそれがあるのではない
か。一方を救済するために一方を悲嘆のどん底に
おとしめるようなことがあってはならないと思
ひます。これはどうですか。

○日井政府委員 この点は、大蔵大臣の御意見に
よつても、別に御心配はない。ということは、総
額においては約一千四百五十億くらいになります
けれども、これも無利息で十年間にこれを均等に
償還する。もつとも、たしか一百万円の方でござい
ますか、これは五年間というところでございま
すけれども、そういうふうに分割して十年間に償還を
するというものでありますので、そういうインフレ
というふうな原因にならぬようにもちろん
配慮もしておりますし、そういう点は、日本の現
在の国力の状態においては、この問題については
御心配がなくてよろしからう、こう考えており
ます。

○川俣委員 そうならないといふのですけれども、こ
こにあなたの方の説明の根拠の動揺性がある
のですよ。生活に窮しているから救済するのだ、
こういうことになると、その金というものは換金
されるというところでしよう。換金の対象になり得
るでしよう。〔ならぬ〕と呼ぶ者あり、ならぬ
いなら、救済するといふことにならない。わず
かな金をやるのに、十年もかかってやるなんて、こ
れで救済だなんていうことはだまされては、これ
は政治家が大家をだましてゐることにするのだ
よ。救済してやるといふなら、その金が使われ
ない金を渡して救済だなんていうことは、おか
しいことになる。救済なら救済でいいですよ。救
済ならば、その債券というものは換金されるし、
売られるといふことを予想しなければならぬ。生
活のためには、それを幾ら安くたつて売るとい
ふことが行なわれるはずですよ。生活に困らない
といふなら別ですよ。これは預金だとして持つて
ゐる。これはひとつ使わないで持つておるとい
うような預金的な作用をするなら問題ないとい
うけれども、生活に困つておるからやるとい
うことになつたら、日常生活に困つてゐるとい
ふ意味だらうと理解します。この点はどうなん
ですか。だから、あなたの方の説明することが、困
わらないであらうといふのは、どういふことなん
ですか。

○日井政府委員 この報償は、別に困っているから出すということではございませんで、困っている家庭に対しての措置は、例の国民金融公庫法の一部改正法案で、二十億のワケで生業資金です。今度はそのようなことではございませんで、したがって、これは記名の債券であって、原則としては譲渡とか現金化するということとはできないというふうになっております。

○河本委員長 川俣君に申し上げます。農林大臣は五時から約一時間退席されますので、お含みおきください。

○川俣委員 農林大臣はこれから入ります。

農林大臣にお尋ねしますが、これが農政に影響がないということをおたがひ大臣は言っておられるのですが、私はこれは農政に影響するのじゃないかと思うのです。実は赤城大臣にこの質問をするのは、私は少し窮屈な思いをするのですけれども、やはりこれは農林大臣にお聞きしておかなければいかぬと思うのですが、米価算定の基礎になるのは、いろいろの肥料とかその他の生産費の調査が入りますが、何といましても、土地基盤の評価が大きく農作物の価格決定に影響することは御存じのとおりです。どういう算定方式をとうろと、あるいは野菜の値上がりいたしましたとしても、土地価格が上がることに一番大きな影響を与えるのが、農産物であることは間違いない。したがって、これからきめられるであろう米価などについても、こういう補償されない形であった場合の土地と——土地価格に拍車をかけて値上がりするような傾向が出てきておられますが、この点はお調べになっておるのじゃないでしょうか。私の知るところでは、農林省がまだ積極的に指示を与えておられないようですけれども、土地価格が上がりそうだとはいえないこと、一般にいわれておりますが、土地価格が上がるということになると、また米価を上げなければならぬということになってくる。こういうことを官房長官は考えましたかと言ったって、これは少し無理だと思ふから、農林大臣から御答弁願いたいと思ひます。

○赤城國務大臣 この旧地主の報償は農政でない、私はこういうように申し上げたのでございすが、しかし、農政に全然関連ないとは考えません。しかし、これはプロパーの農政ではない。でございまして、農業政策として取り扱う問題じゃない、こういうふうにご答弁申し上げたわけでございます。

それから、こういう金が出るために土地価格が上がるのじゃないかというご心配でございますが、このために土地価格が上がると思ひていません。いま農地の価格は、大体頭打ちでございます。しかし、これがまた一般的の宅地等の価格が上がりつづけておる、それに引きつれて上がるといふ傾向がないとは申しかねると思ひます。それで、このために今度米価との問題はどうか、こういうことでございまして。私は、土地価格のある程度の変動が直ちに米価に影響する、これは思ひません。いまの見通しでの農地価格の変動等は、米価に影響するの、地代への関係があまりすけれども、それほどの関係は持たない、むしろ米価に関連の深いのは、御承知のように賃金、ベースアップ等によりまして影響が非常に大きいと思ひます。そういうふうにご考へておられますが、具体的に数字的にまだ調査してありませんので、その点ははっきり申し上げられませんが、大体的傾向を申し上げると、そのように考へております。

○河本委員長 農林大臣は一時退席に帰つてまいります。

〔休憩〕と呼ぶ者あり

○河本委員長 川俣君、御発言願ひます。

○川俣委員 農林大臣についての質問は保留をいたしまして、官房長官がおいでになりましたらからお尋ねしておきますが、いままでいろいろ問ひたしましてまいりました中に、再びこういう旧地主に対する補償が繰り返されるおそれがあるのではないかと、こういう質問に対して、佐藤内閣の限りにおいてはない、こういう説明があったわけですが、佐藤内閣もそう長いことも続けれない内閣です。すから、佐藤内閣の限りにおいては再びやらな

い——こ二、三年の間に再びやるということはない、考えられませんが、これを再びやらないと説明できるには説明を要するやうな法律になければならないと思ふのですが、この点についてどうお考えになっておられますか、お尋ねをしたい。私は佐藤内閣の官房長官で、よその内閣の官房長官でないと言つて逃げられればそれまでですけれども、実は再びこういう疑問を持つのはなぜかといふと、かつて旧自作農創設維持法によって賠償したときに、また補償をしておるわけですから。あるいは池田内閣から旧地主の生活の窮乏している者を人道的にも何とか救済しなければならぬといふ説明が行なわれて、御承知のやうな公庫法によって救済しようといふことをやられたわけですから。その限りにおいて法律がいま進行しておるわけですが、ここでもまたこの法律を出してくる。そうすると、どこまでが一体国民負担に耐え得る処置なのかどうかといふことが、非常に疑問になってまいります。もう一つは、こういう国費の乱費といふやうな形が出てまいります。インフレの危険も出てくるのではないかと、インフレの危険をとめておられるときには、こういうからな債券を発行されるということは、物価を引き上げる要因になるのじゃないかという心配を非常に持つので、一つは、再び補償しないといふことが一体この内閣で将来の内閣まで規制できるといふふうにお考えになりますかどうか。あなたの内閣ではやりませんというのならわかりませんが、将来の内閣まで規制をするといふことが一体できるのかで

きないのか、この二つの点についてお尋ねしたい。

○橋本政府委員 川俣さんの御質問に對しまして、日井総務長官からも答弁がありましたので、これはあらためて申し上げる必要もないぐらひであります。農民の父といわれる川俣さんによく事情を御存じでありまして、これは御承知のやうに、今回の法案は、法案の趣旨説明にも申し上げましたやうに、当時地主、被買収者と申しました。うか、その方法が大きな社会改革に協力をした。そのために、これは統計にも出ておるやうであり

ますが、日本の自作農創設といふものが非常にスムーズにできて、これは農民の父といわれる川俣さんよく御存知のとおりであります。さうな協力といふものに対しての報償の意味において、今回の法案が考えられた。地主が困つておる、困つてないといふ——九割といふものは零細地主でありますからして、もちろん困つておる人もあろうと思ひます。しかし、この問題は、やはり同じく国会に提出をされております国民金融公庫法の改正によつて、その人たちの生業資金の貸し付け等の特例を設けようとしておりますので、この法案自体は、困つておる地主を助けるという意味ではなくして、先ほど申しましたやうに、当時の大きな意味での社会改革といひましようか、農地改革に対して協力してくれて、それがために日本の経済基盤を強化した、こういう協力に対して報償の意味がある。これはわれわれ地方に参りまして、こゝろは、これは全部じやありませんけれども、好ましいといひましようか、といふやうな意味合いの話も、御承知のやうに聞いております。そういう意味で、報償といふ法律用語の上でどういふ意味があるかといふやうな御質問になりますと、これは報償といふことばが、法律のことばとしてどこまで熟しておるかどうかは、これは問題があると思ひますからして、法律用語としての報償といふものは、いずれ法務局長官から説明をしてもらひますが、これは要するに補償とは性格が違つて、補償は損害に対する補償とかいふやうなことであつて、この報償のほうは、相手の一定の事項に対する貢献あるいは社会的な寄与、こういうものに對する何といひましようか、ごほうびと言つては失礼かもしれませんが、それに類似した一つの考え方である、これが報償の一つの考え方である。これはまあ一つの報償の考え方であらうと思ひます。さうな意味でありますので、この法案と、先ほど申しました零細地主、被買収者を救済するものとは別個であるといふ考え方での法案が出ております。

のじゃないかということを感じるのです。補償したものですらさらに補償するというのですから、これはあなたの内閣のときはやらぬだろうけれども、次の内閣まで強制力はないのではないか。補償ならば、これは法律用語とすれば、補償されたんだから、もうないということとは、これは常識的な法律用語として考えられると思うのです。報償ということで逃げられれば、再び報償が行なわれる危険性があるのではないか。なぜかという点、前にもお話ししたように、前の旧自作農創設維持法で補償をしたことがあるのです。買収した価格にさらに報償したことがある。このときは報償という名前で、補償は済んだけれども報償は

○河本委員長 川侯君に申し上げます。次の質問者の時間の約束がだいぶ経過いたしましたので、結論をお急ぎ願います。

○川俣委員　私は結論を求めておるんだけれども、答弁のほうが結論を得ないので。私がおお尋ねしているのは、前例があるからお尋ねしているのです。しかも同じ自作農創設、自作農のために国が買収をしたのを報償をしているのですね。補償をしたのに対して報償したわけですね。こういうことさえ行なわれるのでありますから、懸念を持つといつても前例があるのです。ことにこの旧地主の運動の中には前例があるではないかというところで、この運動に拍車をかけてきたので

よって買い取ったわけですから、その時価を形成したのは、当時の土地買収価格であることは、大體お調べになればおわかりになる。いわゆる旧地

主ばかりじゃないのです。あるいは自作農であつたにしても、グムのための犠牲になつた、これは大きな日本の経済開発に役立っているのですよ。これは土地を持っている人で日本の経済開発に役立たない人という人は、一人もおりませんよ。もうけながらもこれは経済開発に非常に役立っているということですよ。あるいは宅地にしたつてそうです。みんなそうですよ。これは土地というものには国民資産なんですからね。国民資産なんです。地主の資産でない。国民資産なんです。価格の変動とい

おります点から、あるいは私自身の考えております点から言えば、当時の買収価格というものは、いまおっしゃったように、当時の地価から見ても

然の価格だったろうと思います。しかし、その価格の中に、いま川俣さんがおっしゃったような社会に貢献したプラスアルファが加わっておるかどううかということになりますと、必ずしもそうじゃないのじゃないか。純粹に価格の形成から判断をして、そうして標準価格としてこれが買上げの対象になった、こういうことであります。そういう意味では、今回の報償の性格とは異にしておる。そういう意味で、この前の買収された補償というものが今日の報償というものを兼ね備えてお

るかということになれば、それは考え方を異にしておる、かように政府は考えて、今回の報償を意味した法律案を出した、かように御理解を願いたいのであります。

○河本委員長 川俣君に重ねて申し上げます。次の質問者との時間の約束がだいぶ経過いたしましたので、お含み願います。

○川俣委員 委員長の要請はよくわかりますが、しかし、これはいま十分審議しなければ、この法案についての見通しがつかないところでありますから、答弁を要求しておるのであります。答弁が十分であれば何も問題はないのです。

そこで私は、たとえば宅地に提供したところとか、あるいは道路に協力したところとか、ダムに協力したところとか、再び問題を起こすと思うのです。あなたの方の説明のとおりの方でできるとなると、ダムの敷地であろうと道路の敷地であろうと、これはできるのじゃないかと思うのです。特に心理的影響を非常に重要視されるならば、ダムの敷地になったなどというところは、先祖代々からの歴史の存続を考慮しておるのです。これを価格で見るといふことにはいかぬような土地を、価格で決定しておるわけでありま

す。それは日本の経済の発展のために犠牲になれということでは犠牲になってきた。どんなに金を積んでも放さないというものを、日本ではいまだに金で価値を片づけるというので片づけられてきているのです。これは買収に応じないというのを強制買収をしておる。これは農地開放よりもっとひどい収用なんです。金の価値だけでもを判断している。金の価値以上のものだという歴史的なものを否定しているのです。歴史を否定しているのです。歴史のないもので再補償するということになると、歴史的なものに対する補償なんというものは、できることもないようなほどよく大な心理的影響を与えるものです。この点は非常に重大ですから、もう一べん内閣で考え直す必要があるのじゃないか。この点については官房長官からの説明ではまだ不十分です。今後の農政に与え

る影響が非常に大きいし、すぐ米価に影響する、あるいは野菜価格にも影響することです。野菜の値上がりや拍車をかけるようなことを、あえて国民の金を犠牲にしてやりやうとするのか、この点は農林大臣をあらためて究明しなければならぬと思います。官房長官は専門でないからこの程度です。大蔵大臣並びに農林大臣の出席を求めて質疑を続行したいと存じます。あとは保留しておきます。

○河本委員長 稲富稜人君。稲富君に申し上げます。農林大臣は六時過ぎに参りますから、それまで官房長官及び総務長官に対する質疑をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○河本委員長 静肅に願います。――稲富君に申し上げます。農林大臣は六時過ぎに参りますから、それまで官房長官及び総務長官に対する質疑をお願いいたします。

○稲富委員 私は農林大臣に質問して、その農林大臣の答弁によって官房長官に質問しようと思つておるのです。それで基本的な問題は農林大臣に聞きたいと思つておるのです。

午後五時三十二分休憩

午後六時十一分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き、公議を開きます。

休憩前の質疑を続行いたします。稲富稜人君。○稲富委員 まず、農林大臣にお尋ねしたいのであります。政府は元来この農地補償は行なわないといふことをしばしば主張してまいりましたのでございます。ところが今回、もちろんこれは農地報償というように題目は変わっておりますけれども、事実上においてはやはり旧地主が何らかの形において国からの援助を受けるという形の

結果には間違いないわけですが、こういうようなことに変化したといふことは、元来政府が、従来の農地改革というものは最も妥当であり、最も合憲の上に立った正当な行為として行なわれたといふことを主張してこられておつたのが、今回こういう違つた立場をとられたといふことが、これはいよいよ農地改革当時における政府が何らかの責任を感じられたからこういうことになったのであるか、幸いにこの機会に、あの農地改革が行なわれたその経過、動機等に対して、ひとつ農林大臣は十分事情を知つていらつしやうと思つたので、その点のことをひとつ経過を御説明願いたいと思つた。

○赤城國務大臣 原則として農地を耕作する人がその農地を所有する、こういう形が一番すなわな形だと思つた。でございすから、あの當時――あの前でも、翼賛会などがあつた當時におきまして、孫文などが唱えておつた耕作者がその田を有す、耕作者の田を有すといふような考え方が、相当強く戦争中においてもある程度行き渡つておつたと思つた。だんだん食糧事情も逼迫したとして、労働力も減つた、困難な事情に入つてきた、一方自作農創設という形で自作農の創設を進めておりましたが、はかばかしくな

い、敗戦になつた、こういうときでありましたので、やはり一般の風潮として民主化風潮が非常に強行き渡つておつたといふこと、食糧事情からいひまして、耕作者がその土地を自分のものとして所有したほうが、土地に対する愛着もあるし、増産のほうにも非常に力を入れるだろう、こういうことで、御承知のようにマッカーサー司令部からの指令がないときに、すでにあの二十年の暮れの国会でございすか、松村謙三さんが農林大臣で、第一次農地改革を指令をまたずして手をつけたわけでございます。ところが、その中でいろいろ地主の保有地などに多くの保有を認めました、約三町歩、そういうことに認めておるといふことになると、開放される土地が少なくな

る。それでは先ほど申し上げましたような食糧を増産して食糧危機を救わなくちゃならぬ、自作農を創設して、そうして日本を民主化して、まあその当時いわれていましたことは、封建的な制度を打破して日本を民主化しなくちゃならぬという要請にこたへるには、第一次農地改革だけでは所期の目的は達しないだろう、こういうようなこと

で、第一回国会で議決したところマッカーサー司令部から、それでは不十分だ、こういうような指令を受けまして、第二次に、たとえば保有地を内地は一町歩にするといふことで大部分を開放する、その他民主化の線に沿つたような改革を行なつた、こういうのが私の知つておる大体のいきさつでございます。

○稲富委員 大臣も御承知のとおり、従来の日本の農業の健全さがないといふことは、農村におきまます地主の存在といふものが非常に大きな問題であつた。そういう点から、日本の健全な農業を建設するといふ意味から、いま大臣も言われたように、耕作をせざる者は土地を所有せざる、こういうような原則でいくことが最も必要ではないかといふことが各方面に主張せられ、そういうようなことと相まって農業の健全性と農村の民主化だといふことで、この農地改革といふものが最も適当なものとして政府は踏み切つたと思つた。その間においては、あるいは農地調整法の改正であるとか、そういういろいろな手を尽くしてこれが実現されたので、おそらくその当時これを生じたときに、その当時の政治家は、これによって生ずる地主に対する補償をやろうとか、あるいは報償をせよといふような考えをおそらく持つていなかっただろうと考える。私はそう思ひますが、これに対して大臣はどうお考えになるか、承りたい。

○赤城國務大臣 その當時にいたしまして、非常にインフレ傾向が出てきておりました、食糧不足であつたものであります。いわゆるやみ米などは非常に高かつたわけでありまして、でありますから、農地開放の一反ぶりの金がやみ米の五、六分、もっと少ない金で開放できるというような点

はございました。しかし、当時といたしましては、土地の賃賃価格にある一定率をかけて農地の価格を算定したのでございますから、一般物価その他と均衡がとれた正當な、妥當な価格だったと、当時われわれも考えておりました。でございますので、その後のインフレが非常な速度で進みましてから、そういう関係があつて非常に安いというふうに考えましたけれども、その開放当時におきましては妥當な価格だ、しかし二、三年かかつておるうちにどんどんインフレが進んだというふうなことで、これでは安過ぎはしないかという感じは、私は持ったと思います。しかし、算定の方法につきましては、あるいはその当時におきましては、妥當な価格であつた、でありますので、あえて補償をまた要求するというようなことではなかつた。しかし、インフレがその後続いたということとは、御承知のとおりでございます。

○稻富委員 その当時農地制度の改革が断行されたという事は、いま申し上げましたような非常に農村の民主化であり、農村の前進だということと、政府は思い切つてこの改革を断行したと思ふ。これが日本の農業に對して貢獻したことももちろんであると思ふのでございますが、ただいま大臣の言われたように、その当時は妥當な価格であるし、おそらくその当時これを断行した政府は、將來これによつて地主を補償しようとか、あるいは報償しようとか、そういうようなことは計算には入れてなかつたろうと思ふ。おそらく大臣はこれをお認めになつて思ふ。その後の経済の変動によつてあるいはこれに對する補償をしなくてはならないというふうなことになるのだ、こういういまの大臣の御答弁のように私は承つたのでございますが、大臣はそういうふうにお考えになつておられるのでございますか。

○赤城國務大臣 経済事情の変動によつて補償しなくちゃならぬというふうには、私は申し上げたわけではございません。買ひ上げ価格は買ひ上げ価格としてその当時妥當であつた。だから、補償をしなくちゃならぬというふうな考え方はなかつた。しかし動きは、インフレということが非常に急速に進んでおりました、御承知のようにベースアップ等の基準等につきましても、驚くべきベースアップをしていかなくちゃならぬというふうな経済事情の変動がありました。経済事情の変動があつたから補償しなくちゃならぬとは、私は考えません。だから、補償は、私は再々申し上げましたように、もうしなくてもいいんだ。しかし、実態がいろいろの毒な実態であり、あるいはこの農地開放に貢獻したというそのメリットといひますか、そういうものを考えるときに、ただいま措置されておるような報償というふうなこともいたし方ないことではなからうかと私は考えるわけでありませう。

○稻富委員 この補償の問題と報償という問題は後から私はあらためてお尋ねしたいと思ふのでございますが、要は補償であらうと報償であらうと、ともかくもその当時の地主に對して何らかの國が経済的な援助の処置をやる、こういうふうなことで、報償でありましても補償でありましても、この場合は——これは最後にこの問題をきわめることにいたすわけでございます。

ただ私は、この際、いま大臣の言われたように、これが農地制度が改革された当時は妥當な価格であつたのだ、政府もそういうつもりで断行したと思ふ。ところがそこで考えなくちゃいけないことは、この農地制度が改革されたということは、その當時もはつきりいわれておるうちに、健全なる農家の育成によつて農家生産の發展をはかると同時に食糧生産を確保するということが非常に目的であつた、こういうふうにいわれるは記憶いたしておられます。ところが、その後この問題が起つてきたという事は、いま大臣の言われる経済的変動というのかしれませんが、そういうふうな価格によつて農地を取得した人たちが、やはり土地価格が非常に上がつてきた、こういうふうなことからあの開放當時を顧みて、その当時の開放価格というものが非常に安いのではないか、こういうふうな考えが出てきたのではないかと思ふのでござ

います。この点はどのように解釈なさつておられますか。

○赤城國務大臣 このたびの報償は、そういう土地価格が非常に暴騰したということから出ているとは、私は考えません。しかし、開放した旧地主から考えますと、自分が三百円か五百円くらいで開放したものが、一反より二十万円、三十万円だ、こういう経済事情の変動でありますから、何か割り切れないような水持ちは持つておるだろう、こう考えます。ですから、よけいなことでございませうが、今度の法案などに私の意見が入りま

せんでしたが、そういう意味におきまして、私は他に転売する場合に、もとの旧地主にひとつ申し出て、先買ひ権といひますか、そういう制度を入れたらどうか。もちろん、こういう高い価格で買ひ戻すという気持ちにならない場合が多いと思ひます。それにいたしまして、もとの地主に對して、ほかへ売る場合には、買ひか買わないか、また、もとの地主によりましては、いまの自作農資金あるいは土地取得資金等もあるのですから、そういう資金によつて買ひ戻すということもあるかもしれない。そういう点で慰めるといひますか、當時少ししか耕作してないために農家としてやつていけないという旧地主もあるわけでございますから、そういう制度を今度の措置法の中に入れてたよかつたのではないかと、こういう気もいたします。話は横にそれましたが、今度の報償の法案は、土地の価格が上がつたからということではないのでございませうけれども、開放をしなくちゃならなかつた旧地主の気持ちの上におきましては、何か不均衡感といひますか、何か割り切れないような気持ちはあるだろう、こういうふうな想像されます。

○稻富委員 もちろん今回は報償ということになつておりますが、これに對する補償をしろ、こういうふうな声が非常にあつた當時にさかのぼつて考えますならば、やはり補償の問題は、いま言う土地価格の問題、そういうふうな問題が起因したであらうということは一応考えられると

私は思ふ。

ただ、ここにおいては私が政府にお尋ねしたいと思ふことは、少なくとも農地開放というものは、食糧生産を確保する農業経営をなす土地であるということとを主体として改革は行なわれたものだと、かように思ふ。これがその後いろいろ土地が農業以外に転用される、こういうような問題が次々に生じている。これに對して政府はいかなる考えをもつて処してこられたか、やむを得ない現象としてこれをやつてきたか、この点は手抜きりなかつたかということも、われわれは十分検討しなくちゃいけない問題ではないかと思ふのでございませうが、これに對しては大臣はどうお考えになつておられますか。

○赤城國務大臣 農地が宅地等に転換すれば、相當な価格になるわけでございます。そういうことを任意に許すというふうなことにいたしました。これは不當な利益を得るというふうなやつたことになりまので、農地法において移動等につきましても許可制を設けたり、あるいは農地法のできる前におきましては、農業に精進しない、こういうふうなものに對しましては國が先買ひ権を行使して國が買ひ戻す、こういう制度等を設けまして、ほんとうに食糧の増産に寄与できるように、農地改革をした目的が達せられるような方向にそれそれ措置をとつてきたわけでございます。しかし、これもよけいな談義になります。農地改革においてやるべきことでやらなかつた二つの欠点がある。それは土地の再配分をしなかつた。耕作者がそのまま土地の所有権を持つたというだけで、耕作権が所有権に移つたというだけで、これをせつかく國で一度管理しておる間に再配分——これは理想でございます。これはなかなかできるとは思ひませんが、再配分をして、そして適當に耕作できるように再配分をすべきであつたのではないか。それが耕作権が所有権に移つた、こういうだけでそのままであつた、こういうことでありましたが、これをいまになつても直していかなくちゃならぬというふうなこと、すなわち今度

の農地管理事業団などの考え方もそれであり、日本の農業が非常に零細農だ。零細農であるがために、他産業に対しての競争力もあるいは国際的な競争力も非常に薄弱だ、どうしても経営規模を大きくすることが必要だ、こう考えます。そういう点においての措置が、農地改革のときにはとれなかった。

それからもう一つは土地基盤の整備、土地改良を国の管理下にある間にできるだけこれは計画を進めておくべきだった。土地の買収などということも国の管理の間には必要ないのでございませうから、そういうようなことではほんとうに生産基盤を整備する、そうしてそれを耕作者に配分する、こういうことが必要でなかったかと思ひますが、またそういう議論を私しましたことがあります。取り入れられなかったのですが、また実際にあのときにそういうことまで行き届いた政策は施せなかったらどうかと私は思ひますけれども、そういう点をいまからでも直していかなければならぬ、こういうふうにご考へておるわけでございます。

○稲富委員 結論は、従来の農地改革というものは、大きな農村の改革として思い切った断行がされた。ところが、その後が国の歴代の政府の農業政策の失敗といひますか、やり方において、この農地改革という大事業を十分生かし得なかったという事実は非常にあると思うのですが、これはお認めになりますか。

○赤城国務大臣 御説のとおりでございます。せっかくの農地改革を生かしていかなかった。でございませうから、先ほど申し上げましたように、零細性を脱却せしめるとか、あるいは生産基盤を整備するとか、そういうことをもともとと強力に推し進めていくべきであった。しかし、いまからでもおそくないので、そういう面に入力を入れていかなくちやならぬと私は考へておるわけでございます。

○稲富委員 ここにおいて私は大臣に特に申し上げたい。農地改革当時、旧地主も、やはり日本の健全な農業建設のためには、非常に国家的見地に

おいて賛成をしておった地主もたくさんあったと思う。ところが、その後せっかくの農地改革を政府が生かして十分なる運用をしなかつた。ここから、せっかくわれわれが犠牲を払った農地改革によって政府がこういうような態度をとるから、われわれもこれに対して何とか補償でも受けなければいけないのじゃないかという、こういうような不満が起きてきたのだらうという事は、一応われわれは考へなくちやいけないだらうと思ひますが、この点は、大臣としてはどうでございませうか。これは日本の農政をあずかつてきた歴代の政府にその責任があると思ひますが、この点はどう考へになるか。

○赤城国務大臣 私は、農地改革のときの小さい地主の立場に立つて考へますときに、これもなかなか当時ではできなかったこととございませうが、一つの欠陥を持っておった。いままでの地主という立場を捨てて、そうして全部自作農になつて農業に特進しようという決心と腹がまえで新しい改革に直面したわけでございます。だから、すべての人が農業なら農業として生きていきたい、自作農として生きていきたい、こういう考へを持つたはずでございます。だから、小さい地主などもやはりそういう気持を持つたと思ひます。ところが、例を申し上げますならば、自分でつくっているのは二反ふりしかつくっていない。一町二反土地を持てている。一町ふりは小作に入れた。そうすると、一町歩の保有はできますが、自分で百姓して生きていくとするのに二反歩しかない。一町ふりを取り上げるといふことはできませんから、したがって地主の自作農化を阻止した。自作農化を許せば小作人から取り上げることになりますから、そこに摩擦が起きますから、その辺の調整は適当にして——小さい地主が一町二反持っているのに、一町ふりは小作に入れておくから取り上げられない、自分では耕作できない。自分では二反ふりしか耕作できない。二反ふりで生きていけ、こういうことになっておった。これはやはり一町二反あつたら、二反ふりにプラ

ス二反ふりでも三反ふりでも耕作するようなことにして、ほんとうに地主も地主としての立場を捨てて耕作者としてやっていくということになつていただきたいと思います。そういうことも認めていただければよかったのじゃないかと思ひますけれども、これは土地を取り上げるといふことに関連いたしますから、それは禁止されておつたようなわけでございませう。そういうような面から、やはり農業として生きていくためには、土地は持つておつてもその土地は使えない、使える土地はその一部分で、先ほどの例で言いますならば、一町二反歩持つておつても二反だけしか生きていけない。こういうことになりませうと、農業としてやっていけないというような不満を持つ。そこで何らかの措置をとってもらえないものだらうかというような要望が高まつてきたというように私は考へられます。

○稲富委員 それで報償の時代よりもっとさかのぼつて補償の時代を振り返ると、農民の中から農地補償をしろという声が非常に強くなつてきた。これはいま申しましたように、農地改革によつてなされたその後の——いま大臣がいろいろこういうこともやられたがよかっただらうというのを率直に申されておりますが、歴代の政府がそれをやらなかった、ここにやはり農地補償という要求が非常に強くなつてきたのではないか、こういうことを率直に私たちが一応考へなければいかぬのじゃないかと思ひますが、この点どうですか。

○赤城国務大臣 政府として農政、ことに土地制度に關しての農政に十分でない点があつて、せっかくの農地改革が万全的に生きてこなかつたという点は、私も率直に認めてよろしいと思ひます。

○稲富委員 ここで農林大臣に特に私も率直にお伺ひしたいのです。農地改革によつて、政府は十分これを生かせなくして、そうしてそういう状態になつておる。一方では農地改革によつて犠牲をこうむつた旧地主は、この政府のやつたやり方に對する不満というものが、一つの補償という要求

で非常に起つてきた。それに應じて政府の与党である自民党の中には、この地主の補償要求に対して強力なる支持をされて、これを非常に推進されたという方々もたくさんおありになつたと私は思ふ。いわゆる政府がそういうような農地改革後の失政をおかしたという事は、与党にも責任がある。その責任は放任しておいて、一方には農地補償に對して大いに手伝をする、こういうようなやり方というものは、率直に申し上げまして私たちがおもしろくないと思ひますが、大臣はどう考へになりますか。

○赤城国務大臣 農地改革のあと適当な農地等の改革を推進すればよかったのでありますが、その推進が改革のときのままであつた、こういうことでありますから、いろいろのあきらない気持ち、そういうものもだんだん強くなつてきた。しかし、過去にさかのぼつてはできませんから、土地の關係などにつきましては、私も農地管理事業団などという構想で考へておるのでございませうが、それと別個にやはり旧地主に對して、その農地改革がたいへんな混乱なしに済んだ。またそれといへば相当革命的な様相などもあつた。またそれといへばまた戦後の食糧の危機を救つてきた改革である、こういうことを混乱なしに済ました一つの旧地主のメリットを買つていくというじゃないかというような考へ方を持つてきた人も、相当多いと思ひます。そういう面から、いろいろ調査会等置いて調査した結果や世論などを調査いたしまして、そして今度は補償の段階ではなく報償の段階で措置をしていくというふうな経路をたどつて結論にまできた、こういうふうな私考へております。

○稲富委員 報償の問題はあととしまして、あるいはこういうことを申し上げたならば、自民党の皆さんからおしかりを受けるかも知れぬこととございませう。しかし、私率直に考へますときに、農地改革によつて政府が打つべき手を十分打ち得なかつた、それがために旧地主の中に不満が起つた、こういうような事態をとらえて、あるい

は革新政党が農村に農民組合その他の農村団体に
よって一つの新しい運動を起こしていくという、
こういう事実に対して、一方には旧地主が農地改
革によってかなり不満を持つておる、この不満を
ひとつ農村に対する一つの党の基盤として生かし
ていくというような魂胆があったのではないかと
いうこと、この点は、私たちは否定するわけに
はいかないと思うのでございます。この点はどう
お考えになるか。私は、その点もこの際十分検討
する必要があると思うのでございます。

●赤城國務大臣 これはそういう人もあったかと思
います。たとえば参議院の某氏のような立場
で、これを基盤としてという人もあったと思
います。しかし、党としての考え方、政府とし
ての考え方としては、やはり気の毒な人、こうい
う人に対してはやはり土を盛って平らにしていこ
う。社会保障制度でもそうでございます、あるい
は地域格差の是正というのもそうでございます
が、そういう意味におきまして、気の毒でしか
もそれ相応のメリットといえますか、貢献をした、
こういう者に対しては、あたたいといえますか、
政治的に言えば公平の原則といえますか、そ
ういふような形で措置をしよう、こういうふう
に考えたのが、政府及び与党だと思えます。中
にはいろいろこれを基盤にしようというふうな考
え方の人がないわけでは私はないかと思えます
けれども、全体としてはやはり一つの不均衡を正
といえますか、そういう谷間に光を与えるとい
いますか、そういうような一つの考え方から出た
のだ、こういうふうな考えです。

●稲富委員 そういふような事情のもとに、やは
りこれは個人的な行ないであつたろうと思いま
すけれども、農地補償を要求する団体等は相当な
負担をしてこの運営をされておつた。これに對し
てどのくらい個々の旧地主が負担をされておつ
たか、これは政府のほうでわかつておりますか。わ
かつておれば承りたい。

●八塚政府委員 いろいろ断片的には全然耳にし
ないわけではございませんけれども、私どもでそ
ういふことについての資料はございません。

●稲富委員 これは先刻石田君からその資料は質
問の中に入れておりましたので、それを参考にし
ていただければわかると思うのでございますが、
元来、旧地主は農地補償がしてもらえないもので
ある、しかもこれは強い与党のうしろだてがあるか
ら、こういうことで相当な出資をされておつたこ
とは事実でございます。そういうようなことをず
いぶん長くやってこられたので、これは政府とし
ても何とかしなくちゃいけないというふうな抜き
差しのできないような状態になったことが、今度
は報償でもしようということになったのではござ
いませんか。この点ひとつ率直に承りたいと思
います。

●赤城國務大臣 金を集めて運動したからと、こ
ういふことでは私はないと思えます。先ほど言
いましたような不均衡感といえますか、そういうも
のを是正していくという措置から出たと、私は考
えております。

●稲富委員 さらにお尋ねしたいと思えますこと
は、実は先般石田君の質問に對しては農林大
臣は、今回の農地報償というものは農政には関係
がないのだ、こういうことを言つていらつしやる
のでございますが、私は農政に關係ないとは言
えないと思つてます。しかも先刻大臣の御意見を聞
きますと、農村に對しての重大な今回の農地報償
のこの立案に對しても、農林大臣の意見が十分尊
重されてないといふようなことを聞くのでござ
います。これは大臣から先刻お話がありました。

これは私は最も遺憾であると思つてございま
す。これはひとつ総務長官にお尋ねしたいと思
つたのでありますが、総務大臣が来ておられれば総理
大臣に聞きたいのですけれども、少なくとも農林
に最も重大な今回の処置をとるのに對して、私た
ちは農政に關係がないとは言えないと思つて、私
たは農林大臣の意見も十分入れなくしてこういう立
案をするという政府の考え方というものは、非常
に間違つてゐるのではないかと思つてございま
すが、これに對しては総務長官どうお考えですか。

●赤城國務大臣 私は、農政に關係ないとは石田
さんのときにも申し上げなかつたわけでありま
す。プロパーの農政でない私は考えています。
ただし、農政に關係が全然ないとは申し上げられ
ないと、關係はあると、こういうことを申し上げ
ておつたのでございます。

●日井政府委員 もちろん本法案をつくる上にお
きましては、閣内においていろいろ議論もし、ま
た最終的には閣議にもはかつたわけでございます
るので、したがういふことで、おそらく農林大臣の意
見もいろいろあつたことと存するのであります
が、しかし、いづれにいたしましても、いまま農
林大臣のお話のように、農政プロパーの問題では
ない、こういう点で、そこで世上にはいろいろの
この問題に對しての世論もありますし、また党内
もそれぞれに意見がございましたので、そこで三
十八年に政府内部の、総理府に臨時農地等被買収
者問題調査室を設けて、そこで旧地主の生活
状態とかあるいは基本的な問題、さらには世論を
調査いたしました、その結果やはり報償するものが
適當である、こういうことで結論を得て、本案を
昨年の春に作成、提出いたしましたわけであり
ます。

●稲富委員 それならば総務長官から聞きたいの
ですが、先刻から申し上げましたように、元来こ
の問題は農地制度改革から起こつてきた問題であ
るというところは、これはもう否定することはでき
ないのであります。しかも農地制度改革によつて
損害をこうむつたといふ、この旧地主からの補償
要求があつたことも事実でございます。この補償
に對してどうするかといふことが、多年の開論議
されたことも事実でございます。ところが、政府
がそういうような、今度の法案にありますが、
困つた地主に對して報償するといふのが、当然
出さなくちゃいけないものであるならば、何がゆ
えに補償といふことで堂々とやりにならなかつ
たか。私たちは、補償する必要はないと思つてお
ります。これは妥當な農地改革が行なわれたもの
であるし、合憲であるといふ最高裁の判決も出て
いることからいって、われわれは補償すべきもの

ではないと思ひますけれども、何かの形において
地主に出さなくちゃいけないというならば、なぜ
それを堂々と補償という立場に立つて政府は立案
をしなかつたのか。報償といふのは、これはやる
といふことなんです。かつての地主から言ふなら
ば、投げ銭をもらうような失礼な行為じゃないか
と私は思う。政府が当然やるべきものだといふな
らば、堂々と出せばいい。何だかそこに報償とい
うような恵みの金をやるようなことをやるところ
に、政府もあまりにも自信がなさ過ぎるのじやな
いか。それだから、先刻言つたような、何とかこ
れはあと始末をつけるためにこういうことでお茶
を濁しておこうじゃないか、こういうような根拠
があるんだというそしりを受けざるを得ないと私
は思う。そういうようなことは、私たちは、なぜ
補償といふ問題が報償に変更されてしまつたか
かといふことを申し上げたい。

●日井政府委員 これはもうただいまお話に出
したように、農地開放に對する買収、そのときに
また、一部四滑に買収が行なわれるようにいわ
ゆる報償もあわせて行なわれたのでありますけれ
ども、しかし、いづれにしてもこれは最高裁の判決
にも出ておりますように、すべて合法的でありま
しても、適正である。したがつて、政府といたし
ましても、やはり同様に考へて、これをさらに補
償をする、こういう必要はない。補償と報償とは
どう違ふかといふことをよく言われるのでありま
すが、補償といへば、損害とか損失に對してこれ
を補う、こういうことであります。報償といへ
ば、もちろんそういう意味も全然ないとはいいま
せんけれども、また別の意味におきましては、何
らかの寄与をしたその功績なり何なりに對してこ
れを多としてねがらう、こういう意味があるわけ
でございます。そこで先刻申し上げておりました
ように、広く世論等にも問ひ、またいろいろの調
査もした結果、そういうことに踏み切つたわけで
ございます。したがつて、別にこそそこそとやると
いふわけでは決してございませんで、堂々とや

けれども、ともかくもこの線に引っぱってきた、何とかこの際にお茶を濁してケリをつけなくちゃいけないから、まあこのくらの報償でもしようじゃないかというようなことから出てきたんじゃないかという感じがわれわれは持つ。非常にこれは遺憾だと私は思うのです。あまりにうがった考えかわからぬけれども、私は真意はそこにあるんじゃないかと思う。これではたして日本の農業対策がいかんかという問題に對しては、もっと政府は真剣に考えなくちゃいけない問題じゃないかと私は思うのです。この点から私は、農林大臣の意のあるところをひとつ率直に承りたい、政府の意のあるところも率直にこの際承りたいと思います。

○赤城國務大臣 財政の余裕があるというわけではございませんが、財政でこれだけのものくらいは十年間にらせる、こういうめだから報償の金を出すということに相なつたと思います。しかし、それがために農政プロパターの財政投融資あるいは予算の措置というものが阻害されるようであつては、私は相ならぬと思います。いま稲富さんのおっしゃる通りに、農政としては相当壁にぶつかつておるような状況でございまして、あれもこれもやりたいことが山積いたしております。農村の事情等も、なかなか憂慮すべき状態にございまして、でございますから、これがために農政の財政的な裏づけが阻害されるということであります。ならば、私は断固としてこの問題に反対いたします。しかし、財政当局とも話し合ひの上で、このために農政プロパターの財政的な措置等につきましては支障を来さないような話し合ひも進んでおりますので、私としては、それならばこの措置もやむを得ない措置である、こういうふうに考えているわけでございまして。

○日井政府委員 農政にやるべき問題とここに使う費用との問題は、農林大臣からいまだお答えのとおりでありまして、それは見方によると、稲富先生の御意見のようなあれも確かにあるかと思ひますが、しかし、大きく考えてみると、先刻もそ

の話を申し上げたんですが、この農地開放がとにかく三年間に二百万町歩、四百五十万戸の自作農をつくつたというふうな、こういう世界でもまれに見るような、しかも平和裏に、円満にこの大事業の農地改革ができた。これがもしやれなかったとすると、第一次大戦直後に起こつたような小作争議というものが起つて、この食糧事情の困難な中でござつたといひますと、食糧増産ができなくて、これは国民にもますます不安を与へ、困窮に日本の国がおちついたかもしれないというふうなことも考えられるわけでございまして、これが円滑にやれたという点については、それは非常に不満を持ちながらやられた方もありますけれども、とにかく地主もこれに協力して結果的に對しては円満に行なわれたということに對しての感謝と申しますか、労をねぎらう、功をたたえたいといひますか、そういう意味において、一言で言へば報償ということが一番適當であらう、そこで法案の中にはこの報償ということばは使つていないのでございまして、よく補償かどうかと言われま

すから、そこで補償ではない、まあいいていへば報償という意味である、こういうふうに申し上げるわけでございまして、そこで画一的に――そんならもしこれが補償であれば、これは全部面積に比例してやるのが當然であるのに、そうでなく、平均してみても大体一町歩、こういうことでありますので、ちやうど一町歩で二十万町になりまして、そこで平均して、最高三十五町歩以上の人でも、これは百万町で打ち切り、こういうふうなことで、補償でないといふことのあれもそこにあらわれてゐるわけです。

○稲富委員 その内容はわかりました。それはいま総務長官が言われたように、私も、あの終戦後農地改革がもしもできていなかったならば、日本の農村は大混乱を生じたといふことがあつたであらう。そういう点からも、農地改革といふものは非常に大事業であり、非常に生産の向上が行なわれたと思ひます。ただわれわれが考えなくてはならないことは、農地改革が行なわれる前の日本の農

村の状態といふものは、先刻石田君からいろいろ言われておりましたが、農村の健全性をこわすといふようないろいろな悪条件があつた。それがために多くの小作人は、働いても食えない、どんなに働いても、ただ残るのは苦とわらだけであるといふ、こういう苦しい農村の状態であつた。その時分の地主は、非常にぜいたくな生活をしてゐた人があつた。そういうような矛盾した社会情勢のもとで、農地改革によつて一つの農村の民主化が行なわれたといふことは、別のことばで言ふと、農地改革が行なわれたときの地主さんは、生れ合わせが悪かつたといふことなんです。これはそのときの地主さん、現在の旧地主がそういうことをしたのでないだらうけれども、従来のその地主の先祖といふものは、働かずして高禄をばらして、多くの小作人は奴隷のごとく働かされて、

そして、農村の最も健全な状態に置かれておつた。それが農地改革によつて健全な農村に一応なつたといふことは、やはりその時の変わり目におつた地主が生れ合わせが悪かつたといふ状態に置かれておつたのだと思ふ。しかしながら、その後、日本の農村といふものは、先刻から申し上げますように、農地改革がせつかく断行されたけれども、政府の農業対策の施策が十分でなくして、この農地改革の精神を十分生かすことができなくて、依然として今日の農村といふものは困窮の状態に置かれてゐる。私は、今日の日本の農業は、もつと政府が真剣にやらなければいけない問題がたぐさんとあると思ふ。先刻から農林大臣も言つておりましたように、あるいは基盤整備の問題にしろ、やろうとしても経済的な素地がなくてやれないといふ状態なんです。迫りくる国際農業の中において、いかにして日本の農業を一日も早く立て直しをやるかといふことは、今日の緊急な問題であると思ふのです。これがために、政府はもつと積極的な基盤整備をやる、農業対策をやるといふことをやらなければいけないと思ひます。そこで農林大臣は、この農地報償に

出す金は農村には影響しない、こうおっしゃいますけれども、こんな金があるならば、なぜこれを将来の農村を建設するために使わないのかといふことなんです。なぜ政府はそれを使わないのです。この点をやらないうで、ただ今度の農地報償に出す金といふものが農村の予算には影響しないのだからやむを得ないのだといふことでこれをながめるといふことは、あまりにもふざけておると思ふのです。もつと農村は真剣に取り組まなければならぬ問題がある。しこしてほんとうに健全な農村を建設して、農民が喜んで農業経営をやれる状態になつて、しかる後に考えるというならばまた別だ。現に今日農村は建設途上にある。しかもそれが十分な建設ができていないという状態なんです。どれほど政府は現在の農村を認識しておるか。農村の経営をどうするかといふことは、農村全体の悩みのことです。こういうふうな農村の重大な点に、しかもこの農地改革をやつた時分は出さうと思つていなかったものを、二十年後の今日になつて昔のことを救つてやろうかといふのは、ふざけてゐるじゃないかと言わなければならぬ。私は私に思ふのです。こういうふうな考えで、日本の将来の政治といふものはやつていけません。こういうふうなやり方で、ほんとうに健全な農村の建設ができますか。政府を代表してひとつ十分な政府の意のあるところを承りたいと思ひます。

○赤城國務大臣 實態、お話しのとおりでございまして。でございますが、この金を出さないからこの金がそのまま農業の施策に回るかといふと、なかなか實際問題としてそう簡単に回すような財政当局ではございせん。でございますから、これはこれとして、農業を前進させるためには私は全力を尽くしてその裏づけをしていく、こういうふうな考えております。

○河本委員 稲富君に申し上げますが、約束の時間がまいりましたので、結論をお急ぎ願ひたいと思ひます。

○稲富委員 報償すること、これに對して国が困

難な経済財政の中から金を支出する、これをもつて一つも前進を妨げない、こうおっしゃることは、私たちがふに落ちないのです。これほどのこんな金があるならば、なぜこれを前進するほうに使わないのかということなんです。それほどこの問題は重要な問題でしょうか。私はそれは思わないのです。ただ、これに対して政府が出そうと言っているのは、先刻申し上げましたように、何らか旧地主に対する政治的な配慮があるのじゃないかということなんです。それだから、こういうことまであえてやられるのじゃないか。おそらく農林大臣としては、そういう考えは言えないでございましょう。言えないでございましょうけれども、そこにあるのじゃないか。そうであるとするならば、私たちは実に政治の邪道であるといわなければならぬと思う。こういう点から、私たちはどうも納得するわけにまいらないのです。ひとつ今後の日本の農政というのに対して、もっと真剣に政府は取り組まなければならないと思うのです。しかもこの法案の審議にあたっては、法案の立案にあたっては、農林大臣の意見も十分入れないでやったという。実に私たちは驚かざるを得ない。やはりこの農地報償の問題は、日本の農業としての一つの問題なんです。この問題を農林大臣の意見も聞かずして政府はこれをやったのだという。農林大臣はそう言っている。農林大臣ははっきり、自分の意見は言わないと言われているのです。そういうようなことで政府がこういうような法案を出そうというところに、政治の不純性があるということを言わなくちゃいけないと思うのでございます。これはひとつ総理大臣から決意を聞きたいのだけれども、おりませんので、私の時間の都合がありますから、こういう問題に対して将来どういうような心がまえで政府はこうとするのであるか、最後に承りたい。

○赤城国務大臣 全くいまのお話は、総理大臣の心がまえと総理大臣の答弁でなければ十分でないと思います。私は、農林大臣といたしましては、こういう措置をいたしたといたしまして、

農政につきましては真剣にお話しのような気持ちで当たっていきたいと思います。

○稲富委員 非常に不満でありますけれども、時間がきたようでありますから、一応私の質問はこれで打ち切ります。

○河本委員長 松井誠君。

○松井(誠)委員 私はこの法律案の審議で、実はきのうから内閣委員会を傍聴いたしましたし、きょうはこの委員会ですと聞いておりましたけれども、一体なぜこの法律案を出さなければいけないのか、なぜ旧地主に報償をしなければいけないのか、あるいはまた少し見方を変えて、なぜほかのこれと類似した境遇状態にある人たちに報償をしないのか、してはいけないのか、そういう問題についてさっぱりわかりません。いろいろと政府側が御答弁をされておりますけれども、さっぱりわからない。これはおそらく平均的な国民はみんなわからないだろう。しかし、考えてみれば、この法律案はわけがわからないというものが、この法律案の本質かもしれない。しかし、そうばかりも言っておけません。一体なぜこの法律案はどうしてもわけがわからない仕組みになっておるのか、そういうことをこれからひとつ具体的に提案理由に基づいてお尋ねをいたしたいと思ひます。

最初に総務長官にお尋ねをいたしますけれども、この提案理由を拝見いたしますと、先ほどから問題になっておりましたように、この報償という名前の給付金は二つの理由があるようでありま。一つは農地改革に貢献をした、もう一つは、心理的影響というものを考慮した、この二点が報償の根拠になっておるようであります。時間を節約する意味で私のほうから要約をいたしますと、いままでの答弁では大体こういうことじゃなかったかと思うのです。つまり農地改革がいろいろ日本戦後の処理に貢献した、その貢献に対するお礼なりほうびなり、そういう趣旨のものが一つ。もう一つは、この心理的影響という意味は必ずしもはつきりわかりませんが、そういう心理的

影響に対するお見舞い金的なもの、この二つをあわせて報償という名前で給付をする、要約すれば大体こういう趣旨だと理解をしてよろしゅうございませうか。

○日井政府委員 いまの御質問の中で、戦後の処理に貢献をしたとは申しませんが、これは戦後処理の内容とは違つたわけではございません。要するに農村の民主化、ひいては日本の民主化、それから当時の日本は非常に食糧に困つておりましたので、その食糧増産、農村の安定、国民生活の安定ということに非常に貢献をした。そこでこの貢献に対してねぎらう意味、もう一つは、お説のように非常に心理的影響を受けた、この影響に対してねぎらう、こういう意味でございまして、前段のところがちよつと、多少ことばのあれでございしますが、違ひますので、その点だけを申し上げます。

○松井(誠)委員 具体的な内容についてはだんだんお尋ねをいたしますけれども、農地改革に寄与した、もう一つは心理的影響を考慮したという二つの理由で報償金が出る。さらにそれにつけ加えて、提案理由の説明によりまして、この問題に対する世論の動向等を勘案してということになっております。これは提案の理由というよりも、むしろその背景を述べたものでございましょうけれども、この点について最初にちよつとお尋ねをいたしたいと思ひます。

先ほどからこれも問題になっておりますけれども、この世論の動向というのは、具体的には何を言うのか。

○日井政府委員 これは各方面で、これに対する意見やら、要望やら、いろいろございまして、そこで工藤調査会がその調査に当たつたわけでありま。ただ、工藤調査会が、旧地主の生活とか生活とかという、そこに重点を置いて調査をいたしました。その結果、いま二十億の国民金融公庫法の一部改正ということで、融資の形で法案が一つは出ておるのですが、それからその後もいろいろ意見等もございまして、この世論の意見にかながみまして、三十八年に総理府に臨時農地等被買

収者問題調査室が設けられました。この調査室で、やはり旧地主の生活状態と、それから基本的な問題と、さらにいまお話しした世論調査を行ないまして、その世論調査の結果が……(所得の多い者には出すなだ)と呼ぶ者あり)その点につきまして、この問題を知らない者が四二・八%に対して、知つておる者が五七・二%で、この五七・二%のうちの、報償をすべきだという者が三三・四%、またはしてもよいという者が二八・四%、合計すると六一・八%に対して、しないほうがよいとか、またはすべきではないという者は二二・五%、こういうことで、そこでやはり報償はするほうが適当だろう。これらの問題をずっと話したあとで、さらに意見を聞いた結論をいたしましては、すべきだというのが二一・八%、またはしてもよいが二八・九%で、やはり五〇・七%で、しないほうがよいとか、またはすべきでないというものが二六・一%、こういうことと意見が出ておりました。

ただ、いまもちよつと御意見が出たように、困つた人だけにやつたほうがよいという意見が、確かに五九・六%というものがあつたのであります。しかし、これは社会保障的な意味でやるのではない、こういうたてまえから、いわゆる所得制限というものはいたしませんでしたが、しかし、それにしてもそういう意見もございするから、また補償という意味でないという点からいたしまして、最高は百万円、そして一反歩について二万円、一番下のほうは一万円、こういうふうにして、しかもその間に累進率を設けてやつたような次第であります。

○松井(誠)委員 この点は昨日も村山委員からいろいろ質問がありましたけれども、私がお伺いをしたいのは、やはりいま問題になりましたように、補償を、あるいは報償をすべきかどうかという、そういう世論の調査のほかに、具体的にどういう措置をすべきかという問題まで聞いておる。その聞いておる中で、たくさんある者にはやらなくていいという、あるいは困つておる人だけにやるのならばいいという、そういう形でこまかく

区分けをすれば、この法律案というのは世論に合っていない。逆に世論に逆行してゐる。この提案理由に、世論は反対であるけれどもとか、あるいは世論にもかかわらずという形容詞がついてゐるのならば、私は話はおかしく思う。しかし、そうではないに、まさに世論に逆行する形でありながら、何か世論に口実を設けて、世論等を勘案してというきわめてばかたくななことで、何か世論と結びつけようとする、その態度が私は非常に卑劣だと思ふ。むしろこれは世論から言えば逆行するのだ、しかし、政府はこうなんだという姿勢を示せば、それはそれなりに意味がある。現実にはやはりそうでしょう。あなたがいま言われた、困つておる人だけにやるのならやめてもいいというのを過半数なんだ。この工藤調査会の答申そのものをこの法律案は無視して出しておるじゃありませんか。そういうことをお認めになりませんか。

○日井政府委員 総理府の調査室で調べたところによりまして、旧地主のほうが必要しも農地を買収した者より生活が悪いとはいえない、むしろいいというふうなことが、ただし、いろいろ生計費等を勘案して差し引くと、やはり旧地主のほうの赤字が多い、そういう結果も出ておるわけです。これは考へてみますと、旧地主の方は、うちがいろいろ広かったとか、あるいは倉庫がいろいろあったとか、それらに対する固定資産税とか、そういうふうなもの等の経費がかかる。またつき合ひも従来の関係で多いとか、そういうふうなことでそういう結果になつてゐるのだらうと思ふのであります。そこで、ただ、いまお説のように、所得制限をしなかつたということについては、確かにそういうふうな御意見は成り立つと思ふのでありますけれども、しかし、これもたびたび申し上げておきますように、社会保障の意味でやるのではない、いわゆる報償という意味でやるのだという観点からいたしますと、やはり所得制限をするということはむしろ適當ではない、こういう結論でいたしたわけでありませう。

○河本委員長 松井君に申し上げます。大蔵大臣は時間の都合がございしますので、質問がございましたら、先にお願ひいたします。

○松井(誠)委員 いまの長官の御答弁は、私は、やはりたとへばこの工藤調査会の答申そのものをむしろ無視してゐるということ、ことばの中にはっきりと告白しておると思ふ。つまり所得制限をするかしないかというのを、この給付金というものの性格をきめる非常に重要な役割をしてゐる。あなたは、これは社会保障の性格を持つものではない、そういうことを言われた。しかし、この工藤調査会が考へておる考え方、あるいはその底にある世論というのは、困つてゐる人だけにやれという。つまり、給付金は初めから社会保障的な性格を持つてゐるものとして、やるのならばそれをやれというのが世論であり、調査会の意見である。ところが、そういう基本的な性格というものを、これは社会保障的なものではないのだというふうに変えて、この法律案を出したということになれば、まさにこれは答申無視であつて、世論無視じゃないですか。つまり、所得制限をするかしないかというのを、この給付金というものの性格をきめる重要なポイントなんです。そういうものをちゃんとこの工藤調査会では限定をしておる。その限定を抜いてしまつたということは、この給付金の性格を変えてしまつたということになりやしませんか。だから、これは世論の無視であり、調査会の答申の無視なんだ。そういう性格を持たざるを得ないじゃないですか。

○日井政府委員 この法案は、直接工藤調査会の結論に基づいてやつたというのではございせん、いろいろその後の世論の動向にかんがみまして、三十八年に総理府に設けました本問題に関する臨時調査会であつたため調査した結果に基づいてやつたわけでございます。

そこで、工藤調査会の際にも、重点は旧地主の生活、生業という問題に重点を置いたのであります。その中でもいろいろ議論としては、農地の買収の値段の問題とか、あるいはまた心理的影響が非常に強かつたとか、また経済的の変動が

あつたとかという議論がありました。しかし、そのときの結論では、いずれにしても多額の金銭を給付することは適當でないであらうというふうな結論も一応は出てあります。そういうことはいつておられますけれども、ただこれに対する意見はいろいろあるもので、この結論は出さぬ、そういう答申になつております。そこでいま申し上げたように、あらためて政府で、総理府の調査室でこれを調査して、その結論に基づいて今度の法案をつくつた、こういう次第であります。

○松井(誠)委員 まあ世論のことはこの程度にしておきますが、それではひとつ、この報償金の性格に二つある。一つはお札ないしはうり、もう一つは見舞金という意味、この二つの性格の中でどつちに比重を置いておるのですか。

○日井政府委員 やはり両方に重点を置いております。

○松井(誠)委員 両方であることには間違いない。両方であることには間違いないが、一重点はどつちにあるのか。

○日井政府委員 いま申し上げましたように、双方に重点を置いてありますので、これをどつちに重点というのをはつきりちよつと申し上げかねるわけでありませう。

○松井(誠)委員 それではその一つの理由である農地改革に貢献をしたということでありませうけれども、この農地改革を一体どう評価をするのか。これは提案の理由によりますと「農村の民主化」、「農業生産力の発展」、それから「農家経済の安定向上」、それからまた「わが国の民主化、戦後経済の再建、ひいては今日の日本経済の繁栄」こういうものの基盤を農地改革がつくつた、その農地改革に貢献をしたからほつちをやるのだ、農地改革をそのように評価をしておるようによつて提案理由では説けますけれども、これはそのとおりでありますか。

○日井政府委員 農地改革の結果の効果というものはお説のとおりでありまして、またこれに耕地を売り渡した地主に対しての評価も、やはりいまお話しのとおりであります。

○松井(誠)委員 大蔵大臣がお急ぎだそうでありませうので、いまお聞きのように、この農地改革というものに貢献をしたというのが金を出す一つの理由になつてゐる。じゃ、農地改革に貢献したらなぜ金を出すのかといへば、「農村の民主化」だとか「農業生産力の発展」だとか、さらにものと大きくいつて日本の民主化だとか、「戦後経済の再建」だとか、そういうところまで農地改革の効果というものを広げておる。そうなりますと、戦後の日本経済の再建というものに貢献をしたのは、もちろん農地改革だけではない。その中で、この農地改革だけに戦後経済の再建のほうびをやろうという、これは一体どういふことか。大蔵大臣として、この報償の意義というものを日本経済の戦後の再建の功労というところまで広げられて、これからあと同様な類似のものが出たときに、一体防備をする手だてというものがあつたでしょうか。その点についてひとつ御意見をお伺ひしたいと思ひます。

○田中事務大臣 こういう御質問はもうたびたびございまして、政府側の意向ももう十分申し上げておるわけでございます。でございませうから、そういうこととひとつ御了承を願へば幸いと存じます。

○松井(誠)委員 大蔵大臣、この提案理由を読みまして、第一段としては、この農地改革というのは「農村の民主化」あるいは「農業生産力の発展」、こゝまでは農村ないし農業に関する問題なんです。それに大きな道を開いた。そしてさらにその農業や農村のわが国における地位から考えると、これは単に農村、農業だけではなくて、「わが国の民主化、戦後経済の再建、ひいては今日の日本の経済の繁栄」これに寄与した、こういうわけなんです。そうならば、当然農地改革だけでなく、もっと大きな比重をもつて日本の経済の発展、再建に寄与したものはあるはずだ。ですから、この報償というものの理論づけをそういうところから求めるということになると、一体大蔵大臣はこれか

らあと防備をする方法があるか。つまり報償という制度の前で、何か大蔵大臣は裸になってしまったという感じがする。ですから、こういう報償の理由というものは大蔵省はちゃんと認めて、そうしてこの報償金を出すのですか。

○日井政府委員 なお、報償ということばが生まれたので、実はその意味が違ふのですけれども、これは戦後のいろいろ経済の民主化だの日本の経済再建のために功労、功績があったというものは、これは私のほうですが、賞勲局がありまして、各省庁でいろいろの紺綬褒章から始まって藍綬褒章を出したり、あるいはまた叙勲をいたしまして――ですから、今度の場合でも、実際それは勲章が何かで、文字は違ふけれども、ひとつその褒賞ということをしたらどうだという意見もございまして、それも一つの方法である。だがしかし、もともと財産、農地というものを売り渡して、そのために受けた心理的影響とか、その民主化に役立ったというところであるから、やはりいろいろの制限は設けても、国債でありますけれども、一応金銭であるのが一番適当であろう、こういうことで、今回は御承知のように交付公債で、こういうことになったわけでありませう。

○田中務大臣 松井さん、政府が提示をされました提案理由の説明だけを素材としてお話をしておられますが、御承知のとおり、この問題は、もう昭和二十一年、二十二年、二十三年、時の片山内閣時代から第二次吉田内閣に続いて、われわれが選挙をするときのスローガンであったわけですね。第一次農地開放、第二次農地開放、第三次山林開放、こういう問題をスローガンにしてお互いが国民に訴えたこともあるわけでありませうから、そういう事情はもう十分知っておられたはずであります。第一次農地開放をやった結果、この問題が一体どういふところでもって終局になるのか。その場合開放した人は、当時占領軍の、憲法に優先する権限といわれていたあの強いメケースのものでありませうから、これが独立した場合一体どういふ状態になるだろう、農地はきつと取り上げ

られるのじゃないかと、いろいろなことを言つて、そんなことはわれわれは知らない、いや取り上げること自由党は考えているらしい、いろいろな問題があつて、また農民の被買収者、開放を受けた人々の間にも、そういう問題が長いこと尾を引いて議論をせられておつたことも事実であります。御承知の自作農創設という大きな効果を目標にしての大事業でございまして、その後自作農維持創設の法律が改正になりました、二十九年だと思ひますが、これは売つてもよろしい、第三者に転売してもいいという改正をしたわけでありませう。このときも、問題が国会にもあつた、農民の間にもあつた。あなたも十分御承知だと思ふのです。これは裁判がございまして、いろいろこの裁判に対しては、あなたは弁護士として、専門家でこれを取り扱っておられますから、その内容は実によく知っておられるはずなんです。こういういろいろな紛争の中で、二十九年の改正のときも、自作農維持創設という目標としたものであるから、自作農以外にこれを使用せられる場合は、被買収者に先取特権を設けるとか、そのまま返さなければならぬとか、いろいろな当然やるべきものもあつたわけでありませう、シカを追う者山を見ずでありますか、理想にきゅうきゅうとして、ざつとばらんに言えばメモをそのままのみにしたいということによって、いろいろ規定すべきものが規定されなかつたために、結果論としては農村、農民の間にいろいろなごうたる議論があつたということは事実なんです。あなたも御承知なんです。現在まだ係争中のものもたくさんあるのです。ですから、そういう事態を十分見るときに、政府はこういう事態をそのままにしておいていいということはないわけでありませう。また、世界の歴史を見るまでもなく、農地開放といふものは大問題であり、これができなからいかにいふところの民主化ができるかできないか――東南アジアでも、いま後進国ではこの問題と取り組んでおつて、革命を起してもなかなからうまくいかない。そういうものに比べて、日

本の戦後における農地開放は、思わざる成果を得たといつても過言ではありません。しかもやがてはきつと取るとか、転売した差益というものは取られるんだらうとか、そういうような話がお互いの間にたくさんあつたにもかかわらず、今日はこの問題に終止符を打ちたい。新潟県にもございませう。あなたの選挙区にも、私の選挙区にも、どうもわしから当時二百五十円から三百円だつたんばをとつた、それを反当たり何十万円でもつて売つておる、そんなところに嫁もやらぬ、婿もやらぬ、こういうような大事業の陰に、国民が相はむような姿があつちやいかないのです。責任ある政治の衝に立つておる自由民主党や政府というものは、こういうものも何とかして片づけなければいけません。そういうあらゆる状態を考えまして、それでこの法律案を一日や二日で出したわけじゃなく、十何年の長き歳月を経てようやく御審議を願つたということでございますから、その間の事情は、もう私が説明するよりも、政府の苦衷も、またこの実態も、なぜ出たのか、その評価も、これはもう十分御承知のほゞでございますので、述べよと言へば何回でも述べますけれども、どうぞひとつその間の事情は御了承いただきたい。

○松井(誠)委員 大臣お忙しいうものですか、私は質問をなるべく簡単にしますので、御答弁は非常に懇切丁寧です。でありますけれども、しかし、私がお尋ねをしたことについてはお答えになってない。つまり私がお尋ねをしたのは、この農地改革というものがそういう日本経済の再建というものに役立ったということをもし、報償金をやる理由とすれば、同列に並ぶべきもの、あるいはもつと大きな比重を持つべきものがあるではないかという質問であつたわけなんです。大臣は、そういう提案理由の文句にこだわることなく、いままでのいきさつからいへばこうなんだ。私はむしろいままでのいきさつを知っておるからこそ、われわれはどうしても反対しなければならぬということなんです。そこで、日本経済の再建というような大きな空漠たる網を広げてしまうと、先

ほどもちよつと議論が過ぎましたけれども、それなら勲章でいいじゃないか、褒章でいいじゃないか、現に大蔵大臣自身もそういう意見を予算委員会ですべておられたこともあるようなんです。ですから、そういう報償金の一つの目的がきわめて空漠たるものであるとすれば、具体的な金で報償するということではなしに、勲章や褒章でいいわけなんです。ですから、そういう意味でお尋ねをしたわけなんですけれども、いまの大臣のお話では、提案理由のこの部分はむしろ無視をしてもかまわぬ、こういう意味ですか。

○田中務大臣 私の真意が十分御理解願えないことは、はなはだ遺憾でございますから、付言して申し上げます。先ほど申し上げたような長い歴史の上に立つてこの提案がなされたものだということは、事実でございます。しかも、なぜこのような評価をしたかということでありませうが、これは提案理由にも述べてございまして、戦後の非常に大きな改革であり、この改革が日本の民主化、戦後の再建、今日の経済基盤をつくつた一つの案地にもなつたということは、これはもう何人もそう評価しておるのであつて、これをいふ人はありません。この農地報償法案に反対の方で、農地開放というものがうまうまできたために今日があるのだとさえ極言してもはばからない、その事実だけは問題はないわけでありませう。でありますから、そういう大きな問題で、しかも成果があつておつて、しかも中にはもやもやしたものがございまして、確かに、特にこれは内閣全体の考えというよりも、私の個人的な考えかも知れませんが、これは他にいろいろなものがあるということを言わねば、私たちが財産税を取らされたとか、私たちがどうした、そのかわりに他に反対給付を受けて、われわれの犠牲において一部のものも利益を享受しておる、だから、この利益は取り上げなければいかぬ、こういう激しい議論はありませう。何とかして政府が国民の税金の中から、とにかく報償しなさいとか、もつと増額し

てくれとか、こういう議論はあります。この農地開放の問題は、あなたも御存じのとおり、長いこと土地問題に対して小作争議が起きて——これは土地問題というのは長い歴史なんです。流血の歴史があるのであります。新潟県の本崎村にしろ、王著田の小作争議にしろ、命がけのそういう歴史があるじゃありませんか。それが今度逆転したのです。安い値段でもって。それは今度小作が地主になったのです。それはいいことです。しかし、その中で、それ見ろというような感じ、しかもそれが今度転売できるようになって、非常に高い価格で売られる。まあインフレもあります、そういうような状態、そういう中に事実非常に反目がある。こういうことに目をおおすることはできない。政治というものは、こまかくそういうところまでしさいに心を及ぼす、こういうところに政治のよさがあるわけでありまして、それはつとめでございます。そういう意味でさんざん考えて、しかも批判もあり、あらゆる角度から考え、十何年間も野党もこれを国民に訴えるし、与党もさんざん議論をした結果、ようやくにしてこの提案になったわけでありまして、こういうものをやる、何でもかんでも国に貢献し、われわれに貢献したものはみな金を出すのか。金だけでなくて、勲章でもってやるものもありませんし、褒章を差し上げてやるものもありませんし、またわれわれが行って頭を下げてお礼を申し上げるものもある。この農地の問題に対しては給付金を給するをもって至当とする、こういう結論になったわけでございます。

てくる。それではしかし大義名分が立たないものだから、最高裁の判決の關係もあって、だから非常に空漠たるこういう根拠というものを述べてきた。しかし、もし一たんこういう根拠というものを述べてくれば、それを理由にして同列のものがたくさんあるじゃないかというのを私は言いたかった。しかし、その点は言うだけからしい話なんですやめますけれども、ただ一点、大臣お帰りのようですからお伺いをしたいのは、先ほど実はお聞きになっておたてしうけれども、赤城農林大臣が稲富委員の質問に答えて、いまの日本の財政当局というのは、いま農業政策でやりたいことは山ほどあるけれども、それにとても十分な金はない、出すような財政当局ではない。しかし、この問題については、これが農業政策のローバーな範圍の予算にしわ寄せをするようなことはしないという話し合いをやっております。これはお二人の間のことでですからわれわれわかりませんけれども、そういう御答弁があったのですが、それに関連をしてお尋ねをいたしたいと思う。先ほどどなたかの質問に対する答弁で、この農業政策についてはできるだけのことをやりたいと言っておられる。しかし、現にことしの予算というのは、全く見るもむざんな形で農業予算、農林省の予算というものは査定をされた。全く見るもむざんでありまして。赤城農政としてはその命をかけたといわれる農地管理事業が全く後退をして色あせて、どうにか細々と生き残っておるといふ、そういう形にまで追い詰められてしまつておる。そういうことについてこの千五百億という金を、前より——少なくとも結果的には前より出しておる。大蔵大臣は、農業政策を含めて国の財政全体をながめて、一体どういふところに重点をおいて考へておるのだろうか。こういう千五百億という膨大な金を、もつとほかの農業政策なり何なり、具体的にやはりわれわれ国民の生活の向上というものに直接結びつく、そういうものに当然使うという激しい抵抗があつてしかるべきだと思ふ。先ほどから言いますように、もしどうしても

ごほうびが必要であるならば、そしてごほうびをやることによって農村の平和というものがどうにか回復ができるならば、それでもいいじゃないですか。三万五千萬のその金で、いまかりに農村の中で旧地主と旧小作というものの対立が尾を引いて政治的な対立になっている、そういうものが——小さい地主は三万五千萬、せいぜい十萬、そういう金をもらふことによって、この根深い対立というものが一体解消できますか。こういう金というのは、大臣は過去のものではないに、これからあとの日本の農村の平和をもたらすための前向きな金のように言われるけれども、これは全くわれわれからいわせればどぶの中に捨てるようなものだ。農業生産の発展には何も役に立たない。ですから、財政当局の責任者として、一体先ほどの赤城農林大臣の発言とも関連をして、われわれが非常に不安を覚え、不満を覚えるのは、こういう金の使い方が、こういう金を使わざるを得ない基本的な政治の姿勢、そういうものについて、一体大蔵大臣はどうお考えになるのか、その点をお伺いしたい。

●田中農務大臣 今度の給付金法案は、思い切つてばんと出したというのではございません。御承知のとおり、十数年間懸案のものでございます。やるのだから、いやまだそう考へておりません。こんな案かい、こういう長い歴史を経て、今日よく出すのじゃないか、こういうような御質問も受けたこともございますが、そんなにとて財政の余裕はございません、こう言つて今日までできたわけでございますから、苦勞に苦勞を重ね、慎重の上にも慎重に討議して、最終的にこういう措置をとつた、こういうことでございます。それから、農業政策につきまして金を出さなさいかね。これはあたりまえのことです。一般会計で三千七百億の計上があると思ひますが、それだけでは、財政投融資の問題、また税制の問題、あらゆる角度から農業政策につきましては思い切つた投資を必要とするという考へ方で、農業基本法を体しまして将来ともいよいよ積極的に配慮してまいりたい、こういう考へでございます。ただ、少し言い過ぎになつたら私取り消してもけっこうなんです、何か御自分の意に満たないような歳出があると、こういうことにほんとなつておきながら、なぜ農業にもつと出さないか。これはやはり凡百ある国民要請の中でバランスをとりながら効率投資を考へて、国民の税金を使うのだということ、非常にまじめな、厳密な立場で考へておるのでございます。ただ、一つ農地報償に金を出す、また軍艦一隻つくる、こんなことでなぜ国民健康保険はと、こういう論議、私たちは、そういうことではとても予算は組めないわけでございます。これは国民全体がたくさん出している——大蔵大臣をおやりになってみるとおわかりになると思ひますが、たいへんな要求でございます。国会、衆参両院のこういう御質問でも、九五兆は歳出が少なくない、大体そうであります。これは多過ぎるなんていうのは一つありません。農業は悪い、中小企業になぜ出さぬ、漁業にどうだ、大田防衛庁だけは幾らか削れ、このくらい程度でございまして、そういう中から、これはいろいろと取捨選択をして国民のために最もいい案をつくつたわけでありまして、これは私もあえて反駁をする、反駁をするという考へ方でもありません。しかし、これは御反対とは私も承知をしておりましたが、あなたは先ほどこの大事業の完成された農村に、かつての小作と地主の間にトラブルがあると、いみじくも私の考へ方に同調されましたが、事実ある。こういうものが五萬や八萬の金を出さるることによつてよくはならないと言ひますが、よくならないということではおいていいものじゃない。政治というものは、そういうものに対して一つずつ片づけていく、こういうところに政治のほんとうのまじめさがありますし、政治の責任がある。ですから、そういう意味で、これは私たち責任のある立場ということではほんとうにまじめに申し上げる。私は、何も地主のむすこじゃありません。あなたのほうはかつて新潟県

においては地主のむすこであると思ひますけれども、私は、だからまじめに、公平な立場で、この法律案を深刻な気持ちで検討して国会の審議にゆだねたわけでございまして、どうぞひとつそういう政府の立場、考え方というものを御理解賜わりたいと思ひます。

○松井(誠)委員 この給付金は非常にうしろ向きで、過ぎてしまったこととあと始末だと言われることを非常に気にされておるようです。そこで、何か前向きな理由を考へ出そうということで苦心の作がいまの御答弁だと私は思ふ。つまり、いまある農村の中の不和というものをこの金で何とかしよう。いまの農村に對立というものが確かに部分的にはあります。理由のない旧小作、旧地主の對立が確かにある。元来理由がない。理由がないにもかかわらずあるのは、それは率直にいつて農地改革のときのあつたきというものが尾を引いておるといふことは間違いない。しかし、それを三万や五万や七万の、どっちも中地下である、したがって給付金も少ない、そういうものをその金で融和ができるなどというのではない。私は、それをほらうておいていいというのじゃもちろんない。しかし、そういう金で融和ができるというように率直に論議で、何かこの報償金に前向きな姿勢を与えようと思ふことはおかしいのです。しかし、その点についてはその程度にしておきます。

ただ、あと農林大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが、当初報償という形に切りかわつたあとでも、農林省としてやはりこれを管轄官庁としての立場をお断わりをするということ、総理府にいった。その経過、簡単によろしいのでございませうけれども、その理由はどういふことですか。

○赤城國務大臣 先ほどから再々答へいたしておられますが、この報償の措置というものは、プロパーの農政ではございませぬ。いま農政といひましては、大体的な方向としては農業基本法に沿うてやっております。別に基本法に關連するような問題でもございませぬ。しかし、全然農政に關連なしとは私は申し上げませんが、農政のプロ

パーじゃない。それから、いきさつかないまでも、これにつきましては、内閣に被買収者の措置等につきまして、いわゆる工藤調査会というものが設けられました。工藤調査会の答申の趣旨は、大體は社会保障制度的な観点から報償をするというふうなことに相なつておつたと思ひます。そういう意味におきまして、農政プロパーではなく、いきさつかないまでも、工藤調査会等が設けられました。内閣の総理府でこれを扱つてきた経過がございまして、ございまして、私のほうは、人は出しますが、やはり全体的な観点で、農政という観点よりも、全体的な政治の観点から考へたほうがよろしく、総理につきましては総理府が適當である、こういうふうな考へた次第でございまして。

○松井(誠)委員 報償ではなくて農地補償と言われておつたところの考へ方、それについては農業政策の面から見るとうしろ向きである、そういう評価を大臣は考へておつたように私は思ふ。農地報償となりまして、農業政策とは無縁で、農業政策との關係では中立だ、うしろ向きでも前向きでもないという評価をされておるのかもわからない。しかし、農地補償のときには、少なくとも農業政策にとつてこれはうしろ向きだという評価を与えておつたと思ふ。それは間違ひございませぬか。

○赤城國務大臣 いまの農政は、農地改革の上に立つてこれを前進させてきていると言つても過言でないと思ひます。で、その当時の農地改革が非常にまずかつた、好むべからざるものであつたといふような形で補償するといふことになれば、これはうしろ向きに相なると思ひます。しかし、農政は前向きで、この農地改革の線に沿つて進んでおる、こういうことでございまして、また補償といふようなことは最高裁の判決もありまして、そういうことはとるべきことでなくて、報償といふような意味で全体的な観点からやるべきだ、こういうふうな措置をすることになつてまいりました。で、現在総理府で扱う、こういうことになつたいきさつでございまして。

○松井(誠)委員 農地補償といわれるころの法律案については、三十九年二月十九日、先ほどの稲富委員の質問に答えて、赤城大臣はこういうことを言つておるのです。『いまの農地補償の問題は、党のほうでいろいろ検討いたしましたして、三月の調査を経て何らかの措置を講ずる、こういうことになつておりますけれども、私のほうとしても、こういうものをかりに私のほうの予算なんかで盛られたのでは、それでなくても前向きでないと思つておるのに、まことに足を引っぱられるような形になりますので、手続の面においては、農林予算というふうな形で持つてこれらには困ると拒否してゐるわけでございます。』という御答弁があるわけでありまして。これは農地補償の段階ではなくて、農地報償という考へ方が出てきてからのことではないか。農地補償と農地報償というのとは、これはもう幾ら三百代言的な言葉を弄しようとも、本質は同じなんです。ですから、やはり農地補償が前向きでないということで、農地改革の成果といふものを踏みにじるという考へ方で拒否をされたとするならば、当然農地補償を断つたほうという理由というものを、単に総理府でいままで管轄をしてきたからなどという形式論じやなしに、これが農業政策と無縁ではないに、やはり農業政策に對してはマイナスなんだ、そういう評価をされて私はお断わりになつたと思ふ。率直にそのような私はお断りになつただけと思ふのですけれども、いまの私が読み上げた大臣の答弁、それだけでなくさへも前向きでないと思つておる、そういうものを私のところへ持つてこられては困るという趣旨は、そういうことじゃございませぬか。

○赤城國務大臣 経過から言ひますならば、総理府でやるべきだといふお答えをしたわけでありまして、それから本質的に言へば農政でないから、農林予算等でもつてやつていくことは不適当だ、こういうふうな考へたわけでありまして。

○松井(誠)委員 農地補償が、農政との關係では前向きでない。農地報償は、農政との關係では全然關係がない。それほど報償と補償というものが本質的に違つて、大臣はもとにお考へになつてゐるのですか。

○赤城國務大臣 金を出すということには違ひないと思ひますが、私は補償と報償というのとは違ふと思ひます。私の考へを申し上げますならば、補償といふものは、何かの欠陥があつた、あるいは不備があつたといふことで、それを補つていくといふことであつたといふこと、それを補つていくといふことであつたといふことが少なくなつたからそれにつけ加えていく、こういうのが補償だと思ひます。ところが報償といふのは、形式的と言ふかもしれません、もつと広い意味がある。私は二つの意味があると思ふのです。総務長官からもお話がございましたが、今度の報償の制度といふものは、百万円で打ち切つておる。あるいはまた下のほうに平均にやつていく。あるいはいろいろな差額を設けておる。こういうふうなやり方といふものの考へ方の基礎の中には、工藤委員会におきまして社会保障的な措置でこれをやつていくといふような考へ方があつた、それが相当影響力があつたといひますか、それに似たような、社会保障とは申しませんが、そういうようなニアンスを持つておる、これが償いでございまして。償でございまして。報のほうは、これは報いするといふ意味で、さつき稲富さんは投げ銭といふようなことを言つておりましたが、投げ銭ではない。やはり實質的な、報いするといふ意味の精神的な面に對する報い、これが報だ、字句的に解釈すれば、それだから、これは二つの意味を含んでゐる。先ほど松井さんもどつちが重点があるかと言つたけれども、二つとも重点として、報と償の間にそれが含まれておるのだ、私はそう考へてゐます。でありますので、補償とは考へが違ふんじゃないか、私はこう考へます。

○河本委員長 松井君に申し上げます。だいぶ時間も経過いたしましたので、結論をお急ぎ願ひます。

○松井(誠)委員 報と償とのことはだんだんまたお尋ねをいたしたいと思いますが、その報のほうの理由ですね。つまりいままでの何かに報いる、ごほうびをくれるという、そういう点について最初にお伺いをしたい。これは農地改革をどう評価をするか、その上に立っての報償でありますから、当然農業政策と直接の関係があるとなかろうと、農林大臣としては重要な関心を持たざるを得ない問題であらうと思います。そこで、先ほども申し上げましたように、この農地改革というのは、農村の民主化なり農業生産力の発展なりあるいはさらにもとく日本経済の発展なりというものと結びつけて、貢献をした、だから報いるという、それが一つの理由になつておる。そこで、先ほど来からいろいろな人から、それではたとえば戦争の犠牲者はどうするんだという話が出た。いま私は、そういう戦争という問題とは別に、もっと身近で、旧地主に劣らず、やはり同じような形で貢献をしたものの一つとしてどうしても考えなければならぬのは、例の終戦直後の非常に低米価で強権で供出をさせられたあの耕作農民のことだと思ふ。供出もやはり私有財産の侵害になる。強制的に米を取り上げるのですから、同じくやはり補償をしなければならぬ問題になる。それはあたりまえなことでしょう。土地の供出であらうと米の供出であらうと、ともかく強権で財産権を取り上げるという意味では同じです。その米の供出というのは、一体どういう形で行なわれたか、このことをひとつ農林大臣にお尋ねをしたい。御承知のように、いわゆるジープ供出ということがいわれた。安い米価であるために、耕作農民は出したがらない。出したがらないから、納屋まで踏み込んで、あるいはアメリカのジープが一緒に行つて、納屋の中をさがして、そして米を供出させた。そういう無理な供出をさせたために、農民はもう自分の保有米がなくなつた。そこで一九四七年、昭和二十二年でありましたが、百六十万石の還元配給というものをやらざるを得ない、そういうひどい供出をやつた。そういう状態が

あつたわけですね。そして農民は、農地改革で高い小作料を払わなくても済んだ、今度は案になるだろうといつて期待をしておる。ところが米は安い。税金は高くなる。もうそういう高率の小作料の負担がなくなつたというそのものが、ほんとうは別な角度で国家権力にすっかり取り上げられてしまふ。そういう状態が続いたわけでしょう。そういうものについては、一体補償なり報償なりをする必要はないのでしょうか。こういう農民は、補償さえも受けていない。地主は補償を受けておられます。補償のほかに、三町未満の地主は報償と称して何がしかの金をまた受けておる。しかし、無理に供出をさせられた農民は、全然補償すらも受けていない。生産費を割るようなそういう低米価で供出をさせられた。しかし、そういうものが戦後のあの食糧危機というものを救つた。まさに日本経済の再建の基礎を築いたと言つてもいいでしょう。そういうものをほつておいて、一体どうして地主の補償、報償だけをするんだらうか、そういう疑問というものが、私は農政担当者として当然出てこなければおかしいと思ふのです。この問題は、そういう戦後の耕作農民、しかも農地改革と同じように強権で財産を供出させられた、米を供出させられた農民に対しては、一体これだけののでしょうか。

○赤城國務大臣 当時低米価、低賃金と、こう言われました。しかし、低米価といつても、供出をさせられた――新穀でもあの当時は知事がやめさせられましたが、それはやはり一つの法律に基づいておるのであります。無理やりに強権というわけではないと思ひます。当時といいたしまして、一億になんたんとする国民をみんな食へさせなければならぬ、こういうときでございませうから、供出量等におきまして、相当無理な供出が行なわれたというようなことは、私もよく知つております。しかし、これは全國民のためでありまして、また、そのときの米価というものが、低米価というふうには言われておりましたが、これも着々正されてきておるような状況でございま

す。でございしますので、これを補償するというようなことは、これは経済の原則にも、あるいは論理からいつても、非常におかしいと私は思ひます。そのことにつきまして何も報償するというようなことはなくてよろしい、こういうふうに思ひます。

○河本委員長 松井君に重ねて申し上げます。あの質問者の予定もありますので、結論をお急ぎください。

○松井(誠)委員 私がこういう問題を持ち出すのは、冒頭に申し上げましたけれども、戦後日本の経済に貢献をしたという、そういう広い網で打つとすれば、農地改革だけ、旧地主だけをなぜ特に取り立ててやらなければならぬのか、その合理的な理由がないじゃないですか。そういうことで、多くの人が同じような例をたくさんあげられる。私は、やはり同じ農業の範囲内でも、しかも同じような時期に同じような形で財産権の侵害を受けた、そういうものに対する事後の措置は一体これでいいのかという問題を出したわけですね。これは何も奇想天外なこと、あるいはこじつけでも何でもないと私は思ふ。もしこの農地改革による報償といふものが正しいとすれば、やはりそれと同列に置かれてしかるべき問題じゃないかと思ふのです。いま大臣は、それは法律に基づいてやつたんだといふことを言われる。しかし、法律に基づいてやつたのは、農地改革もみんな同じです。しかも米の値段については、その当時の資料によりまして、所得どころの話じゃありません、もう生産費そのものを割る、そういう低米価、これは統計そのものがはつきり示しておる。そういう耕作農民のいわば犠牲の上に立つて、あの戦後の食糧危機といふものが乗り切れた。それが戦後の再建の一つの土台になつておる。これはもうだれでも認めることだらうと思ふのです。旧地主に金をやるということになれば、そういうものを当然同列に置かなければならぬという議論が出てくるわけですね。そういう点について、やはり逆にそういう不公平が出てくるということをお考えになりませんか。

か。繰り返してひとつ御意見を伺いたい。

○赤城國務大臣 米の供出の問題といふ問題を比較して、これが不公平だ、こういうふうには考えていません。

○松井(誠)委員 しかも戦後の日本の経済の再建という形でものを考えるとすれば、これはもう農地改革だけが報償をすべき対象じゃないわけですね。官房長官がおりませんから、その点はあと回しにしますけれども、いまの大臣の御答弁では、きわめて簡潔過ぎて私が理由がわかりません。私は当然同列になつてしかるべきものだと思ふ。なぜ一体それが同列になつてはいけないのですか。その合理的な理由というものをひとつ御説明をお願いしたい。

○赤城國務大臣 先ほど申し上げましたように、地主の土地を買い上げた場合の価格というものが、その当時におきましてはこれは相当な、妥当な価格だつた。米の価格におきまして、それは低米価あるいは低賃金と言われました。しかし、その当時におきましてはこれは相当なものであつた、こういうふうには考えています。でございまして、それを振り返つて、それに金を出して補償していく、こういうことは適當でないと私は考えます。

○松井(誠)委員 それは大臣違ひますよ。その当時の買収価格のことについては、またあとでお尋ねをします。しかし、少なくとも供出米価そのものは生産費を割つておつた。それは統計上はつきりしておるわけですね。しかし、買収の農地については、ちゃんと自作地の収益価格、それだけでは足りなくて、地主の探算価格という形で報償をしておる。むしろその当時十分な報償を受けたのは、農地改革の地主なのです。一方、そういう供出農民というのは、まさに最低限の生産費の補償さえもなかったといふことです。来年度の生産費に足りない本年度の米価という形が、三、四年続いておる。ですから、状況は同じじゃありませんよ。同じじゃないどころではなしに、むしろその耕作農民は補償さえもされてないという意味

な判断も加えてここに解決をしようということでありあります。

○河本委員長 松井君、もう一問で結論にしてください。

○松井(誠)委員 いまの御答弁の中で、高度に政治的な理由というのを言われていました。私も、最後という委員長の再々のおことばでありますので、だんだん最後にしたいと思うのですが、私は冒頭申し上げましたように、この法案というのは、いろいろ理由を聞いても、さっぱりほんとうの理由というものがわかりません。私は、もしそれに何か合理的な理由をつけるとすれば、少し言い過ぎかもしれませんが、農地の買収じゃないけれども、何か選挙の買収じゃないのか、そういうふうに考えると、何かいまままでわからなかったこの法律案の本質というものがすつとわかってくる。そう考へてこの法律案の組み立てというものを考へ、この提案理由のあいまいもこととした理由というものを読むと、そのことばの裏というものがわかってくる。この千五百億という膨大な金をほんとうに、その党利党略といひますか、そういうもののためにこれほど公然と使ったという、そういう例というものは、私はあまりないんじゃないかと思う。それくらいこの法案のほんとうの真意というものが、私は醜悪だと思ふ。政治的な配慮というものがあつたとすれば、まさにそういうことじゃないか。そういうことを考へて、われわれはこの法律案に絶対に反対をしないやならぬという立場を堅持している。この私の最後の意見について、もし御意見がありましたらばお答えをいただいて、私の質問はこれでやめたいと思ひます。

○河本委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○河本委員長 速記を始めて。林百郎君。

○林委員 総務長官にまずお尋ねしますが、先ほどの答弁によりますと、この心理的影響を考慮してこれらの人々に対する報償を実施する。この心理的影響ということに対して、これは地主

がこの日本の国の民主化に貢献したんだ、それに對する報いだと言いますね。どうして地主だけが日本の国の民主化に貢献したという資格が与えられて、これに報償を与えられるんでしょうか。

○日井政府委員 これは先刻申し上げておりますように、この心理的影響をひどく受けたということと、それから農地開放に、結果的という点もあるかもしれないけれども、これに協力をして、そうして短期間にスムーズに農地開放ができて、日本の食糧増産とか、ひいては日本の再建のために非常に役に立った、こういう点を評価いたしまして、多量に支払つて、これに對して報償を与える、出そう、こういうことになったわけであり

○林委員 農地の開放は、御承知のとおり、ポツダム宣言に基づいてこれが行なわれたわけでありまして、ポツダム宣言の中には「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ」こういう条項があるわけですね。この日本の国の民主主義的傾向の復活強化に對する障礙に地主制度が該当してゐる、これは除去されなければならぬものだ。さらにはこのポツダム宣言の精神がくまれないといふの諸文獻がありますけれども、たとえば當時の文獻を見ますと、数世紀にわたつて日本の農民を封建的圧迫により奴隷化してきた経済的束縛を除去し、日本人民が一そう平等に労働の果実を享受する機会が与えられるよう保証する手段を講じなければならぬ。数世紀にわたつて日本農民を封建的圧迫によつて奴隷化してきた経済的束縛を除去しなければならぬ。だから、日本の民主主義を推進する妨げになつておるものを取り除く、こういうことなんで、むしろ民主主義の推進の妨げになつておるものを取り除いたことに対して報償を出すといふことは、これは政治の姿勢を全くあやまたせるものじゃないですか。

○日井政府委員 昭和二十五年の九月十一日施行のポツダム政令によりまして、これが譲渡令が出た。これは第二次の……

〔発言する者、離席する者あり〕

○河本委員長 静肅に願ひます。

○日井政府委員 農地改革の実施かと思つておりますが、ポツダム宣言に……

〔離席する者あり〕

○河本委員長 御着席願ひます。

○日井政府委員 これが直接よつたかどうかといふことは、私も不敏にして知りませんけれども、ただ……

〔発言する者、離席する者あり〕

○河本委員長 御静肅に願ひます。御着席ください。

○日井政府委員 この農地開放が直接ポツダム宣言によつたかどうかといふことは、私は不敏にして承知いたしておりませんけれども、いま申し上げたように、昭和二十五年の九月十一日施行のポツダム政令の譲渡令、これによつてさらに一そうこの農地改革が徹底して行なわれるようになったことは承知いたしておりますけれども、そこで、その以前に、松村農林大臣の時分からすでにこの農地改革といふものに着手をいたしてゐたように聞いておりますが、しかし、ポツダム宣言といふものは、日本で受諾はいたしましたけれども、これは戦勝国の人たちが集まつての一方的な解釈もあつたと存じます。そこで、それに対しての解釈といふものはいろいろ學者においても説があるかと存じますが、ただ、私も考へますと、先刻も申し上げましたように、もしこの農地改革がスムーズにできなかったら、こういうことを考へますと、第一次大戦後においての小作争議の激増、したがつて第二次大戦後においては、これまた地主・小作間の非常な争ひといふものは当然予想されますし、そうすると、食糧の増産、ひいては日本の再建といふものも非常にばたいたつておるわけでございまして、そういう意味においては、やはりこの農地改革がスムーズに行なわれたといふことは、法律により、あるいはポツダム政令によつたといふいいながら、やはり結果的には、旧地主もこれに協力をいたしましたして、わずか三年のうちに二百

万町歩、四百五十万戸という自作農ができたといふことに対しては、これはもう私も評価をして当然であらう、こういう考へであります。

○林委員 総務長官、あなたの論理は全く成り立たないので、むしろ地主の制度といふものが数世紀にわたつて日本の農民を封建的圧迫により奴隷化してきた経済的束縛である、これを除去しなければならぬ、そして日本人民が一そう平等に労働の果実を享受するように、要するに現実に耕作している農民が現実的に労働の成果を享受するような、そういう機会を与えるような、そこを保証する手段を講じろといふので、むしろ民主主義の障害になつてゐたものが地主階級なんで、地主の制度なんで、これを除去したことに對して、おまえは精神的なショックを受けたからこゝで報償してやるなんていへば、どろぼうに入つて、どろぼうが家人に見つかつてショックを受けたから、おまえは気の毒だから報償するといふ論理と同じことになつて、これは政治を毒することになるのじゃないですか。これはもつと真剣に考へてもらはなければ、日本の国の民主化のために貢献したもの、第一に労働者階級があるし、そして當々として働いた農民もあつて、そして平和のためにいろいろ貢献してきた青年やたかさんの人たちがいるわけですから、何も地主だけが特にいまの段階で、二十年もたった今日、報償を受ける資格があるなどといふことは、これは間違ひです。むしろ当然除去されなければならぬ勢力じゃないですか。このことが終戦當時のポツダム宣言の精神だったんじゃないですか。

○日井政府委員 林先生のような共產主義のお立場から考へますと、あるいはさういふお考へになるかもしれないし、これはもうひとりの土地といわず、ほかのものについてももっと除去すべきものがあるかもしれないふうなお考へもあるいはあるかもしれませんが、しかし、やはり憲法に保障された一つの財産権といふものに対する考へ方からすれば、やはりいろいろお説は、いまもお話

が各方面からあつたように、過去においてどうし

戦争の打撃によって慰謝を受けなければならぬ者はたくさんありますよ。原爆の被害者だとか、あるいは普通の民間の戦災者だとか、戦争未亡人だとか、戦争孤児だとか、引き揚げ者だとか、そういうものは、政府は、いままで生活の実情から離れて、戦争によって精神的なショックを受けたからといって、いわゆるあなた方の言う慰謝料だとか報償などを与えたことがありますか。一つもないじゃありませんか。ほんとうの戦争の被害者に対してはそういうことを与えなくて、旧地主だのけを——これは工藤調査によって明らかじゃない

程度は、譲り受けを受けた農民よりは一般的には高いと、そう言われているじやありませんか。それをどうお考えになるのですか。

○日井政府委員 この報償法案は、いわゆる戦時中の犠牲者というようなものの処理というものと

は全然別個でありまして、それとはまた違ふわけ
でございます。それらの点につきましては、たとへ
ば海外引き揚げ者に対しては海外引き揚げの給
付金を支給するとか、あるいはまた戦争未亡人、
戦没者の妻に対してはその給付金を支給すると
か、在外財産に対しては目下審議会で審議中で
ございますが、それぞれそのときに応じて適当な
施策をやっておるわけでございます。この問題も
長い間の問題でございまするし、やはり民主化
に――旧地主を非常に悪く御解釈のようであり
ますけれども、必ずしも地主であるからみんな悪
いということばかりでなく、やはりその地主たる
ことを法のあれとはいひながらやめて民主化した
、そういうことに對してやはり短期間のうちにや
つたことについては、結果的においては協力をし
た、こういうふうには善意に解釈して考えておる
次第でございます。

○林委員　長官、戦争の勢力になる危険がある
と、民主化の阻害になると言つて取り除かなけれ
ばならないということをポツダム宣言によつて命
ぜられておるものが、それをあなたの言うような
民主化に貢献したというようなことでもし報償金

を出すとすれば、あの当時の一連の措置はみんなあれは適当でなかったということ、ここであらためてそれを評価し直す。個々の地主の人のいい悪いじゃないですよ。地主という制度、日本の国に長い間あった地主という制度が、日本の民主化に大きな阻害になるので、これは取り除かなければならないと言われて、それによって法律をつくりましたよ。十分、不十分はあっても、少なくとも合理的な補償もしてあるんですよ。それをいま、あれはやはり気の毒だったとか、あれは強制的にやられたのだとか——法律までつくってやられていたのですよ、自創法や農地調整法がね。それをあれは強制的だったなというところを言うならば、これは考えようによっては憲法もまた強制的に与えられたものだ、いまからもう一度評価し直さなければならぬ、こういう思想を通じてくるのじゃないですか。しかも、もう一つ、このことで問題になるのは、この農地被買収者に対する補償金給付のための運動を過去において行ってきた組織や役員はどうかというところ、みんな自民党の諸君ですよ。自民党の中の農地問題調査会、ここにいていなる、これはわかりますけれども、調島さんであることはわかるけれども、全国農地解放同盟の会長は下條康磨さん、これは他の同僚から出ましたように、原健三郎さん、山崎猛さん、みんなこの運動の指導者は自民党の人たちですよ。しかも有力な幹部級の役員ですよ。しかも、この運動をするにあたって、これはまずこの運動に参加する者の名簿を出して、名簿を出した者に対しては年度の報償金を目当てにしてあらかじめ会費を徴収しておるのです。名簿を出さない者は報償金は取れないのだということ、引きつけてきているわけですね。これは二百万人農村にいてというわけですね。しかも、この運動は選挙の間ぎわになると、いままでも過去の歴史からいって熾烈になってくるのです。これは国会の名をかかり、国会を利用した自民党のための選挙の買収だと、世間ではこういう批判が、あなたの耳に入っているかどうか知りませんが、もう猛烈

と起きてきております。過去の歴史的な事実を見ても、この運動が国会の選挙が近づくと燃え上がってくるし、今度も参院選を前にして、このように急いでおります。何でもこんなに急ぐのか、あんなのは。こんな重要な問題はゆっくりやったらいいじゃないですか。私は、そういう世間の批判は当たっていると思うのです。過去の運動の実績からいって、ちゃんと名簿を出させて、これをしっかりと握って、名簿を出した者だけに報償をやる。その出した会費も、何億という会費になっているのです。こんなことに国会が利用されては、われわれはたまにはあります。自民党の選挙の買収費を、国会の名を使って合法的に出そうとしているんだという世間の批判に、われわれ利用されては困るわけです。「何を言うか」と呼び、その他発言する者多し。世間がこう言っているわけです。私が言うわけではないのです。それに対して、総理府総務長官として、また自民党の幹部として、どう考えておりますか。

〔発言する者多し〕

○河本委員長 静肅に願います。

○日井政府委員 いまのおことは、ちょっと常識から考えても過ぎると思うのですが、しかし、まあ反対するお立場からはそういう議論も成り立つかと思うのでありますけれども、しかし、このきまりましたのも、やはり総理府に臨時の農地等被買収者の調査室を設けまして、そうして生活の問題や基本の問題、また世論等も調査いたしまして、その結果やったわけでございまして、単に独断的にきめたというわけではございませんで、十分調査をして、その上で決定したわけでござい

ます。

○河本委員長 林君に申し上げます。約束の時間がまいりましたから、結論を急いでください。

○林委員 世論世論と言いますけれども、工藤調査の報告を見ましても、それにしても巨額な金額を被買収者に交付することは、諸般の事情上適当でないという見解が多かった、こう言っている

じゃありませんか。あなた方が自分で信頼してつ

くった工藤調査会長が、こういう報告を政府に出しているじゃありませんか。何が適正な世論なんですか。しかも、このために千五百億近くの政府債を発行して——私は、このことを今度は大蔵関係の政府委員にお尋ねしたいのですけれども、これは非常な大きな犠牲になると思うのです。このようにばく大な政府債を、一体どのようにして償還するつもりなのか。この財源は何なのか。税金による国家予算の支出によってこれをまかなっていくのか。あるいは将来——ひとつ大蔵省の方、メモしておいてください、まとめて聞きますから。それから、譲渡禁止の規定がありますけれども、これは絶対将来取り消さないという確言がこ

して私は極力推進しなくてはならぬ、こう思っております。

○赤羽説明員 ただいまの御質問の第一点でござい

こでできるかどうか。それから、この国債の取り扱いについては大蔵省令によって措置をすること書いてあるけれども、どのような措置をするのか。買い受ける請求があった場合には買い受けてもいいというような措置をここでするのかどうか。

○赤羽説明員 たいだいまの御質問の第一点でござい

これはまた農林大臣にひとつお聞きしますけれども、この千五百億の政府債を、いまここでこの金を食費会計の赤字に充当すれば、これは当然米の消費価格も上げなくて済むわけなんです。そうして、物価の高騰を抑制することもできるわけなんです。この膨大な政府債が民間へ散布されれば、これがインフレの要因になって、さらに物価を高騰させる原因になるわけです。今年度すでに米の生産者価格を上げるために、消費者価格をさらにスライドして上げなければならぬと言っている。そういうときに、単に一部の地主の、しかもいわれなき補償のためにこんな金を出すよりは、全人民の利益のために食費会計の赤字にこれを充当して、そうして生産者と消費者のいずれにも迷惑をかけないような、こういうような農政をどうするか。これを大蔵省の政府委員と赤城農林大臣にお聞きしたいと思

○赤羽説明員 整理基金の収支はなされております。その一部の償還につきましては、財政制度審議会にもはかりまして、恒久的な減債基金制度というものを確立してまいりたいと存じます。

○赤城農林大臣 農政と別個の立場からこういう措置をとることに相なったわけでござい

○赤羽説明員 整理基金の収支はなされております。その一部の償還につきましては、財政制度審議会にもはかりまして、恒久的な減債基金制度というものを確立してまいりたいと存じます。

支障がないように十分配慮しろという一般方針の原則が宣明してございます。この公債が発行されるということになりますと、その償還には十分万全を期していきたいと存じておるような次第でございます。

それから、その手続でございますが……

○林委員 譲渡禁止の規定は、これについて将来はこれは改正しないということは明言できますか。これが譲渡禁止の規定が……

○八塚政府委員 その点につきましては、私どものほうの所管でございますから申し上げませんが、法律に、政令で定める場合を除くほか処分をすることができないということで政令で定めるつもりでございます。政令で定める場合は、国に、つまり繰り上げ償還をするというような場合、あるいは将来、いまのところまだ確定いたしておりませんけれども、特定の金融機関、たとえば国民金融公庫、そういうようなところで特別に金を貸すというような制度ができました場合には、担保権の設定というようにも考えておりますが、それ以外については考えておりません。

○林委員 それから買い上げ請求があつた場合には、それに応ずる措置を講ずるか。

○八塚政府委員 それは将来そういうことを考えるということでございます。いま直ちにそれをいふ、どうするということまでは考えておりません。

○河本委員長 林君、時間が過ぎておりますので、質問はまとめて簡単にひとつお願いいたします。

○林委員 もう一つお聞きしますが、結局譲渡禁止の規定がある。これはおそろくわれわれの質問に対して、譲渡禁止の規定があるから、これはインフレの要因にならないのだ、これは市中銀行の引き上げとか、あるいは日銀への再担保、あるいは買い受け請求はしないのだ、譲渡禁止で本人が持ったんすの中に入れておるだけだ、こういう回答をしようとしてこうやっているけれども、こまかいことは政令というか、大蔵省の省令ですか、大蔵省で扱っている。そうすると、そこで担保禁

止が緩和される、あるいは場合によっては買い取りの請求も、繰り上げ償還もするということになる。これは結局市中銀行の引き受けだとか、あるいは日銀への再担保ということになれば、これはそれだけインフレの要因になる、私はそう考えます。そのことが一つと、時間がないからもう一つ長官にお聞きしますが、工藤調査によりまして、被買収世帯の世帯員で、市町村長、地方公共団体の議員、教育委員等の公職に就任においてつ

いたことのある世帯の比率は、買い受け世帯及びその他の一般世帯のそれに比べてかなり高いが戦後においてもその差は必ずしも縮まってい

要するに地方において相当高い地位にある。ということは、依然として経済的な基礎は、地主としての基礎はなくとも、思想的な考えとか、あるいは身分的な関係で、まだ地主と小作というような関係が残っている。やはりその人が市町村長や市町村議員や教育委員になって、依然としてその身分関係が残されている。これにさらに今度は民主主義のために除去されなければならないという立場を無視して、あなた方がこれを激励するということになれば、この封建的な身分関係を激励し、さらに強化することになるのではないか。それはやはり農村の民主化を阻害することになるのではない

か。要するに、身分的な関係は戦前と戦後とそう変わっていないのです。依然として地主は社会的な地位が高いところにあるというのです。それを取り除かなければならないというのが、ポツダム宣言なんです。それをあなたがここで激励すれば、そういう封建的な身分関係をさらに激励し、固定化することになるのではないか。さらに考えようによつては、これがもし自民党の選挙の基盤になるとすれば、これは自民党の選挙の大きな勢力のてこ入れになる、こう世間が言うのも、あなたがちこれは無理がない、こう思いますけれども、この法案がかえつて農村の民主化に反し、現在まだ残っている地主と小作の身分関係をさらに強化し、固定化することになるのではないか、この点が長官に一つと、それから先ほどの大蔵省の政府

委員には、インフレの要因について、譲渡禁止の規定が緩和される、あるいは繰り上げ償還する、あるいは買い受け請求があつた場合には買い上げやるといふようなことがあるとすれば、これは大きなインフレの要因となると思うがどうか、この二つ。

○日井政府委員 工藤調査会の報告には、いまお説のように、やはりその指導的立場を旧地主の方々が相当買い受け人より占めておるといふことは、そのとおりであります。しかし、これはやはり過去のあれを見ましても、それは一つは経済的な力からそういうことができたといへばそうでございます。いま申し上げても、やはり地方から東京に勉強に来る、こういうような方々はやはり地主階級の人が多かったんで、したがって、いわゆるインテリと申しますか、知識階級と申しますか、要するに指導的、いってみれば能力のある方は、旧地主階級の中にある。したがって、今日のように選挙も自由になり、市町村長も投票によるという非常にも自由な現在の中におきましては、自然的に指導的な立場になつていくのじゃないか。

ところが、非常な農地の改革によつて力がなくなつて、勉強さへ子弟はやれなくなつたというあれが今日までできておりましたが、今後のことについてはわかりません。したがって、これをしたから、別に旧地主のクラスにおいて強化する、こういうことは御心配に及ばないのじゃないか。これに、多額といつても、これは数が何しろ多いのですから、集めると千四、五百億円になるのですけれども、個々にすれば決してそういうほどの額でもない。ことに中小の旧地主が多いのでありますから、そういう点の御心配はない。

○八塚政府委員 私は、大蔵省でなくて総理府でございまして、これは先ほども答へがありましたように、一般財源で償還をするわけでございまして、したがって、政府が財源を調達するために出す国債ではございせんから、インフレには関係がないわけでございまして。

○河本委員長 もう一間で終わらしてください。

○林委員 それでは、これで結論を申し上げます。政府が財源をつくるための政府債ではないといふけれども、生産の裏づけのない有価証券が千五百億も市中に散布されて、それは生産に裏づけられておらないのであるから、しかも、あなたの話を聞くと、法律の譲渡禁止規定を漸次緩和する方向を實際は大蔵省の省令として考えているということになれば、これだけの膨大な有価証券がしかもそれと見合う生産物がないのに、市中にこれが散布されるということになれば、これは明らかにインフレの要因になりますよ。だから、そういう意味で、私はこれが大きなインフレの要因に将来なる。譲渡禁止の規定が漸次緩和されていく方向を腹の中では考えている。しかし、ここでそれを言えば差しさわりのあるから、それを隠しているのじゃないか。そして省令に委任しているのじゃないか、こういうふうに思ふわけです。この問題は、工藤調査によりまして、中より上の暮らし向きであるとする暮らし向きの比率は、被買収所帯は買収所帯その他の一般所帯に比べてかなり高いというのです。地主の生活が困るとか何とかという前に、まだこれは恵まれてる部類だということ、あなた方が委任をした調査会の報告にもあるわけですから、これはあなたによく考えてもらわなければならぬ。この法案は重要な法案です。私は機会あるたびにさらにこの法案についての本質を追及するために質問したいと思ひますけれども、きょうは質問はこの程度にしておきます。

結論として、本法案の性格は、佐藤内閣の軍国主義の復活の政策の一つだということ、旧戦争協力政策に対するてこ入れであつて、農村における半封建的な遺産を強化することになつて、かえつて民主化に逆行する反動的な施策だということ、さらに選挙をねらつての農村における自民党の勢力の温存であること、この世間の批判は私は否定できないと思ふのです。共産党は、このような意味でこの法案に断じて反対いたします。質問については、さらには適当な機会を見て追及することを

留保して、私の質問を終わります。

○河本委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後九時十六分休憩

午後九時二十二分開議

○河本委員長 これより再開いたします。

本連合審査会は終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後九時二十三分散会

昭和四十年五月十八日印刷

昭和四十年五月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局